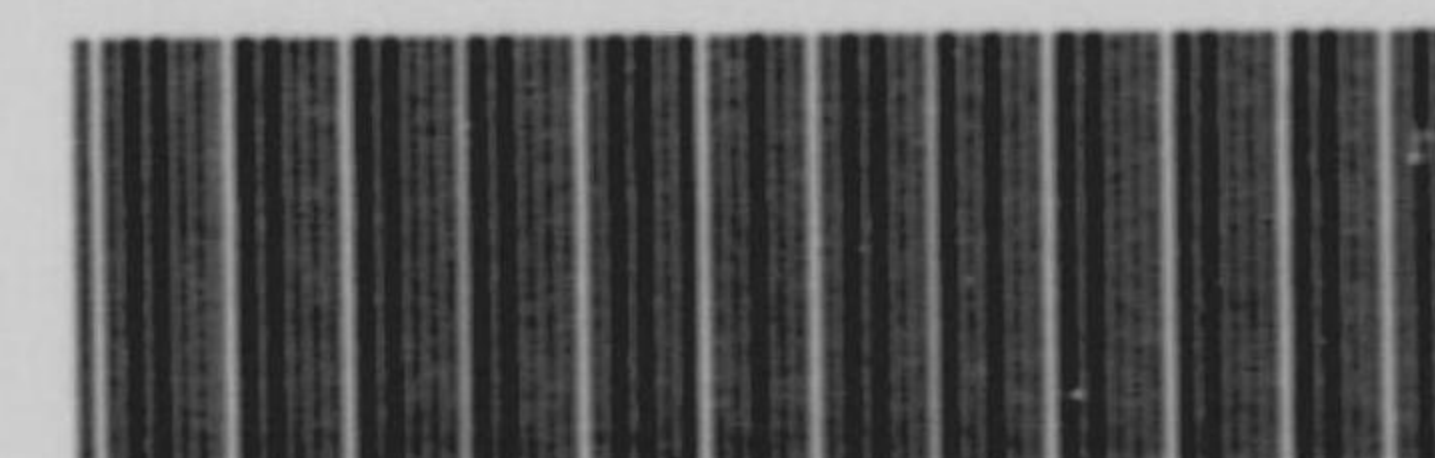


317.92  
W12

〇  
複  
写



\*0007274000\*

0007274-000

317.92-W12ウ

支那官制発達史

和田清・著

中央大学出版部

上

昭和17

ABH







317.92  
W12



東京帝國大學教授  
文學博士 和田 清 編著

# 那官制發達史(上)

—特に中央集權と地方分權との消長を中心として—

中華民國法制研究會





序  
文

本書の編著者和田博士は、嚮に民國に於ける地方自治の基本的制度にして支那民族に對し甚大なる効果を及ぼした保甲制度を中心に、同國地方自治の様相をその著「支那地方自治發達史」に於て解明せられ、日華兩國學界の絶讃を博して、東亞新秩序建設途上の世務の指針として寄與するところ大なるものがあつた。然るに同博士は更に又斯界の俊材櫻井芳朗、濱口重國、中島敏、村上正二、淺野忠允及び百瀬弘の六氏を率ひ、精細なる考證の下に正確に史實を把へ、ここに支那官職制度の研究を完成せられた。予は同博士等の眞摯不撓の努力に對し最高の敬意を表するものである。

凡そ一國の官職制度發達の沿革を知ることとは、その國の歴史、政治、經濟、法制等百般の社會事情を理解するため必要缺くべからざるところである。殊に支那民衆の思想には、官となり吏となることが人生に



於ける最大榮譽最大幸福なり」との觀念が根強く植付けられて居り、この思想は如何なる時代の官職制度の編成にも陽はに反映して居るのであるから、支那に於ける百般の事情を理解せんとせば、須らくその官職制度を研究すべしと謂ふも決して過言ではあるまい。

清朝が鴉片戦争に敗れて以來、支那は英米勢力侵略の地と化し、英米思想は同國のあらゆる部門に浸透した結果、その影響は官職制度の上にも及び、西洋傳來の新制に依る變革のために官職制度は次第に民族的色調を失ふに至つたのである。然るに肇國の大理想に基き、東亞の天地を英米勢力より解放して東亞諸民族自決の地たらしめ、皇國を中心とする道義に基く共存共榮の新秩序を確立せんと念願するわが帝國は、昨年十二月八日英米兩國に宣戰して蹶起するや、二月十五日早くも英米兩國の東亞侵略の據點たるシンガポールを覆滅するに至つた。中華民國國民政府はこの帝國の眞意を諒解し、帝國と苦樂を偕にして大東亞共榮圈の建設に精進して居るのであるから、今や同國百般の社

會事情を歪曲し來つた英米依存思想を芟除し、支那民族固有の理念をもつて一切の體制を整備すべき絶好の機會が到來したのである。

予はこの民國の現在及び將來を思ひ、同國爲政者が近く官職制度の再編成を企劃すべきことを待望すると同時に、その際には必ずや本書より示唆を受けられること甚だ多かるべきを確信するものであつて、茲に一言この期待を述べて本書の序とする。

昭和十七年二月十八日 戰勝第一次祝賀の日

中華民國法制研究會々長  
帝國學士院會員法學博士

松本 丞治 識



## 自序

支那に於ても世は次第に進み、地方の開発、交通の利便と共に、中央集権的の傾向は一代毎に強くなつて來てゐるのであるが、それにしても未だ大分地方分権的の殘滓がなくはない。例へば近世に於ける總督・巡撫の如きは、言ふまでもなく、中央から任命せられた地方長官であるから、之を我が國の府縣知事にも比較すべきもののやうである。ところが事情は大分違つて、支那の地方長官の権限は我が國のそれなどは比較にならなく大きい。營にその管轄の範圍が老大であるばかりではなく、委任せられた権限が非常に廣くして殆ど半獨立の姿を保つてゐる。第一に總督・巡撫は地方長官ではあるけれども、我が國の内務省に當る中央官廳の戸部には隸しないで、直接に天子に屬し、戸部の管轄は受けてゐない。その他地方長官は管内の小吏の任免黜陟を隨意にし、一般の民政のみでなく、或る程度の司法及び軍事の権限まで賦與



せられてゐる。地方の獨立はそれだけではない。なる程或る場合には各地方の間に協濟とか應援とかの規定もないことはないが、それは寧ろ特別の場合で、原則的には各地方は各々獨立で、他地方の事には關知しないのである。だから甚しい場合には内亂や外寇が起つても、各地方は殆ど助け合はず、互に獨善主義を守つてゐる。支那の各地方が如何に孤立的であるかは、外國に派出される留學生などでも、多くは地方地方を單位として選出されてゐるのから見て、能く解る。

これは一には地方分權といふよりも、支那官制の特色として職事が多く受負的性質を帯び、各官は寧ろ自主的で、上官は専ら成績に依つて下僚を監察するだけで、餘り進んで之を指揮董督しないところから起つた點もあるであらう。併し主としては支那の疆域が尨大に過ぎ、交通聯絡が不充分なところから、過分の權限を地方官に假した爲めに起つた現象でなければならぬ。いづれにしても、これが往時の支那の社會情勢に適應して生じた結果であつて、支那制度上の著しい特色をな

してゐることに疑ひはない。

中華民國法制研究會の故村上貞吉氏は夙にこの點に注意せられ、私に望むに支那に於ける中央集權と地方分權との消長を歴史的に調査して欲しいといふことであつた。同氏には前にも近世支那に於ける保甲制度の沿革の調査を委囑され、松本善海、中村治兵衛諸氏と協力して、本叢書の前篇である「支那地方自治發達史」を書き上げたことがあつたが、それは餘りに倉卒の際に成つて意に滿たぬ點が多かつた。だから、今度は少し丁寧にやり度いと思ひ、豫め二三の同志と相談をした結果、與へられた問題だけでは纏りも悪いし、讀者の理解にも不便であらうといふので、題目を少しく更へて、支那官制發達史、特に中央集權と地方分權との消長を中心にしてといふものにして之を研究して見ることに相談が決つた。ただ支那歴史の分野には未開のところが多く、問題の研究は相當に困難なので慎重に人選をし、大泉師範學校の櫻井芳朗氏に上代を漢代まで受け持つて貰ひ、東京帝國大學の濱口重國氏に



魏晉南北朝から隋唐の初期までを、九州帝國大學の日野開三郎氏に唐の中期から五代宋までを、蒙古研究所の前田直典氏に遼金元代を、同じく浅野忠允氏に明代を、東方文化學院の百瀬弘氏に清代を割當てた。それは確か昭和十四年の春のことであつたと思ふ。これらの諸氏は皆少壯有爲の専攻家で、各々その得意とする所を量に随つて分擔したのである。それから大抵毎月缺かさずに相集つて會合を開き、互に聯絡を取つて研究を進めて行つた。ところが好事魔多して、その仕事がほぼ一年に垂んとする頃、昭和十四年の末になつて、日野氏が先づ應召して入營して了つた。日野氏は人も知る唐宋時代の専門家で、最も成績を擧げてゐたのであるから、その半途にしての脱退は自分等の仕事に頓挫を來さざるを得ない。併しそれも國家の大事で仕方がないから、會の方へ申出て諒解を得、更に一年の延期を願つて、更めて唐五代までを濱口氏に續けて貰ひ、宋代を新に東方文化學院の中島敏氏に委嘱して日野氏の闕を補ふことにした。かくして工作の進む中、今度は前

田直典氏が病魔のために倒れて了つた。これ亦萬已むを得ないことなので、東方文化學院の村上正二氏に無理を頼み、遼金元の所を代つて頂くことにした。前田氏には既に大部の草稿があつたのであるが、未だ清書してなかつたから、他人である村上氏に之を繼いで貰ふわけにも行かず、全然新に稿を起して頂いた次第である。かくして難航を續けて漸く出來上つたのが本書であつて、結局その分擔は左の如くになつた。

序 説

第一章 古代

第二章 秦漢時代

第三章 魏晉及南朝時代

第四章 北朝時代

第五章 隋唐時代

第六章 宋代

和田 清

櫻井 芳朗

濱口 重國

中島 敏



第七章 遼金元代

第八章 明代

第九章 清代

一〇

村上正二

淺野忠允

百瀬弘

要するに初めに慾を出し完璧を期し過ぎて、餘り多くの専攻家を煩はした結果、途中で意外の人事の變動に會ひ、爲めに豫定の期限を倍加して、その間には本來の計畫者の村上貞吉氏の遠逝にまで逢つて了つた。さうして、最初の期待に反して却つて統一が悪くなり、中央集權と地方分權との消長のことも案外要領を得ないことになつた觀がある。これは編纂者として故村上氏には勿論、依托者の中華民國法制研究會にもまた一般世間の讀者に對しても誠に申譯ないことと思つてゐる。併し兎に角同志の各人が各々微力の限りを盡して仕上げたものであるから、その製作の由來を記して序に代へる次第である。

さらでだに色々迷惑をかけてゐるのに、今度は殊に上述の如き次第であつたから、中華民國法制研究會々長松本丞治博士はじめ理事の方

々、殊にその主事の廣瀬武文氏には一方ならぬ配慮と奔走とを煩した。ここに特記して深甚なる謝意を表する。

昭和十七月二月

和田清



目次

序文	
自序	
序說	一
第一章 古代	一五
第一節 殷代	一五
第二節 周代	一九
第三節 春秋戰國時代	三八
第二章 秦漢時代	三一
第一節 天子	三二
第二節 宮內官廳	三五
第三節 中央政府	三九
第四節 地方政府	五九

目次



第五節 概括

括

第三章 魏晉及び南朝時代

第一節 王朝興亡の跡

第二節 門閥貴族の成立と君主権の衰退

第一項 貴族の政權壟斷

第二項 九品中正制度

第三項 土地問題

第三節 官制と軍制

第一項 中央官制

第二項 軍制

第三項 地方官制——特に刺史

第四項 南朝末に於ける貴族の政治的勢力の動搖

第四章 北朝

第一節 王朝興亡の跡

第二節 後魏の君主権

第一項 軍制

第二項 君主と漢人豪族大宗

第三項 三長制と均田法

第四項 官制

第五項 氏族の再分定

第三節 東西魏・北齊北周の君主権

第一項 後魏の分裂

第二項 東西魏と北齊北周

第五章 隋唐時代

第一節 王朝興亡の跡

第二節 君主権の伸張と中央集権的政策

第一項 門閥の政治的勢力の衰退

目次



第二項 試験制度の採用……………一三八

第三項 地方官制の大改革と官吏任用権の回收……………一三六

第四項 兵権の回收……………一四一

第三節 官制と軍制……………一四六

第一項 中央官制……………一四六

第二項 地方官制……………一五四

第三項 軍制……………一五七

第六章 宋代……………一六五

第一節 中央集権政治確立……………一六五

第二節 宋代官制の概観……………一七〇

(I) 元豊以前の官制……………一七〇

(II) 元豊の新官制とその得失……………一七五

第三節 中央官制……………一八四

(I) 宰相……………一八七

(II) 軍政……………一八七

(III) 財政……………一九〇

(III) 銓選……………一九三

(V) 司法……………一九六

(VI) 監察……………一九八

第四節 地方行政……………二〇一

(I) 路……………二〇一

(II) 府・州・軍・監……………二〇七

(III) 縣……………二一〇

第七章 遼・金・元代……………二一五

第一節 遼・金・元三朝の支那統治機構の特質……………二一五

第二節 遼朝統治機構の二元的形態……………二一九

(I) 契丹王國の統治形態……………二一九

(II) 遼朝統治機構の成立過程……………二二四



(III) 遼朝に於ける二元的統治機構の完成……………二三八

第三節 金朝の統治形態……………二四〇

(I) 金朝初期に於ける女眞的官制……………二四〇

(II) 中期に於ける支那的統治組織の成立……………二四七

(III) 金朝統治機構の完成……………二五二

第四節 元朝の統治形態……………二六三

(I) 蒙古帝國の制覇とその統治形態……………二六三

(II) 元朝の成立とその中央集權制の確立……………二七九

(III) 元朝に於ける統治形態の構造……………二九六

(III) 中央と地方との關係……………三四三

# 支那官制發達史

——特に中央集權と地方分權との消長を中心として——

和田 清 編



## 序 說

支那の封建制度は周代の間に過ぎて、秦の始皇の一統以來はほゞ中央集權に近い政治が行はれることが多かつた。……此の二千年來は大體その郡縣政治の官僚組織を中心にした國柄であつたから、官職制度のことは頗る之を重視したのである。支那人の理想によれば、聖王統治の根本要義は、能く賢能を選んで各々その職司に任じ、野に遺賢なく、天下萬民をして皆その所を得しむるに在り、民人としては自らその選に膺るを得て、官となり吏となることが、人生に於ける最大榮譽・最大幸福であると考へられて來た。これが支那には諸外國には類例もない官吏の任免黜陟のことを專任とする役所（例へば吏

序 說



部の如き)があつて、それが諸官廳(即ち六部等)の隨一に置かれた所以である。

支那の歴史書には「漢書」の百官公卿表以來、歴代の正史に大抵百官志・職官志といったやうな官職制度を詳述した部門がほゞ備はり、その他、唐の杜佑の「通典」や宋の馬端臨の「文獻通考」を首とした所謂九通や諸種會要の如き政書が代々その迹を絶たなかつたのもその爲めであり、殊に官撰の行政法規集である令が發達して、尨大精細な唐の「六典」や明清の會典のやうなものにまで成つた所以も實にこゝにあるのである。なほ例へば「四庫全書總目提要」のやうな支那の書目類を見ると、通制・典禮・邦計・軍政・法令・考工等の所謂一般政書の外に、我々から見ると當然通制の一部とも考へられる職官だけが、別出して前に置き特別鄭重に取扱つてあるのであつて、その點は通典の如き政書内部の編制に於いてもほゞ同様である。これらから見ても、支那人が如何に官制を重視したかは能く解る。されば此の官制發達の沿革を度外視しては、支那の歴史も社會も十分に理解し難いのである。併し數千年に渉る複雑なる變遷を滿遍なく説明することは、こゝにその邊もなく、また場合でもないから、たゞその發達の大勢を示し、併せて二三の特色を掲げて、以つて本論讀解の際に幾分の便宜を期し度いと思ふ。

支那の制度沿革の大勢は概して言ふと五期に分れる。第一期は先秦時代であつて、此の時代にはまだ十分な中央集權もなく、後に發達する支那獨特の官僚國家の萌芽發生の時代ともいふべき時期である。勿論此の時代に既に氏族制度を過ぎた封建國家としての相當高度の發達があつた筈であるが、先秦時代

のことは史料が缺けて詳にし難い。今日傳はる諸種の史料は實は後世に擬作されたものが多く俄に信憑することが出来ない。これが此の時代を萌芽發生の時期と稱する所以である。第二期は秦漢から魏晉南北朝にかけての時代である。秦の始皇帝が天下を統一して、封建を改めて郡縣にし萬事を一新してから、ほゞ中央集權に近い政治が行はれた。秦は忽ちにして亡んだけれども、之に繼いだ漢は大體その制度を襲つて變へなかつたので、こゝに後世支那の特色をなす官僚組織の基がほゞ出來上つたのである。その後魏晉南北朝と時代の移るに隨ひ多少の變遷はあつたが、未だ大いなる改變は起らなかつた。その改變の行はれたのが、次ぎの隋唐の時代である。隋が南北兩朝を合一するや、こゝにその制度を調整する必要を生じた。殊に秦漢の制度は時々補綴されたとは言へ是に至つて千年に近く、大分時代の新情勢に適合しなくなつて來てゐたので、勢ひ根本的の修改を必要とした。斯くして隋の改革したものを承けて大成したのが唐である。唐の制度はやゝ完璧に近かつたので、唐の文化の世界共通的な特性と相伴つて、その影響は廣く四方に及び、東亞諸國の擧つて學ぶ所となつたことは、何人も知る通りである。嘗に廣く四方に擴がつたゞけでなく、遠く後代にも影響を及ぼし、後の宋遼金元諸朝は概して言へば唐制に從ふ所が多かつた。これが支那制度發達上の第三期である。第四期は明清の時代である。元の後を承けた明朝では、如何に先例を貴ぶ支那人でも、夷狄出身の元朝の先蹤には隨ひ兼ねたので、古に復すと稱して多くの新制を起した。時は正しく唐初以來六百餘年で、時代の變遷は偶々舊制の維持を困難としてゐ



たからである。明の太祖の改革は一般に知られてゐないが、それこそ政治・軍事・經濟・社會・教育・文化の各方面に向つて根本的の刷新を施したものである。明の天下が三百年の太平を維持することが出来たのも、全くその施政の根本組織が善かつたからだと言はれてゐる程で、後に滿洲から起つた清朝は殆ど全くその制に従つて之を改めなかつたのである。さうして此の尊貴なる祖制に對して變革を追つたものは西洋傳來の新制に外ならぬ。支那の最近世史は西洋勢力の侵迫史であつて、幾千年來の支那文明はこゝに曠古の改變を餘儀なくせられたのである。これが清末から民國に渉る第五期である。

今西洋化した最近期を除き、從來の舊支那制度發達の過程にあつては、その著しい特色が數種ある。先づ第一に擧ぐべきは、支那官制の波紋的循環發生とでも言はうか。天子の側近の私的の微臣が次第に權力を得て、表面の大官を壓し、やがて之に取つて代ると、又その裏面に私的な實權者を生じ、それが發達して表面の大官となり、絶えず之を繰返すことである。一二の實例を擧げて説明すると、例へば秦漢の際に宰相として庶政を總括するものは丞相とか相國とか曰つた。丞相は丞相府といふ官署に居り、長史以下の官屬を置いて、漢初までは相當威權の強いものであつたが、その中、尙書とか中書とかいふものが現はれて、漸くその權力を寡つた。尙書とは元來丞相の下で政務を分擔する官署の一なる少府の屬官に過ぎず、初めはたゞ殿中にあつて發書を掌る微官であつたが、天子の秘書の任に當る所からやがて次第に權力を加へた。漢の武帝が遺詔して大臣霍光を領尙書事とし、幼主昭帝を輔けしむるに及び、

初めて表面に立つて來た。勿論領尙書事も天子の私人で、禁中にあつて尙書の事務を總管し、十日に一日退出して休沐するだけのものであつたが、併し内實は攝政も同じで、是に至つて漸く丞相の權限を犯すに至つたのである。かくて領尙書事は或は錄尙書事とも稱せられ、尙書の威力の次第に加はると共に、その官屬にも令・僕射・尙書等が備はり、やがて獨立して尙書省といふものになつた。尙書令僕は天下の宰相で、尙書省は古の丞相府に代るものである。

中書とは中官尙書の義で、武帝が宴遊に耽つた結果、宦者を以つて任命した尙書である。初めは中書謁者と曰ひ、専ら内勅の傳宣に勤め、尙書と並び存したが、後漢の光武帝が權臣を厭ひ、宰相を抑損して内臣に委任するに及び、中書の權力は次第に増し漸く官屬を備へ、宦者から出た曹魏に及び、中書の長官の監令は宰相の實權を握るに至つた。門下省の長官侍中はその名の如く元來天子の左右に侍する侍者であつたが、尙書・中書が漸く表立つて來ると、代つて機要に居り次第に實權を加へ、宮中黃門の下に居つた所から門下省の名も起り、北魏の時侍中黃門は小宰相と云はれたといふ。かくて南北朝の頃から尙書・中書・門下は並んで三省と稱せられ、隋唐に及んでこれが表面の政府になつた。

しかもその中、中書は詔命を宣奉し、門下は之を駁議し、そこで確定したものを尙書省が承けて之を天下に施行するので、尙書省は最も派手な表立つた官署であつたが、それだけ形式的で實權はなく、實力は次第に益々内面の中書・門下に移り、尙書省は南省と曰つて外にあり、内にある中書・門下だけで



政事堂を組織して大事を議定した。否、その中書門下さへ漸く表立つて來ると次第に實權を失ひ、天子は自ら親信する人を選んで、之に同中書門下三品若しくは同中書門下平章政事等を加へてその事に與らしめた。同中書門下云々はその名の如く中書門下の心得に過ぎなかつたが、併し天子の親任があつたので、實權は漸く之に移つた。宋の宰相同平章事の名はこれから出てゐるのである。さてその同中書門下平章事も漸く表立つて來ると、唐末には天子の顧問の翰林學士院が之に代つて重く、内相の稱があり、また宦官から成つた樞密使が次第に實力を有するやうになつたが、これは後には兵權を帯びて武官に變つて了つた。

宋の太祖は權臣を抑へて天子獨裁の紀綱を張つたが、やがて中書省と樞密院とが重くなり二府と稱せられ、同平章事が宰相の實權を握つた。元の行政府も中書省であり、その長官を丞相と曰つた。明の太祖は洪武十三年中書省を廢して丞相を罷め、その下の六部の尙書を以つて直に天子に隸屬させた。併し天子が萬機を獨裁することは餘程特別の人でないといふから、やがて兒孫の時代には内廷顧問の官が宰相の實權を帶ぶるやうになつた。初め六部の尙書は官正二品であつたのに對し、内閣の大學士は僅か正五品の微官に過ぎなかつたが、天子の顧問に備はる所から次第に實權を増し、後には大學士が宰相の任に當り、内閣とは名のみで、實は外閣の行政府になつて了つた。清の内閣制度は全く之に因つたものであつたが、後にはその内閣も餘り表立ち内廷と疎濶になつて來たので、閣臣の中特に親信する者を

抜いて軍機處大臣となし、隆宗門内の軍機處に於いて大事を決定させることにした。清の軍機處大臣は唐の同平章事に肖て更に恒久的の制度であつた。これが中央に於ける顯官が概して内部の微臣に取つて代られた歴史である。

しかも斯くの如きは獨り中央政府に於いてだけでなく、地方に於いてもほゞ同様であつた。例へば秦漢の初め地方長官は郡守であり、監御史が行つて之を監督した。漢の武帝が天下を十三部に分け部刺史を置いて郡の太守を監督させるや、太守が秩二千石なのに對して刺史は纔に六百石の卑官であり、任官九年の間成績がよければ、漸く太守に陞任出來る筈のものであつた。然るに太守は地方に居つき中央と疏遠であるのに、刺史は中央から天子の命を受けて親派されるので、漸く權力が後者に移り、後漢に至ると、刺史は既に地方に治所を有するに至り、やがて監する者が監せられる者より卑いのは春秋の大義に悖るとかいふので、刺史を改めて州牧とし太守以上の待遇としたから、事實に於いて刺史が地方長官となり、太守の任に代つて了つた。なほかういふ例は魏晉南北朝の持節都督、隋唐宋の諸使若しくは明清の總督巡撫等の場合に於いても皆さうであつて、中央派遣の臨時の官がやがて地方の恒久長官になつて了ふのである。この場合には必ずしも微官が大官になるとは限らないが、兎も角も天子の親信が次第に實權を握ることに注意すべきである。思ふにこれは一には古くなつたものが漸く形式化して實力を失ひ、新興の別勢力が之に代ることを示すものでもあらうが、實は専ら絶對專制の君主が中央に於て、そ



れから萬事が決せられる所から起つたものと思はれる。何れにしても此の現象は頗る著しいので、服部宇之吉博士が夙にその事を指摘され（支那研究）、吾人も屢次之を説いたが、最近出刊の陶希聖・沈巨塵兩氏の「秦漢政治制度」にも相當強調して説いてある。

特色の第二は官制の重複である。保守的な支那に於いては、必要な新官が生じても、從來の舊官は廢止されずに存続するのが常であつて、殊に上述の如く、新官が自然發生的に出來て、何時の間にか前官に代つてゐる場合の如き、さうなるのである。例へば尙書令が出來ても丞相が姑く殘存して居り、中書省・門下省が生じて尙書省が並び存し、若しくは軍機處が出來ても内閣が残つてゐるといふが如き場合であつて、地方に於いても州の刺史と郡の太守とは並び存して、後には同一官の互名に過ぎなくなつたやうなのが著例である。殊に甚しい例は、同じく政務分擔の機關である六部と九寺その他とが並列重複したものである。それは初め中央に丞相府が萬機を總括してゐた時、その下で政務を分擔してゐたものは、禮儀祭祀を掌る太常、天子の侍衛の光祿勳（後には供膳の任となる）、皇城守衛の衛尉、輿馬を掌る太僕、刑辟を掌る大理（廷尉）、外夷朝貢のことを掌る鴻臚、皇族のことを掌る宗正、穀貨を掌る司農、及び皇室の御用を承る少府等の所謂九寺であつた。然るにその後尙書省が發達すると、その分曹が出來て、遂に名高い吏（任免）・戶（財政）・禮（禮祀）・兵（軍事）・刑（司法）・工（土木）の六部となつた。さうしてこれが相並んで政務を分擔したのである。その中には重複でないものもあるが、大部分は重複で、別に六部九寺以外

に發達した諸官署もあつて、それが更に並列重疊したのである。その繁複の甚しいことは唐の杜佑も夙に氣づいたことで、その名著「通典」（卷四）の中には之を論じて左の如くあり、

昔は臬繇（人の名）、士（刑の官）となりて五刑を正す。今刑部尙書・大理卿あるは是れ臬繇を二にするなり。垂共工となりて器用を利にす。今工部尙書・將作監あるは是れ垂を二にするなり。契、司徒となりて五教を敷く。今司徒・戶部尙書あるは是れ契を二にするなり。伯夷、秩宗となりて邦禮を典る。今禮部尙書・禮儀使あるは是れ伯夷を二にするなり。伯益、虞となりて山澤を掌る。今虞部郎中・都水使者あるは是れ伯益を二にするなり。伯冏、太僕となりて車馬を掌る。今太僕卿・駕部郎中・尙輦奉御・閑廐使者あるは是れ伯冏を四にするなり。古は天子に六軍あり、漢家は前後左右將軍四人ありき。今は則ち十二衛神策等の八軍あり、凡そ將軍六十人あるなり。歷代增益して以つて是に至る。舊名廢せずして新職日に加はる。云々。

明の朱健の古今治平略（卷十）にも、同様に唐代の官制を論じてゐるが、互に出入があるから、左に掲げて見る。曰く、

繁複の害に至りては則ち既に三公ありて又尙書省あり。是れ政二に出づるなり。既に六尙書ありて又九寺卿あり。是れ政三に出づるなり。且つ一尙書の分にして侍郎たる者二あり、其の屬たる者四あり、是を二十四司と爲す。然らば則ち何の統べざる所あらん。而して外に又司農・少府あるは則



ち戸部の職なり。太常・宗正は則ち禮部の職なり。廷尉は則ち刑部の屬なり。大鴻臚は則ち禮部の主客なり。光祿勳たゞ良醴を供すれば則ち禮部の膳部なり。衛尉は軍器儀仗帳幕を掌れば則ち兵部の庫部なり。太僕は則ち兵部の駕部なり。而して其餘の四監（祕書・殿中・國子・軍器）も之を禮兵に隸して不可なき者なり。

とある。これらは俱に専ら唐代の事について論じたものであるが、その他の時代と雖も皆ほゞ斯くの如くであつた。日本の大寶・養老の制がこの繁複の掣に倣はなかつたので、偉なりとされてゐることは誰も知る通りである。

なほ此の問題を論じて、之を經學の今文・古文兩派の争に歸し、乃ち今文の「禮記」王制に基づく三の倍數（三公九卿二十七大夫八十一元士）の官制と古文の「周禮」の六の倍數（三百六十官）を主とする建て方との重複だとして説明する一説もあるが、これは果して如何であらうか。成る程儒教の感化が支那の官制發達上に著しい影響を及ぼしてゐることは、次ぎに説く所の如くであるし、今古文の争も漢代以來相當古い歴史を持つてゐることも確かであるが、併しそれにしても斯かる經學分派の争がそれ程までに決定的影響を及ぼしたであらうか。要するに三の倍數は結局六の倍數であつて、決して二者を區別すべきものではない。漢書の王莽傳などを見ると、古文派の元兇王莽が既にこの兩者を併用してゐるのであつて、之を實蹟に照して考へても、それはやはりたゞ自然に發達して來た官制が次第に重り合つ

て重複したゞけで、主義上の相違から相重ねられたものではあるまい。なほ散官・勳官等のことも此の重複の一例になると思ふが、こゝには煩雜を避けて之を省く。

それでは支那の制度には思想的の影響は無かつたのかと言へば、それは大いに有つたのであつて、それこそ次ぎに説く第三の特色である。即ち支那の官制が發達の過程に於いて一代は一代毎に、次第に濃厚な儒教の影響を免れ得なかつたことは是れである。蓋し儒教も始めはそれ程盛大でなかつたが、次第に發達して後には支那の思想界を風靡したので、その影響が實際官制の上にも現はれて來たのである。儒教の經典である「書經」の周官や「禮記」の王制や「周禮」等を見ると、所謂先秦の官制が事細かに傳へられてゐるが、實はそれは後の儒者の理想を描いたもので、實際當時に行はれた制度ではない。その證據には春秋戰國以來實地に發達して來た秦漢の制度は全く之と異つたもので、兩者の間に殆ど聯絡のないのでも解る。制度は元來連續的なもので、實際相承けたものなら、その間に聯絡がない筈はないからである。その事はまた秦の始皇帝や漢の高祖及びその佐命の功臣等の儒教に對する嗜好や態度から見てもほゞ肯かれる所である。

然るに漢代の秦平が暫く續いて儒學隆興の氣運の動くと共に、次第にその影響が官制の上にも現はれて來た。例へば司馬といふ名は戰國以來引續いて行はれた稀有の一例であるが、それは元來武人の小官で、「周官」の司馬などは大分違ふものゝやうである。それが後には「周官」の司馬と同様な意味に



用ひられて、三公の一にもなつて來るのである。否、それより確かな一例は呂后の時に始めて置かれた太傅の官で、これこそ儒教の官名である。かくて次第に三公九卿等の稱呼も起り、司隸とか虎賁とかいふやうな儒教の經典にのみ見えた官名が現はれて來る。それでも前漢の間はまださまで儒教かぶれもしてゐなかつたが、儒教の經典に従つてその儘官制を定めたのが先きにも述べた王莽で、王莽は例へば周官王制の文を以つて官を置いたと云はれ、「置大司馬司允・大司徒司直・大司空司若、位皆孤卿、更名大司農曰義和、後更爲納言、大理作士、太常曰秩宗、大鴻臚曰典樂、少府曰共工、水衡都尉曰予虞、與三公司卿凡九卿、分屬三公、每一卿置大夫三人、一大夫置元士三人、凡二十七大夫・八十一元士」(漢書卷九 九王莽傳)とあり、全く經典そのままであつた。

王莽の新政は一敗地に塗れたから、その改革も勿論一時の夢と消えたが、それでもなほ三公が九卿を三人宛分屬するといふやうなことは、後漢にまで行はれたのである。後漢は初めから儒學の盛な時代であつたから、その影響は色々な方面に表はれ、天子が三老五更を尊むなどいふこともあつた。その他州牧や十二州の名なども勿論經典から出で、この頃から行はれた帝位を得るのに禪讓を以つてするといふことも、儒教の影響の偉大なる一面を示してゐる。

五胡亂華の後、南北朝時代は最も儒教の振はなかつた一時期と言はれてゐるが、實は此の際に於いてこそ儒教の影響は最も夥しく官制の上に現はれたのである。晋初「周禮」によつて三公を備置し、太師・

太傅・太保等が揃つたといふやうなことはさて置いて、名高い後魏の均田の制が先秦の所謂井田を理想として變通したものなることは何人も知る通りであつて、なほ此の時代には民間閭里の制までも經典の教ふる所に従つて組織したものだといふことは、自分が前著「支那地方自治發達史」に於いて説いた所の如くである。魏の次ぎの宇文周は國號をも周と改めた程で、官職制度凡べて周禮のまゝにやつたことは餘りにも有名な話である。晋に官職を「周禮」のまゝに定めたゞけでなく、魏晋以來發達した品官(官等)の制をも周禮の命數に更めて、逆に「三公九命、三孤八命、六卿七命、上大夫六命、中大夫五命、下大夫四命、上士三命、中士再命、下士一命」といふやうにしたのである。なほ自分は魏晋南北朝に行はれた九品中正の法や隋唐代に創まつた科擧の制の如き官吏選任法も、時代の要求には伴ひながら一面には「禮記」王制などの所説に影響せられる所が尠くなかつたことは、その用語の上などからも疑ひないと思ふ。併しそれらの詳細は茲には説くまい。

南北朝殊に北朝に於ける儒教の影響は斯くの如く著しかつた。さうして之をその儘承け繼いだのが隋唐であるから、隋唐の制度に儒教の香の高いことは言ふまでもない。例へば大唐六典といふのも勿論周禮の六典に倣つたのであつて、尙書の六部といふのも六卿より出てゐることに疑ない。實際の必要から言へば、尙書の分曹は必ずしも六と限る要もなく、事實に於いて初めは四曹・五曹若しくは三十曹だつたことさへある。それを六曹に一定したのは六官の思想によつたのである。王莽・宇文周について「周

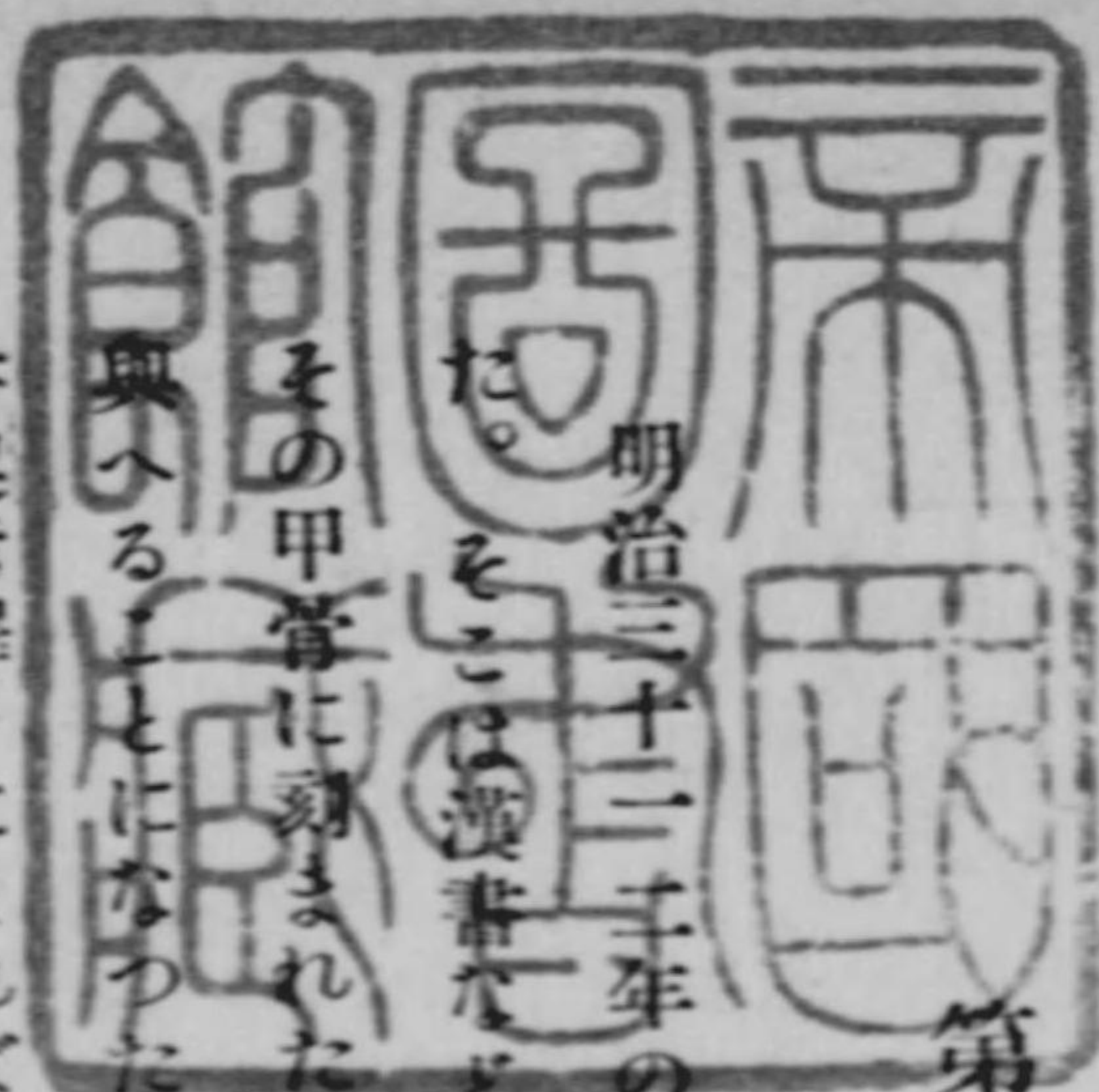


禮」を範とした宋の王安石等の新法については茲に略し、宋明以後には大體已に型が決つて了つたので、その上更に大規模に儒教化することは困難であつたが、併し益々細部まで儒教的に粉飾せられて行つたことは事實である。一國の教學が如何に一世を指導し、思想が如何に實際に影響するかは、こゝにその適例を見るのである。

なほ最後に支那の制度を通じて著しいことの一は、支那が古來大統一の國家であるに肖ず、その中央集権の力が割合弱く、地方分権的傾向の案外強いことである。例へば近世に於いて支那の各省は各省毎に殆ど半獨立の姿を保ち、常に相互に十分聯絡しなかつたのみでなく、往々にして中央政府の命令にも従はなかつた、といふよりは、中央政府の統轄はたゞ粗枝大葉に止まり、多くの事を各地方の自由裁量に委ねて置いたことである。これは蓋し交通機關の未發達な昔時に於いて、彼が如き老大な領土を支配した爲め、隅々まで力を及ぼしかねた當然の歸結でもあらうが、一には支那の主権者が臣下の專權を畏れた結果、一人に權力を集中することを憚り、上官をして下官を監督せしめず、互に獨立して天子に直隸させたことの逆効果でなければならぬ。併しこれらの事の詳細は本書が本論に於いて述べる筈であるから茲には省く。

## 第一章 古代

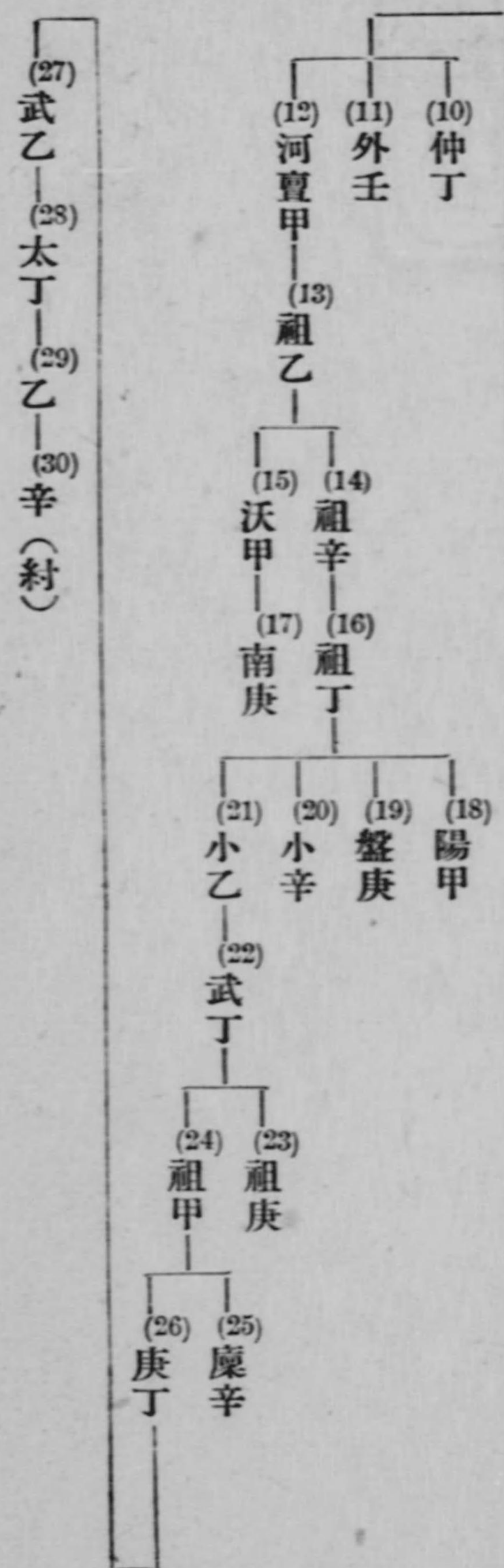
### 第一節 殷代



明治二十二年の頃から、河南省安陽縣の西北、洹水のほとりて土中から獸骨や龜甲が掘り出された。そこは漢書などの傳へてゐる殷の都のあつた所、即ち殷墟と認められたがために世の注目を引き、その甲骨に刻まれた文字によつて、支那最古の文字の構成が分るとともに、殷代の歴史に新しい光明を與へる事になつた。これらの甲骨は吉凶を卜するため使用されたものであつて、羅振玉氏の「殷虛書契考釋」によれば、祭を卜するもの五百三十八、田漁を卜するもの百九十六、征伐を卜するもの六十一年を卜するもの三十一、風雨を卜するもの百十二、雜卜四十七を數へてゐる。これによつて當時の社會が如何に祭祀を重んじたか、明かであり、また當時狩獵が盛んに行はれたことも知られる。しかしその社會は狩獵を主としたのではなく、既に農業が發達しつゝあつたのであつて、文化はかなり進んで



ゐたやうである。甲骨文字によるとしばしば「卜王」とか「求王」とかいふ語がある。これは嗣王を卜ふことであるらしく、王の最も親近者としてその兄弟が後繼者に擧げられ、子は兄弟に次いで親近者であつた。即ち周以後とは異り、兄弟相續が主であつて父子相續はむしろ稀であつた。史記によつて殷の王系を示すと、次の如くである。



かやうな相續法は王に限らなかつたであらう。これによつて殷代には王がその子を分封する制はなかつたものと想像され、所謂封建は次の周代から始まるのであらう。<sup>1)</sup>

殷の王室は中央政府としての組織を或る程度有したものと考へられる。巫があつて神と交り神に接近し、祝があつて神に告げ福を祈つた。史があつて卜を司り、神事を記した。卿の字は甲骨文字によれば、祭器を中心として人が對坐した形と思はれる。史とは後世には歴史を意味するやうになるが、元來は史官のことであつて、黄帝の時、倉頡・沮誦といふ史があつたといひ、周代になると盛になり、史某、大史某、内史某といふやうな例もあり、史佚は周公と並び稱された。周禮には春官の中に、大史、小史、内史、外史、御史の五つをあげてゐる。大史は人民の約束、裁判事件に關した書類を藏し、曆のことを掌り、大きな軍さの時には太師と共に王の顧問官になるといふ。その他、周禮には各官に府史胥徒といふ者が居り、書記の如き人を史と呼んでゐる。もとより周禮は議論の多い書物で、どこまで信用できるか疑はしいが、外史と御史は別として、大史、小史、内史は秦漢の制からみても周の古制であることは確かだ、それが殷に由來することもほゞ疑なからう。そして説文解字には史は記事者であつて中を持つてゐる形、中とは中正の中のこと、してゐる。けれどもこの中については多くの議論があるところで、吳大澂は簡冊の形であると解し、江永は官府の簿書であるとし、王國維は盛筵の器とした。内藤博士は中の根本の意味は弓の數取の算を入れる器とされたが、要するに史は本來、持書者であつて古より要職で



あつたのである。大小の官職の名が史によつて出てゐることから、史の位が尊かつたことが知られよう。説文解字に「事」の字を説明して「職也。史に从ふ」といひ、「吏」を「治人者也。一に从ひ史に从ふ」といふ。書經の牧誓、大誥、酒誥、召誥、洛誥などの篇に、天子諸侯の執政を「御事」と呼び、甘誓に六卿を「六事」といふ。司徒司馬司空を詩の小雅に「三事」また「三有事」といひ、春秋左氏傳に「三吏」とある。これらはもと／＼史事吏の三字が分れず、持書の人たる史が、大官庶官の稱となり、更に職事の稱となり、その後、史事吏の區別が生じたのであらう。周禮にいふ内史は、地位はそれほど高くないが、その職の重要なことは冢宰以外の卿の及ぶところではなく、後漢の尙書令、唐宋の中書舍人、翰林學士、明の大學士のやうな樞要な任であつた。古銅器の銘などによると内史ははじめ作冊といひ、その長官を尹氏といひ、國政をとつた。尹とは筆を持つ形で、甲骨文字にもみえてゐる。これらもやはり古官名が史より出たことを示すものである。<sup>(2)</sup>とにかく殷の時代には或る程度の行政機關はあつたとは思像されるが、正確な資料を得ること困難で、その地方制度の如き、明かでないのはやむを得ない。

(1) 王國維、殷周制度論（觀堂集林卷十）

(2) 内藤虎次郎博士、支那に於ける史の起原（研幾小録所收）

王國維、釋史（觀堂集林、卷六）

## 第二節 周 代

諸の未開民族にみるやうに原始時代の支那に於ても、初めは家族の集りである氏族が社會構成の單位をなし、その氏族が相集つて緩漫なる部族國家を形成してゐたのであらう。それら部族國家は各々獨立して會長をいたゞいたが、そのうちに有力な大會長が現はれると、近隣の部族を征服していつた。その大會長を群后または諸侯といひ、やがて天下に君臨するものが現れ、それを元后または天子といつたのであらう。

周が殷を滅ぼすや、大に同姓異姓の諸侯を封じたといふことで、左傳昭公廿八年の條は、「昔武王商に克ち、天下を光有す。其の兄弟の國は十有五人、姫姓の國は四十人。皆親を擧ぐるなり」といひ、荀子儒效篇には周公が「天下を兼制し、七十一國を立つ。姫姓獨り五十三人に居る。而して天下偏を稱せず」とある。傳へは異なるが、周初に多くの同姓の諸侯が置かれたらしく、春秋の頃に於ても吳（太伯の後）、燕（召公奭の後）、魯（周公の子伯禽の後）、衛（文王の子康叔封の後）、蔡（文王の子叔度の後）、曹（文王の子振鐸の後）、滕（文王の子叔繻の後）、晉（武王の子唐叔虞の後）、鄭（宣王の弟桓公友の後）の如きがあつて周室と同じく姫姓を稱した。これらは姜姓の齊（功臣太公望呂尙の後）と共に要處に配置せら



れた。

要するに周代の封建制はその本來の氏族的部落の性質を保有し、その威力持續の目的を以て同姓諸侯を分封した制度であり、かくの如き封建制度は最も原始的で最も純粹なものと認むべきであらう。<sup>(1)</sup>そして諸侯には公侯伯子男の爵があり、諸侯の臣には大夫と士とがあつた。禮記王制は次の如くに述べてゐる。

王者の祿爵を制する、公侯伯子男、凡て五等なり。諸侯には上大夫卿、下大夫、上士、中士、下士凡て五等なり。天子の田は方千里。公侯の田は方百里。伯は七十里。子男は五十里。五十里に能らざる者の、天子に合せずして諸侯に附くを附庸と曰ふ。天子の三公の田は公侯に視らへ、天子の卿は伯に視らへ、天子の大夫は子男に視らへ、天子の元士は附庸に視らふ。

諸侯に五等の爵があつたことは、先秦の諸書より窺ひ知らるゝところである。けれども詩經をよんでみると、諸侯の等級として子男はなく、伯は霸に相當され、公は敬稱の如くに解される。また左傳をみても、その原本的部分である本文の内では、完全した五等の爵の意識はなほ明瞭に現はされてはゐないといふ。<sup>(2)</sup>そして禮記王制は戰國の末に作られたとも、漢の文帝の時ともいふけれども、その記述は比較的古い制度に近いものと見てよからうし、孟子の萬章章句下に「北宮錡問うて曰く、周室の爵祿を班つや、之を如何。孟子曰く、其の詳は聞くを得べからざるなり。諸侯其の己を害ふを惡みて、皆其の籍を

去つ。然れども軻や嘗て其の略を聞けり。天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子男同じく一位、凡そ五等なり。君一位、卿一位、大夫一位、上士一位、中士一位、下士一位、凡そ六等。天子の制、地方千里、公侯皆方百里、伯七十里、子男五十里、凡そ四等」と述べてゐるのは、多少内容に相違はあるが、禮記王制と同様の事を傳へてゐる。士大夫の身分は世襲され、子々孫々に承継された。そしてその身分には収入が附隨してゐた。大夫は采邑を與へられて、その租税を己のものとし、士は俸給を受けたやうである。官職は身分の上下に應じてそれ／＼割りふられ、世襲されるものも、さうでないものもあつた。<sup>(3)</sup>

周の封建制度は戰國末を以て滅びるのであるが、何故に滅びたかについて加藤博士は次の如く説明してゐられる。第一に諸侯と諸侯との争が盛になり、弱いものが亡びたため、國の数が少くなり、同時に諸侯の内部でも大夫と大夫との争が盛に行はれ、強いものが弱いものを滅ぼした結果、有力な大夫の数が少くなつたこと。第二に國際競争が盛になつたため、階級門閥を超越して人材を擢んで用ゐる必要に迫られ、優秀な個人が勢力を得て來たこと。第三に兵農一致であつて専門の武人が殆どなかつたこと。卿大夫は若干の私兵を持つてゐたけれども其の數多からず、諸侯は卿大夫に依頼することなしに、いくらでも軍隊を造るを得たこと。第四に君臣主従の道德が堅實な發達を遂げなかつたこと。かういふ事情が絡み合つて封建制度は崩壊したのである。<sup>(4)</sup>



この封建制度は中世ヨーロッパの Feudal system と大體に於て性質を同じくするが、多少の相違がある。加藤博士はそれを説明して次の如く述べてゐられる。<sup>(5)</sup>

此の封建制度を中世西歐羅巴に行はれた Feudal system に比較して眞先に目に著くことは、氏族制度の色彩の濃厚なことである。當時の政治は専ら血族關係をたどつて行はれたのではない。即ち行政・司法・軍事等がすべて姓氏の團結は私的のものとしてられ、公權は獨立的に發動したのであつて、我國上古の世態などは大分相違して居たやうである。しかし諸侯を封するにも士大夫を命するにも姓氏が重んぜられ、諸侯士大夫の存立はその一族の支持に待つことが多かつたこと上述の如くである。されば當時の社會は氏族制度の社會であつたとは言へないが、その一步前進したもので、其の封建制度は氏族の勢力を中心とし構成されつゝあつたのである。此の點が西歐羅巴の Feudal system と全く異つて居ると謂はねばならぬ。次に支那に於ては、諸侯はいふまでもなく、士大夫もその身分を世襲した。身分の世襲といふことは支那封建制度の重要な要素であつた。歐羅巴に於ては Lord は世襲であるけれども、其の家來たる *Vassal* は初は一代限であつて世襲でなく、後に至つて世襲と爲つた。此の點も彼此同一でない。次に歐洲では、徵兵制度廢れ、武士階級起ると共に Feudal system が成立した。支那古代では兵農一致であつて、徵兵制度の上に封建國家が樹立せられて居た。是れ亦非常な相違である。尙ほ細かく見れば色々の違ひがあり、殊に、歐洲の封建は支那のそれに比して細部に於

て複雑な機構を持つて居たやうであるが、大觀すれば兩者の主なる差異は大體右の如くであらうと考へる。

(1) 橋本増吉氏、支那古代の封建制度（白鳥博士還曆紀念東洋史論叢）

(2) 小川茂樹氏、五等爵制の成立（東洋史研究第三卷第一號）

(3) (4) (5) 加藤繁博士、支那の封建制度について（社會經濟史學第七卷第九號）

周の制度については書經周官、禮記王制及び周禮（周官）に詳細に記してある。周官篇と周禮は後世の擬作とされ、王制篇も成立年代を明かにしない。今のところ周の官名さへ知り得る資料は殆どないといつてよい程であるが、比較的信じ得る今文尙書の周書の諸篇や詩經によつて幾分かを窺ひ得ると思ふ。書經周書には司徒、司馬、司空（以上は牧誓・立政・顧命の諸篇）、司寇（立政）太宗（顧命）、太保（召誥・顧命・康王之誥）、師氏（牧誓・顧命）、亞旅（牧誓・立政）、虎賁（立政・顧命）、太史（酒誥・顧命）、內史（酒誥）、綴衣、趣馬、小尹（以上立政）、宗人（顧命）、百夫長、千夫長（牧誓）などがあり、詩經によれば冢宰（大雅雲漢）、司徒（小雅十月之交）、大師（小雅節南山）、師氏（雲漢）、內史（十月之交）、膳夫、趣馬（雲漢・十月之交）、寺人（小雅巷伯）などがみえてゐる。<sup>(1)</sup> 單にこれらによつて全制度を知ることとは不可能である。後世に信せられ、後世に與へた影響といふ點から、周禮の規定を無視するわけにはゆかない。



周禮の官府組織の大綱は、天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇及び冬官（司空であらう）の六官を置いて、それにすべての官府を分屬させ、この六官をそれ／＼治官、教官、禮官、政官、刑官、事官といひ、其の職務を治職、教職、禮職、政職、刑職、事職と稱し、それによつて邦治、邦教、邦禮、邦政、邦刑、邦事を分掌させるといふことである。例へば天官冢宰の條には

惟れ王、國を建つるや、方を辨じ、位を正し、國を體し、野を經し、官を設け、職を分ち、以て民極と爲す。乃ち天官冢宰を立つ。其の屬を帥ゐて邦治を掌らしめ、以て王を佐け邦國を均しうす。

とあり、長官大宰、次官小宰以下の官屬につき詳細に規定してゐる。他の官もそれ／＼同様である。こゝに全體の形をみるために、下大夫以上の官を表示する。

公	卿	中大夫	下大夫
治官	大宰一人	小宰二人	宰夫四人
教官	大司徒一人	小司徒二人	鄉師四人
		司會二人	內宰二人
			同府二人
			同上四人

禮官	總老 <small>二部一人</small>	鄉大夫 <small>一部一人</small>	州長 <small>一部一人</small>	黨正 <small>一部一人</small>
		大宗伯一人 世婦 <small>二部一人</small>	師氏一人	保氏一人
		小宗伯二人	遂人二人 遂大夫一人 遂 <small>一部一人</small>	司市二人 司門二人 遂師四人 縣正一人 廩人二人
		大司樂二人		樂師四人 大司馬二人 大司寇二人 大司農二人 大史二人
				肆師四人 同人四人 冢人二人 大司馬二人 大司寇二人 大司農二人 大史二人







つの飛び離れた存在であるといつてよい。周制とは別に新たに起つた秦制によつて新しい途が開けてゆく。

(1) 市村瓊次郎博士、東洋史統第一卷

(2) 津田左右吉博士、周官の研究（滿鮮地理歴史研究報告第十五）。なほ林泰輔博士は周官制作時代考（支那上代之研究所收）に於いて周禮の制作を西周末厲宣幽王之時代にありとされる。

### 第三節 春秋戰國時代

周の制度は春秋から戰國の時代にわたり次第に變化してゆく。その變化を加藤博士は（一）郡縣の發生及び發達、（二）團體としての姓氏が衰へ、優秀な個人の擡頭したこと、（三）士大夫階級の制度衰へ、官職及び爵の制度が發達した<sup>(1)</sup>こととして擧げてゐられる。

郡縣とは諸侯に直屬する土地である。後世、郡は縣の上級の地方區劃であるが、古くはさうではないやうである。左傳哀公二年の條に晋の宰相趙簡子の言として「敵に克つ者、上大夫は縣を受け、下大夫は郡を受く」とあり、明かに縣が郡より上である。周代には諸侯の領地を國といひ、天子の直轄地を畿内或は王畿と呼んだ。その國、王畿の中にはまた家來があるわけで、天子或は諸侯の領地を分けたのが

縣であると考へられる。そして郡は邊境に置かれたものであらう。つまり縣の中、特種な扱をうけたものである。戰國に至り、諸侯は相争ひ領土を擴張すること多く、郡が開けてゆくと、廣いために、その中に縣を生じた。郡の下に縣が含まれることとなつた。秦はかくて郡を縣の下の地方區劃としたものと考へられる。要するに戰國時代、諸侯の數少くなり領土が増し、その直領地たる郡縣が増加する傾向があり、その最も著しかつたのが秦國である。

姓は家柄を示すもので、同時に社會の單位をなす氏族の名であつて、同姓不婚を原則としてゐた。姓の字に女篇があり、また姓に女篇のついてゐるものが多いところから、姓を母系集團と解釋する人があつるが、それは誤であつて、姓は父系の團體である。しかしその姓が主であつたのは恐らく周初まで、後にはその分支である氏が發達し、姓氏の區別も曖昧になつた。戰國の初までは氏が最も盛な時代であつて各國の士大夫は皆其の氏の勢力を背景として活動した。ところが戰國の半ば以後に至つて、氏を背景としない優秀な個人の活動が盛になり、同時に氏の勢力、世襲門閥の勢力は衰へるに至つた。これは諸侯の争が激烈深刻であつたため、門閥出身者のみでは國を保つことが出來ず、廣く人材を求めて其の力量に依頼しなければならなかつたのであらう。

次に周の士大夫は身分を世襲し、その身分に應じて、高い者には高い官職を、低い者には低い官職を與へたのであつた。然るに戰國時代、優秀な個人を重用するに従ひ、身分を離れて適材を適處に置くこ



とが行はれ、官職が重く身分が軽くなつた。かくて各國に新しい官制が確立していった。それは何れの國にもみられたことであらうが、明瞭に知り得るのは秦國についてである。楚に於いても独自の官制が生じたやうである。<sup>(2)</sup> それと同時に秦に於てはもとの士大夫制は爵となり、功勞ある者を賞する手段となつた。秦には二十等の爵があつて、漢に引繼がれるものであるが、その成立については曹魏の劉劭によつて意見が出てゐる。それは、公士より不更に至る四等は古の士に當り、大夫より五大夫に至る五等は古の大夫に當り、左庶長より大庶長に至る九等は古の卿に當るとするもので、的確な解釋であらう。<sup>(3)</sup> かくて身分に附隨した収入は去つて官職に付き、士大夫は榮爵に化し、身分の世襲制も廢れてしまはうとした。

以上のやうに郡縣の發達、個人の擡頭、士大夫制により所謂封建制度は全く崩壊し去つた。そして封建制度に對立する新しい中央集權の官僚制度が生れた。即ち郡縣制度である。

(1) 加藤繁博士、支那の封建制度について、(社會經濟史學第七卷第九號)

(2) 小柳司氣太博士、文化史より觀たる古代の楚國(東方學報東京第一冊)

(3) 續漢書百官志の注に引く劉劭の爵制にはかう述べてゐる。「自一爵以上不更四等皆士也。大夫以上五大夫五等比大夫也。九等依九命之義也。自左庶長以上大庶長九卿之義也」。なほこれに關しては加藤博士、支那の社會(東洋思潮)參照。

## 第二章 秦漢時代

秦の始皇帝が天下を統一するや、丞相王綰等は上書して、諸子を立て、辟遠の地に封じ、天下を鎮めることを請うたが、始皇帝は廷尉李斯の言により、周の先例を見、その統一政策を更に強固にするために、全國に郡縣制を施行し、天下を三十六郡に分つた。中央に丞相、太尉、御史大夫以下の官を置き、郡にはそれに應じて守尉監を派した。その官制については後に述べるが、こゝにはまづ秦制の意義を考へてみたい。

秦の官制は、一部を三晋より輸入した。郡守、縣令の如きそれであると思はれるが、これは三晋の文化がより高く、その地も近くて、入り易かつたからであらう。一部は秦の獨創するところで、時代の要求に應じ、その特殊性に應じて作られたのである。そして周の官制に至つては稀に採用したにすぎない。これも時勢の然らしむるところであらう。

秦代の官制は極めて自然に發達したもので時代の要求にも合してゐた。當時は封建より郡縣にならうとし、政權の集中が必要であつた。また軍事上の嚴密な組織を作り、武力を以て統一する必要があつ



た。封建を改めて郡縣となすために、三晋の制度を多く採用し、武力を強くするために独自の制を作つた。秦人は元來尙武の精神に富み、武官や軍爵の制度の如き、多く自國固有のもので、まれに他國のを入れてゐる。かく内外の優れた點を綜合してゐたから、遂に天下を統一したのである。

秦代の官制の後世に與へた影響は更に大きい。漢書の百官公卿表をみれば分る通り、漢代の官制の殆ど十の八九まで秦代を襲つてゐるのであつて「秦の政令を制作するや、後王に施す」といはれるのも過言ではない。後人は始皇帝を罵つて惡逆の天子とし、秦代を「暴秦」と呼ぶけれども、その定めた官制は後世の承継ぐところで、永く影響を與へたのであつた。

## 第一節 天子

支那では官職を重んじて、詳しく規定してゐるが、天子のことは職官志にも述べてゐない。白虎通卷一に班固がいふやうに天子は天を父とし地を母とし、天の子であると考へられた。史記高帝紀に「天に二日なく、土に二王なし」とあるが如く、天子は神聖であつて、絶對無限の権力をもつてゐた。しかるにこの絶對神聖の君主は、道德上に於て束縛されてゐた。天子は最もすぐれた人間なるがために神聖なのであつて、邪惡な行爲はすべきでなかつた。天子は民の父母であつた。洪範に「天子は、民の父母と作

つて天下の王と爲る」とある。元來、天子には諸侯の中の有力な者がなつたらしく、周の天子(王)は諸侯を監督したのみである。そして天子は諸侯から離れて上に位するのではなかつた。孟子萬章章句下に「天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子男同じく一位、凡て五等なり」といふのもその消息を物語つてゐる。ところが始皇帝が立つと、大にその地位を尊嚴にし、天子は自ら朕と稱し、號して皇帝と曰つたのである(史記秦始皇本紀)。漢は之によつた。漢書竇嬰傳に「父子相傳は漢の約なり」と竇嬰が言ふ如くに、皇位は男子に繼承されたのであるが、漢では必ずしも長子とは限らなかつた。武帝は景帝の中子、昭帝は武帝の少子、後漢の明帝は光武帝の第四子、章帝は明帝の第五子である。

皇帝の権力は甚だ大きく、上は立法、任官、賜爵、赦罪のことより、下は人民の生活禮儀に至るまで、あらゆる國家の政治を決したのである。始皇帝の如きも史記始皇帝紀に「天下の事小大となく皆上に決す。上至れば衡石を以て書を量る。日夜呈あり。呈に中らざれば休息するを得ず」といふ有様であつた。後漢書循吏傳の記するところによれば、光武帝は常に自ら詔を細書し、地方官吏に賜はつたといふ。法令を發布するのも皇帝の權であつた。高祖が法三章を約したとか、蕭何に律九章を作らしめた如きそれである。文帝は同産相坐の法を除かんと欲したのに對して、大臣等は由來が既に久しいといつて再三諫めたが、聞かず、遂に詔を發して行はしめたといふ。大赦もまた皇帝の獨り有する權で、國家に立太子とか立后とかの慶びがあつたり、災異祥瑞があれば大赦がなされた。朝儀を招集するのも皇帝の仕事



で、君主の廢立、官爵の封贈、立法などを議してゐる。しかし政權を權臣が握つてゐる時には、權臣が朝儀を招集することがあつた。前漢の霍光、後漢の梁冀・董卓の如きは自ら招集してゐる。この會議制は秦に始まり、前漢に盛に行はれたが、後漢になると光武帝が輕視して、その實を失ふに至つた。しかし廢されなかつたのはこの制度が皇帝の權を擴張するのに與つて力があつた、めであらう。皇帝はまた使臣を派遣することがあつた。その使臣は政府を代表するのではなく、全く皇帝個人の使者であつて、その職權や出使の方法は皇帝からの詔書の内容によつて決定したのである。即ち臨時の役で場合に應じて派遣されたのである。それらの中には、帝王の威儀を以て臨んだ者もあれば、微服單行したものもあつた。

秦漢の皇帝はかやうに一切を總攬し、最上無限の權を有したのであるが、皇帝は天子として天に對して責任があり、天は皇帝の爲すところの善惡によつて或は賞し或は罰すると考へられた。君が道を得れば草木昆蟲までみな其の所を得、君に徳がなければ天地に災異が屢々あらはれ、治まつてゐないことを知らせると漢書成帝紀に見えてゐる。日蝕があつても君徳が衰へた徴と見られた。哀帝の時には地震水害があつたが、天子は恐懼して「朕の不徳、民反つて辜を蒙る。朕甚だ懼る」と言つてゐる。かゝる災異に對して、後漢の安帝の頃からはこれを天子の責任とせず、吏政がよろしくないためとし、三公に責を負はせてその職を免じてゐる。これも後漢の方が天子の權の大きかつたことを示すものであらう。

## 第二節 宮内官廳

**宗正** 天子に私的に隸屬してゐる官は多い。その中で最も重要なのは宗正である。宗正は秦の官で、平帝の元始四年に宗伯と名を改め、王莽は之を秩宗（太常）に併せたが、後漢になつてまた宗正に復した。皇族の管理を掌るので、尊い官とされた。大官を丞といひ、通典によれば宗正も宗正丞も皇族を以て充て他族を以てしなかつたといふ。宗正は九卿の一で、他の九卿が後に失はれてしまふのに之のみは、益々重くなつていつた。後の宗人府である。

〔漢書百官公卿表〕宗正秦官、掌親屬。有丞。平帝元始四年、更名宗伯。屬官有都司空丞、內官長丞。又諸公主家令門尉皆屬焉。王莽并其官於秩宗。初內官屬少府、中屬主爵、後屬宗正。

〔續漢書百官志〕宗正卿一人、中二千石。本注曰、掌序錄王國嫡庶之次、及諸宗室親屬遠近、郡國歲因計上。宗室名籍若有犯法、當覺以上、先上諸宗正、宗正以聞、乃報決。丞一人比千石。諸公主、每主家令一人、六百石、丞一人三百石。本注曰、其餘屬吏增減無常。

**少府** 清朝の內務府にあたり、宮内一切の事務を掌つた。秦の官で王莽は共工と改めた。少府は特に財政を掌つた。前漢に於ては國家の財政と帝室の財政とが區別されてゐて、大體に於て此二種の財政が獨立して運轉され、收入支出は二つに分れた。これを掌理する機關も區別され、國家財政のためには大司農があり、帝室財政のためにはこの少府と水衡都尉とがあつた。後漢に至つて財政制度の大改革が



光武帝によつて漸行され、少府が掌つた租税を悉く大司農に移し、少府は宮庭の雜務を掌る官廳となつた。<sup>(註)</sup>けれども少府の職權は天子の用をるところから増大した。その屬官は頗る多く、中でも兩漢を通じて最も重要なものは尙書である。尙書は天子の秘書官の如きもので、後漢に至れば發展して實質上は宰相の權を握るものである。後漢になると御史中丞が新たに少府に屬する。これは監察の長官として殿中に在つて密かに非法を擧げたのである。御史中丞はもとは御史大夫の丞であつたが、御史大夫が司空となるに及んで、御史臺の長官となり、少府に屬さしめられたのである。その下には治書侍御史、侍御史、蘭臺令史がある。前漢には少府に六丞が置かれ、また尙書、符節、太醫、太官、若盧等十六官の令丞、胞人等三丞長などあり、中書謁書の如き宦官も之に屬してゐる。その外屬官多く、皇帝の衣食住から娛樂に至るまで一切を掌つたのである。尙書、符節の如きは執政上の役であり、中書謁者の如きもそれである。御府、都水、農官の如きは宮庭の財政に關する事務を掌るもので、御府は天子の衣服を掌ると共に金錢の出納を扱つてゐる。その他、多くは天子の共養及びそれに關聯する宮庭の雜務をしたのである。

後漢の制によつて屬官をみると、太官令、上林苑令、侍中、中常侍、黃門侍郎、小黃門、黃門令、黃門署長、畫室署長、玉堂署長、丙署長、中黃門冗從僕射、掖庭令、永巷令、御府令、祠祀令、鈎盾令、中藏府令、內者令、尙方令、尙府令、侍郎、符節令、御史中丞以下の多數がある。これを通じて、前漢

に較べると、天子の周圍の雜務を掌る者は同様であるが、財政關係の官がなくなつた代りに、御史中丞の外新たに侍中、中常侍の如き天子の左右に侍する役が加はり、黃門も種々に分れて増した。全體として側近の官が多くなり、それと共に宦官が多く任用されてゐるのが目につく。恐らく光武帝の皇帝の權力を増し政治を獨裁せんとした結果であらう。侍中は前漢の時には加官で定員はなかつたが、後漢になつて少府に屬したもので、左右に侍して顧問應對したのである。中常侍も前漢には加官であつた。宦官がなり、皇帝の左右にあて應對給事をしたのである。

〔漢書百官公卿表〕 少府奏官、掌山海池澤之稅、以給共養。有六丞。屬官有尙書符節太醫太官湯官樂府若盧考工室左弋居室甘泉居室左右司空東織西織東園匠十六官令丞、又胞人都水均官三長丞、又上林中十池監、又中書謁者黃門鈎盾尙方御府永巷內者宦者八官令丞、諸僕射署長中黃門皆屬焉。武帝太初元年、更名考工室爲考工、左弋爲伏飛、居室爲保宮、甘泉居室爲昆臺、永巷爲掖廷。伏飛掌弋射、有九丞兩尉。太官七丞。昆臺五丞。樂府三丞。掖廷八丞。宦者七丞。鈎盾五丞兩尉。成帝建始四年、更名中書謁者令爲中謁者令。初置尙書員五人、有四丞。河平元年省東織、更名西織爲織室。綏和二年、哀帝省樂府。王莽改少府曰共工。

〔續漢書百官志〕 少府卿一人、中二千石。本注曰、掌中服御諸物衣服寶貨珍膳之屬。丞一人、比千石。侍中、比二千石。本注曰、無員、掌侍左右、贊導衆事、顧問應對。法駕出、則多議者一人參乘、餘皆騎在乘輿車後。本有僕射一人、中興轉爲祭酒。或置或否。

中常侍、千石。本注曰、宦者、無員。後增秩比二千石。掌侍左右、從入內宮、贊導內衆事、顧問應對給事。侍郎、三十六人。四百石。本注曰、一曹有六人、主作文書起草。令史十八人、二百石。本注曰、曹有三主書。後增劇曹三人、合二十一人。



御史中丞、一人、千石。本注曰、御史大夫之丞也。舊別監御史在殿中、密舉非法、及御史大夫轉爲司空、因別留中、爲御史臺。後又屬少府。治書侍御史二人、六百石。本注曰、掌選明法律者爲之、凡天下諸獄疑事、掌以法律當其是非。侍御史十五人、六百石。本注曰、掌察舉非法、受公卿都吏奏事、有違失、舉劾之。凡郊廟之祠及大朝會大封拜、則二人監威儀、有違失則劾奏。蘭臺令史、六百石。本注曰、掌奏及印工文書。

(註) 加藤繁博士、漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別、並に帝室財政一斑(東洋學報第八・九卷)

詹事 以上は天子についての官で、それ以外に皇太子皇后皇太后についての官がある。皇后と太子に各々詹事がある。皇太后宮には長信詹事がある。惠帝の時、長信少府と、更に平帝の時長樂少府と改名した。皇后にはまた將行即ち大長秋があつて、成帝の時、皇后詹事が大長秋に合せられ、その後は詹事と言へば太子詹事を指すやうになる。詹事とは元來給事のこと、専ら宦官があつた。

〔漢書百官公卿表〕

詹事、秦官、掌皇后太子家、有丞。屬官有太子率更家令丞僕中盾衛率、厨廩長丞、又中長秋私府永巷倉廩祀食官令

長丞。諸宦官皆屬焉。成帝鴻嘉三年、省詹事官、并屬大長秋。

長信詹事、掌皇太后宮。景帝中六年、更名長信少府。平帝元始四年、更名長樂少府。

將行、秦官。景帝中六年、更名大長秋。或用中人、或用士人。

### 第三節 中央政府

丞相 支那は天子の絶對專制であつて、理論上からいふと宰相はないわけである。周禮の六官の如き、明の六部の如き、政務を分擔して天子に直屬してゐる。しかし實際は各時代に宰相にあたるものはあつた。秦では政務を丞相、太尉、御史大夫に三分し、三人をして宰相の事をなさしめた。即ちそれぞれ行政、軍事、監察を掌らしめたのである。この制は始皇帝に始まり、その精神を長く今日まで傳へてゐるものである。監察の如き支那政治組織の一特色といはねばならぬ。

丞相は古く春秋時代にその起原があるらしく、二三百年を経て秦の始皇帝によつて出来上つた制である。春秋時代に齊の景公は、崔杼を右相とし、慶封を左相とし、慶封はやがて相國となつたといふのは最も古い例であらう(史記齊世家)。また孔子は魯の大司寇として相の事を攝したといふことである(史記孔子世家)。恐らく相は王の近親の官であつたものが次第に實權を握るやうになつたものであらう。秦は武王二年(西紀前三〇九)に初めて丞相を置いた。史記秦本紀には「初めて丞相を置く。樗里疾甘茂左右丞相となる」といふ。この左右の二丞相を置くのは定制ではなかつたが、後に始皇帝が統一の業をなした頃にも二丞相があつた。始皇の刻石をみても二人の丞相の名が刻してある。始皇はまた丞相を



上せて相國とし呂不韋を任じたことがある。相國もやはり戰國に始まつた官であらう。秦の二世皇帝は丞相李斯の代りに趙高を任じ、中丞相となした。中丞相といふのは特別の官ではなく、趙高が宦官であるので中の字を冠したのである。

漢初、高祖の時は丞相一人を置いた。その十一年には名を相國を改めた。惠帝は丞相二人を設けたが、文帝二年、右丞相周勃が病によつて免せられたのを機會に、置くことなく、陳平一人が丞相となつた。武帝の時、左右丞相を置かうとしたが、右丞相はなく、たゞ左丞相一人であつた。成帝が三公制を建てた時も、丞相の名稱はそのまゝで、哀帝元壽二年（西紀前一）に至つて大司徒と改められた。光武帝は大の字を去つて司徒と稱した。獻帝が即位すると董卓を進めて相國となし、司徒の官は並び存した。そして建安十三年（西紀二〇八）また丞相の官を置き、曹操を之に任じた。秦漢の左右丞相の地位は同じくなく、右丞相の方が上であつた。漢書陳平傳に周勃を右丞相とし位第一、陳平を左丞相とし位第二と明記してある。秦漢では一般に右を尊んだのであつて、そのことは他の官名についても同様である。丞相には多く列侯がなるのであるが、さうでない者が任せられることもあつて、前漢では丞相になると必ず列侯に封せられるのが例であつた。それは武帝の時に公孫弘が布衣を以て丞相の位に就いたので、武帝が平津侯六百五十戸に封じた。其の後これを故事となし、丞相に至れば封せられるのはこれより始まつたと漢書公孫弘傳に述べてある。丞相には御史大夫から任せられるのが普通で、御史大夫は

副丞相といふべき官である。前漢に於いても丞相、太尉、御史大夫を三公と呼ぶことはあるが、實際に三公制が行はれるのは太尉、司徒、司空が並び置かれてからである。丞相と司徒とでは職權が大いに異り、前漢の丞相が人臣として最高の官吏であり、天子を輔佐して萬機を處理する官であるのに反し、司徒は太尉、司空と共に國事を分掌するもので、天地人の中、人事を掌つたに過ぎなかつたのである。そして實權はなかつた。

漢書王陵傳に陳平の言として「宰相は上天子を佐け陰陽を理め四時を順にし、下萬物の宜を遂げ、外四夷諸侯を鎮撫し、内百姓を親附し、卿大夫をして各々其の職に任ずるを得しむるのである」といひ、また漢書黃霸傳には、宣帝が「獄に冤刑なく邑に盜賊なからしめるのは丞相の職である」と述べてある。これが即ち百官公卿表にいふところの「萬機を助理する」ことなのであつて、その職は極めて重い。哀帝が丞相孔光を免じた詔書が漢書孔光傳にみえるが、それによると、「丞相は朕の股肱であつて、朕の速ばざるところを輔けて天下を治めるものである。ところが朕は既に不明で、災異は重なり、日光なく山崩れ河決し五星行を失ふといふ有様である。これは朕の不徳、股肱の不良によるのである。このごろ百姓は饑饉に苦しみ、父子分散し、道路に流離する者は十萬もある。しかも盜賊は並び起り、或は役所を襲ひ役人を殺す有様である。朕は屢々君に問うたが君は憂懼の意なく、爲す能はずと言ふ。そこで群臣は怠惰になる。その咎は君にある。君は社稷を乗るの重、百僚を總ぶるの任にあり、上は朕の闕を匡



すなく、下は百姓を安ずることが出来ない」として辭職せしめた。天時から人事まで丞相の職であつて、皇帝の負ふべき責任は丞相も負擔したのである。

かやうに丞相は天子を輔けて陰陽を調和し百官を統率し、四夷を鎮め百姓を安んずるのであるが、實際はどんな政務をとつたのであらうか。丞相は詔令を封駁することが出来た。詔令に不備のあるとき其の點を指摘して訂正を求めたのである。景帝が皇后の兄王信を列侯になさうとすると、丞相周亞夫は「高帝は約して劉氏に非ざれば王たり得ず、功があるに非ざれば王たり得ずとされた。約の如くでなければ天下が共に之を撃つであらう。いま王信は皇后の兄ではあるが、功なくして侯となるのは約にそむく」として帝を黙せしめた（漢書周勃傳）。また哀帝の時、帝が董賢の益封を詔したのでを封還して行はなかつたことがある（漢書王嘉傳）。これなど詔書を封駁した例である。また丞相には官吏を任命する權もあつたやうである。漢書田蚡傳によると丞相が吏を除したことがわかる。そしてまた丞相は國家の計簿を領した（漢書匡衡傳）。このやうな政務の外、丞相は人によつてそれ／＼自らその職掌を増減してゐたやうである。

丞相は丞相府に於いて衆政をみたのであるが、屬官にはまづ司直がある。司直は武帝の置くところ、丞相を佐けて京官及び地方官を督察したのである。司直以外に長史二名があつた。丞相府は東西その他の曹に分たれ、政務を分掌した。東曹の者は郡國の吏のことを掌つた。そして漢書翟方進傳によると、

府の全員は三百餘であつたといふことである。

かやうに丞相は重い職であつた。天子からも非常に優遇せられ、疾病のときは天子親ら問うた。前漢の末には丞相に罪があり、詔して廷尉に召されたならば、罪の有無に拘らず即日自殺する慣例であつた。哀帝の時、丞相王嘉が慣例に従はず、出廷したのは特別の例である。また前漢末には災變があると大臣が罪を受けたが、非常な災變があつたときには、丞相に死を賜はつた。翟方進が酒十石と牛一頭とを賜り即日自殺した如きその例である（漢書翟方進傳）。災變は天子が責任を負ふべきものであるが、それが丞相に轉じて負はされたのである。皇帝の權力の益した證據ともなるであらうか。

〔漢書百官公卿表〕 相國、丞相、皆秦官。金印紫綬。掌承天子、助理萬機。秦有左右。高帝即位、置一丞相。十一年更名相國。綠綬。

孝惠高后置左右丞相。文帝二年復置一丞相。有兩長史。哀帝元壽二年、更名大司徒。武帝元狩五年、初置司直。秩比二千石、掌佐丞相、舉不法。

〔通典卷十九〕 秦悼武王始置左右丞相。始皇又始置相國。漢置丞相或左右丞相。尋復舊。成帝改御史大夫爲司空、與大司馬丞相、是爲三公。皆宰相也。哀帝改丞相爲司徒、亦宰相。後漢以太尉司徒司空、爲宰相。獻帝復置丞相。

〔漢儀注〕 御史大夫爲丞相、更春乃封。故先賜爵關內侯（通典卷二十一注）

〔續漢書百官志〕 司徒公一人。本注曰、掌人民事。凡教民孝悌慈順謙儉、養生送死之事、則議其制、建其度。凡四方民事功課、歲盡則奏其殿最、而行賞罰。凡郊祀之事、掌省牲視濯、大喪則掌奉安梓宮。凡國有大疑大事與太尉同。世祖即位、爲大司徒。建武二十七年去大。長史一人千石。掾屬三十一人。令史及御屬三十六人。本注曰、世祖即位、以武帝故事置司直、居丞相府、助督錄諸州。建武十八年省也。



〔漢舊儀〕 丞相初置吏員十五人、皆六百石。分爲東西曹。東曹九人、出督州爲刺史。西曹六人、其五人往來白事東廂爲侍中。一人留府曰西曹、領百官奏事。

〔漢舊儀〕 丞相有病、皇帝法駕親至問病。從西門入。卽薨移居第、中車駕往弔、賜棺斂具、賜錢葬地。葬日公卿以下會送。

**太尉** 太尉は秦の官、武事を掌る。前漢初には時に置かれ時に廢された。丞相が獨りで政務を統べた頃には、太尉は兵を掌るのみで、地位は丞相と等しかつた。武帝は太尉を廢して大司馬を置き將軍の號を冠したが、實質は太尉に代つたのである。成帝が三公を建てる以前に於ては丞相が太尉を兼ねたこともあつたやうである。哀帝が三公を建てるや、大司馬の印綬と官屬を賜はり、位は司徒よりも尊く、後漢には太尉と改めた。後漢の太尉は三公の中最も尊く、その官屬も多い。事務により西曹、東曹、戶曹、奏曹、辭曹、法曹、尉曹、賊曹、決曹、兵曹、金曹、倉曹、黃閣などに分れてゐたといふ。その掌るところは續漢書百官志に明記してある。

〔漢書百官公卿表〕 太尉、秦官、金印紫綬、掌武事。武帝建元二年省。元狩四年初置大司馬、以冠將軍之號。宣帝地節三年、置大司馬、

不冠將軍、亦無印綬官屬。成帝綏和元年、初賜大司馬、金印紫綬、置官屬、祿比丞相、去將軍。哀帝建平二年、復去大司馬印綬官屬、冠將軍如故。元壽二年、復賜大司馬印綬、置官屬、去將軍。位在司徒上。有長史、秩千石。

〔漢官儀〕 元狩六年、罷太尉、法周制置司馬。時議者以爲漢軍有官侯千人司馬、故加大爲大司馬、所以別異大小司馬之號。

〔續漢書百官志〕 太尉公一人。本注曰掌四方兵事功課、歲盡卽奏其殿最、而行賞罰。凡郊祀之事、掌亞獻。大喪則告諷南郊。凡國有大造大疑則與司徒司空通而論之。國有過事則與二公通諫爭之。世祖卽位、爲大司馬。建武二十七年改爲太尉。長史一人、千石、本注曰、署諸曹事掾史屬二十四人。本注曰、漢舊注東西曹掾、比四百石。餘掾比三百石。屬比二百石。故曰公府掾比古元士三命者也。或曰漢

初掾史群、皆上言之、故有秩比命士、其所不言、則爲百石屬、其後皆自辟除、故通爲百石云。西曹主府史署用。東曹主二千石長史選除及軍吏。戶曹主民戶祠祀農桑。奏曹主奏議事。辭曹主辭訟事。法曹主郵驛料程事。尉曹主卒徒轉運事。賊曹主盜賊事。決曹主罪法事。兵曹主兵事。金曹主貨幣鹽鐵事。倉曹主倉穀事。黃閣主簿錄省衆事。令史及御屬二十三人。本注曰、漢舊注公令史百石。自中興以後、注不說石數。御屬主爲公御。閣下令史主閣下威儀事。記室令史主上表章報書。記門令史主府門。其餘令史各典曹文書。

**御史大夫** 御史は王の側にゐた史官であつて戰國時代にあらはれ、事を記し、後に監察の事を掌るやうになつた。秦が統一すると、御史の長官として御史大夫が置かれ、前漢には丞相、太尉と共に三公と

稱せられた。もと皇帝の側近にあつた史たる御史の職掌がかやうに重くなつて、進んで國政に與るやうになつたことは、支那官制の沿革上に多くみられる現象であつて、御史もその一例としてよからう。

御史大夫の官廳は前漢時代には御史府又は御史大夫寺と呼ばれてゐた。丞相府と並んで重要な官廳であつたがために二者を兩府と呼ぶこともある。前漢の御史大夫についてみると、多く中二千石即ち九卿から就くのであつて、やがて丞相になる者が多かつた。「郡國守相の高第を選んで中二千石とし、中二千石を選んで御史大夫する。その職に任える者が丞相となる」と朱博が哀帝に奏した言の中にあるが（漢書朱博傳）、この事情を傳へてゐるといへよう。丞相となる地位であつて頗る重要であるので人材が選ばれたのである。副丞相として御史大夫は丞相と共に國政に與り、丞相が病んだり薨じたりした時には、その事に當つた。かやうに御史大夫は監察官たる御史を率ゐてはゐたが、それ自身は副丞相といふ行政



官であつたと思はれる。前漢末に儒家の思想によつて三公の官が設けられると、御史大夫は大司空となつた。後漢はそれを司徒公と呼ぶ。これはもはや監察とは全く關係のないものである。司空は水土の事を掌つた。

御史大夫には二人の丞がある。その中の一人が御史中丞であつて、殿中蘭臺にあつて圖書祕籍を掌り、外には部刺史を督し、内には侍御史を領して監察にあつたのである。御史大夫が司空となるや、名實共に御史中丞が監察長官となり、御史臺を率ゐた。そして後漢には少府に屬したのである。

〔漢書百官公卿表〕 御史大夫秦官、位上卿、銀印青綬、掌副丞相。有兩丞、秩千石。一曰中丞、在殿中蘭臺、掌圖書祕書、外督部刺史、内領侍御史。員十五人、受公卿奏事、舉劾按章。成帝綏和元年、更名大司空、金印紫綬、祿比丞相、置長史如中丞、官職如故。哀帝建平二年、復爲御史大夫。元壽二年復爲大司空。御史中丞更名御史長史。侍御史有繡衣直指、奏治大獄。武帝所制。不常置。〔續漢書百官志〕 司空公一人。本注曰、掌水土事。凡督城起邑浚溝洫修墳防之事、則議其利、建其功。凡四方水土功課、歲盡則奏其殿最而行賞罰。凡郊祀之事掌掃除樂器。大喪則掌將校復土。凡國有大造大疑、諫爭與太尉同。世祖即位、爲大司空。建武二十七年去大。屬長史一人一千石。掾屬二十九人。令史及御屬四十二人。

政務分擔機關としては九寺がある。その長官を卿といひ九卿と總稱する。周には三公、九卿、二十七大夫、八十一元士があつたといふが、その九卿が何を指すのかは明かでない。漢書百官公卿表によつて秦漢の九卿をあげると、次の如くである。

- (一) 奉常 (太常)
- (二) 郎中令 (光祿勳)
- (三) 衛尉
- (四) 太僕
- (五) 廷尉
- (六) 典客 (大鴻臚)
- (七) 宗正
- (八) 治粟内史 (大司農)
- (九) 少府

括弧内は漢代の改稱である。この九卿の制は長く後世まで傳はり、明の改革に至つて全く廢されるのであるが、既に他の政務分擔機關たる尙書の六部が發達してくると、その實權は失はれていつた。要するに九寺は丞相に屬したのであるから、丞相と共に力を無くしたのである。

ところが秦漢に九卿が置かれたことに對しては疑問がある。秦漢の制度は自然に發達した實際の制であつて九卿のみが周制を承けてゐるといふのは信じ難い。劉熙の釋名(西漢會要に引く)には九卿ではなく十二卿であると書いてゐる。それは前記の九卿の外に執金吾、大長秋、將作大匠を入れるのである。この考へは一般に認められてゐないが、漢書百官公卿表には「太常より執金吾に至るまで秩皆中二千石、丞皆千石」といひ、二千石の大長秋、將作大匠は問題としても、少くとも執金吾(中尉)は他の九卿と區別できぬのである。恐らく十二卿は事實であらう。秦は水徳で、數は六を尊んだ。三十六郡を置くといふのもその例である。それ故に秦は十二卿であつたのであらう。後に儒家の思想が勢力をもつ



に及んで九卿としたのであらう。三公が設けられるのと同じ考である。後漢には九卿を分つて三司とし、太尉・司徒・司空に分屬せしめた。太常・光祿勳・衛尉は太尉に、太僕・廷尉・大鴻臚は司徒に、宗正・大司農・少府は司空に屬した。

**太常** 第一に太常がある。秦の奉常で景帝中六年（西紀前一四四）に太常と改めた。一時、王莽が秩宗といつたことがある。禮儀祭祀を掌つた。唐の顏師古は太常とは王者の旌旗である。王に大事があれば建て、行く。禮官が之を奉持したから奉常といふと説明してゐる（百官公卿表注）。太常の主要な職務は宗廟の祭祀であるので、一年三百六十日の中、三百五十九日は齋をなすといはれた程である。列侯の忠敬孝慎な者が選ばれた。前漢には屬官に太樂、太祝、太宰、太史、太卜、太醫がある。博士も之に屬し諸陵のことも之が掌つた。太史は星曆龜筮、請雨等の事を掌つたが、太史令としては有名な司馬遷父子がある。博士は國に疑事のあるとき丞相の間に答へたものである。なほ司馬遷が太史公と呼ばれるところから、特に太史公といふ高い官に任命されたと説くものもあるが、之は太史令を尊んで呼んだものにすぎない。

〔漢書百官公卿表〕 奉常、秦官、掌宗廟禮儀、有丞。景帝中六年、更名太常。屬官有太樂太祝太宰太史太卜太醫六令丞、又均官都水兩長丞、又諸廟寢園食官令長丞、又禮太宰太祝令丞、五時各一尉、又博士及諸陵縣皆屬焉。景帝中六年、更名太祝爲祠祀。武帝太初元年、更曰廟祀。初置太卜博士、秦官、掌通古今、秩比六百石、員多至數十人。武帝建元五年、初置五經博士。宣帝黃龍元年、稍增員十二

人。元帝永光元年、分諸陵邑屬三輔。王莽改太常曰秩宗。

〔續漢書百官志〕 太常卿一人、中二千石。本注曰、掌禮儀祭祀。每祭祀先奏其禮儀及行事、常贊天子。每選試、博士奏其能否、大射養老大喪皆奏其禮儀。每月前晦奉行陵廟。丞一人比千石、本注曰、掌凡行禮及祭祀小事、總署曹事、其署曹掾史、隨事爲員、諸卿皆然。

**光祿勳** 光祿勳はもと郎中令といひ、武帝の太初元年に光祿勳と名を改めた。應劭によると光は明、祿は爵、勳は功であるといふ。宮殿掖門戸を掌つたものでいはゞ宮中の護衛兵であつた。その役所は宮中にあり、九卿中では最も親近の官である。昭帝宣帝以來、將軍が之を兼ねることが多かつたやうである。屬官が非常に多く大夫、郎、謁者などあり、期門、羽林も之に屬する。大夫は論議を掌るもので太中大夫、中大夫、諫大夫がある。定員なく、前漢に於いて多いときは數十人に達した。中大夫は太初元年に光祿大夫と名を改めた。郎には議郎、中郎、侍郎、郎中などがあり、門戸を守つたのであるが定員なく、多きは千人に達したといふ。謁者七十人ばかり、僕射がある。期門は武器を執つて送從を掌り僕射がある。期門の名は、武帝が常に微行遊獵を好み、隴西隴北の地に詔して良家の子弟を集め、射獵に巧なものを選抜して期日を定めて殿門に會せしめたところから起つたといふ。後に虎賁郎と改めた。羽林も、やはり送從を掌り、武帝が建章宮を作つた時、置かれて建章營騎といはれたが、羽林と改められた。その宮を守ると共に、出で、送從し後に羽林軍として護衛兵の主なものとなる。光祿勳の屬官は後世になると獨立し、光祿勳はたゞ食膳の事を掌るにすぎなくなる。



〔漢書百官公卿表〕 郎中令、秦官、掌宮殿掖門戶。有丞。武帝太初元年、更名光祿勳。屬官有大夫郎諸者。皆秦官。又期門羽林皆屬焉。大夫掌論議。有太中大夫、中大夫、諫大夫、皆無員、多至數十人。武帝元狩五年、初置諫大夫、秩比八百石。太初元年、更名中大夫爲光祿大夫、秩比二千石。太中大夫秩比千石如故。郎掌守門戶出充車騎。有議郎、中郎、侍郎、郎中、皆無員。多至千人。議郎中郎、秩比六百石。侍郎比四百石。郎中比三百石。中郎有五官左右三將、秩皆比二千石。郎中有車戶騎三將、秩皆比千石。謁者掌賓讚受事、員七十八、秩比六百石。有僕射秩比千石。期門掌執兵送從。武帝建元三年初置比郎、無員、多至千人。有僕射秩比千石。平帝元始元年更名虎賁郎。置中郎將秩比二千石。羽林掌送從次期門。武帝太初元年初置、名曰建章營騎。後更名羽林騎。又取從軍死事之子孫、養羽林官、教以五兵、號曰羽林孤兒。羽林有令丞。宣帝中郎將騎都尉、監羽林、秩比二千石。僕射秦官、自侍中尙書博士郎皆有。古者重武官、有主射以督課之。軍屯吏、驛宰、永巷、宮人皆有取其領事之號。

〔續漢書百官志〕 光祿勳、卿一人、中二千石。本注曰、掌宿衛宮殿門戶、典謁署郎更直執戟宿衛門戶、考其德行而進退之、郊祀之事掌三獻。丞一人比千石。

**衛尉** 衛尉も護衛兵である。秦の官であるが、景帝が一時中大夫令と呼んだこともある。王莽は之を太尉と稱した。衛士を統轄して宮門を守護したのである。衛尉寺は宮内にあつた。長樂・建章・甘泉などの宮殿をも守つた。それぞれの宮によつて呼ばれたが、常置ではない。

〔漢書百官公卿表〕 衛尉秦官、掌宮門衛屯兵。有丞。景帝初更名中大夫令。後元年復爲衛尉。屬官有公車司馬、衛士、旅賁三令丞。衛士三丞。又諸屯衛候司馬二十二官屬焉。長樂建章甘泉衛尉皆掌其宮、職略同、不常置。

〔續漢書百官志〕 衛尉卿一人、中二千石。本注曰、掌宮門衛士宮中徵循事。丞一人、比千石。

**太僕** 太僕は皇帝の車馬及び牧畜を掌つた。王莽は太御といふ。太僕は召使の長の意で、元來は天

子のお側付きのことであるが、後に宮中の馬を世話するやうになつた。秦から清まで馬の世話役であつた。後には天子の儀式の時に使ふ馬のみ掌るのであるが、漢代には皇帝の養馬多く、武帝は四十萬の馬をもち、外征に使はれたといふ。後漢には屬官に兵器を作る考工令、乘輿諸車を掌る車府令、乘輿と廐中の馬を掌る未央廐令等があつた。

〔漢書百官公卿表〕 太僕秦官、掌輿馬。有兩丞。屬官有大廐、未央、家馬三令、各五丞一尉。又車府、路輪、騎馬、駿馬四令丞。又能馬、閑駒、乘泉、駒駘、丞華五監長丞。又邊郡六牧師苑令、各三丞。又牧養昆踰令丞、皆屬焉。中太僕、掌皇太后輿馬、不常置也。

武掌太初元年、更名家馬爲擗馬。初置路輪。

〔續漢書百官志〕 太僕、卿一人、中二千石。本注曰、掌車馬、天子每出、奏駕上齒簿、用大駕則執馭。丞一人、比千石。

〔漢儀注〕 太僕牧師諸苑三十六所、分布北邊西邊、以郎爲苑監、官奴婢三萬人、養馬三十萬匹。

**廷尉** 廷尉は秦官、司法機關である。景帝中六年に大理と改めたが、武帝の建元四年に廷尉に復した。顔師古は廷とは平の意であらうといふ。哀帝はまた大理といつたことがある。漢書張釋之傳によると、文帝が外へ出た時、民が走つて乘輿を驚かしたことがある。捕へて廷尉に屬すると、釋之は罰金に處した。帝が怒つたが、釋之は「法は天下の公共である。更に重くすれば法は民に信せられぬ。廷尉は天下の平である。廷尉に下された以上かうしなくてはならぬ」といひ、帝もそれに従つた。後に高廟座前の王環を盗む者あり、文帝之を族せんとしたが、釋之は法の如く棄市にした。皇帝にも屈しなかつたのである。



〔漢書百官公卿表〕 廷尉、秦官。掌刑辟。有正左右監、秩皆千石。景帝中六年、更名大理。武帝建元四年、復爲廷尉。宣帝地節三年初置左右平、秩皆六百石。哀帝元壽二年、復爲大理。王莽改曰作士。

〔續漢書百官志〕 廷尉、卿一人、中二千石。本注曰、掌平獄奏當所聽。凡郡國讞疑罪皆處當以報。正左監各一人、左平一人、六百石。本注曰、掌平決詔獄。

**大鴻臚** 秦では典客といひ、諸侯と歸義の蠻夷を掌る役である。景帝中六年に大行令といひ、武帝太初元年に大鴻臚と改めた。王莽は典樂と呼ぶ。秦漢には典屬國といふ官が蠻夷の降つた者を掌つてゐた。蘇武のなつた官であるが、成帝河平元年に省かれ、この大鴻臚に合された。

〔漢書百官公卿表〕 典客、秦官、掌諸歸義蠻夷。有丞。景帝中六年、更名大行令。武帝太初元年、更名大鴻臚。屬官有行人、譯官、別火三令丞、及郡邸長丞。武帝太初元年、更名行人爲大行令、初置別火。王莽改大鴻臚曰典樂。初置郡國邸屬少府、中屬中尉、後屬大鴻臚。

典屬國、秦官、掌蠻夷降者。武帝元狩三年、昆邪王降、復增屬國、都尉丞候千人。屬官九譯令。成帝河平元年、省并大鴻臚。〔續漢書百官志〕 大鴻臚、卿一人、中二千石。本注曰、掌諸侯及四方歸義蠻夷。其郊廟行禮贊導請行事、既可以命羣司。諸王入朝當郊迎、典其禮儀。及國郡上計匡四方來亦屬焉。皇子拜王、贊授印綬。及拜諸侯、諸侯嗣子、及四方夷狄封者、臺下鴻臚召拜之。王薨、則使弔之、及拜王嗣。丞一人比千石。

**大司農** 大司農は政府の財政を扱つた。秦では治粟内史といつたが、景帝後元年に大農令と改め、武帝太初元年、更に大司農と改め、後漢も之によつた。王莽は義和又は納言といつた。

前漢に於いては帝室財政と國家財政とは分たれ、少府が帝室の財政を掌つたのに對して、大司農が國

家の財政を掌つた。その有力な財源となつたものは田租、算賦、更賦（兵役を免れるために出すもの）、鹽鐵專賣の収入であつた。支出では俸祿と軍費とが多かつたと思はれる。光武帝に至つて財政制度の改革が行はれ少府の掌つた租税を大司農に入れることになり、この財政組織の區別は失はれた。（註）

〔漢書百官公卿表〕 治粟内史、秦官、掌穀貨。有兩丞。景帝後元年、更名大農令。武帝太初元年、更名大司農。屬官有太倉、均輸、平準、都内、籍田五令丞。幹官鐵市兩長丞。又郡國諸倉農監都水六十五官長丞、皆屬焉。驛粟都尉、武帝軍官、不常置。王莽改大司農、曰義和、後更爲納言。初幹官、屬少府、中屬主簿、後屬大司農。  
〔續漢書百官志〕 大司農、卿一人、中二千石。本注曰、掌諸錢穀金帛諸貨幣。郡國四時上月且見錢穀簿、其通未畢、各具別之。邊郡諸官請調度者、皆爲報給、損多益寡、取相給足。丞一人、比千石、都丞一人、六百石。本注曰、都丞主儲藏。  
〔註〕 加藤繁博士、漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別、並に帝室財政一斑（東洋學報八・九卷）

九卿にはこれら以外に宗正と少府があるが、それは既に述べた。劉熙はこの外に執金吾・將作大匠・大長秋を加へて十二卿といふ。大長秋は皇后職東宮職にあたる。執金吾は秦に中尉と呼び、京師の盜賊を掌つた。後漢には専ら宮外を巡行した。その儀仗は甚だ盛であつた。光武帝が帝位につく前、嘗て長安に於て執金吾の車騎の甚だ盛なのを見て「官に仕へては當に執金吾たるべし」と歎じたといふことである。將作大匠は秦では將作少府といひ、宮室を治めた。陵園とか宗廟とかの土木工事も此の掌るところである。その主要な勞働者は刑徒であつた。（註）



〔漢書百官公卿表〕中尉、秦官、掌徵循京師。有兩丞、候司馬千人。武帝太初元年、更名執金吾。屬官有中壘寺五武庫都船四令丞、都船武庫有三丞、中壘兩尉、又式道左右中候候丞、及左右京輔都尉尉丞、兵卒皆屬焉。初寺互屬少府、中屬主爵、後屬中尉。將作少府、秦官、掌治宮室。有兩丞、左右中候。景帝中六年、更名將作大匠。屬官有石庫東園主章左右前後中校七令丞、又主章長丞。武帝太初元年、更名東園主章爲木工。成帝陽朔三年、省中候及左右前後中校五丞。

〔註〕濱口重國氏、漢代の將作大匠と其の役徒（史學雜誌第四十七編第十二號）

尙書 前漢に於ては丞相が宰相であり、御史大夫が副宰相であり、太尉はそれに並ぶ地位にあつた。儒家の思想が次第に勢力をもち、三公の思想が官制の上に影響を及ぼして、丞相、太尉、御史大夫が三公化する、それに代つて少府の屬官たる尙書が擡頭して來た。次第に官屬も整備して南北朝を経て隋唐には益々發達してその下に吏戶禮兵刑工六部が出來、名實共に宰相となる。

初め秦代、少府、吏四人を遣して殿中に在り書を發せしむ。故に尙書と號す。尙ほ猶主のごとし。漢、秦に因つて之を置く。

これは應劭の漢官儀（初學記職官部に引く）にみえてゐるのだが、秦代の尙書について窺ひ得るのは、大體この程度を出ない。尙書が少府に屬したことは、後世に至るまで形式的に保たれてゐて、この官の發生の状態をよく示してゐる。けれどもこの官の萌芽はすでに戰國時代の末に現れてゐたらしく、呂氏春秋によれば魏の文侯が「主書」をして書を掌らしめ、齊の宣王が「掌書」に事を記さしめたことがみえる。この主書、掌書は尙書の前身といつてよいであらう。秦及び漢初の尙書に關しては史料乏しく、

明かにし難いのであるが、天子の側に居て文書の授受を掌つて居り、全く天子の私的の職に過ぎなかつたやうである。そして漢は秦制に従ひ大差なかつたものと考へられる。史記灌夫傳に次のやうな事件がみえる。

孝景の時、魏其（竇嬰）嘗て遺詔を受く。曰く「事、不便あらば便宜を以て論上せよ」と。繋がるに及んで灌夫の罪、族に至る。事日に急なり。諸公敢て復た明の上に言ふもの莫し。魏其乃ち昆弟の子をして上書して之を言はしめ、復た召見するを得んことを幸ふ。書奏上す。而るに尙書を案するに大行に遺詔なし。詔書は獨り魏其の家に藏め、家丞封す。乃ち魏其を劾すらく、先帝の詔を矯め、罪、棄市に當ると。

これは武帝の初年のことで尙書が詔書を藏してゐたことを物語るものである。

武帝が崩するに際し、遺詔して少子を立て、霍光に周公の事を行はしめんとした。そこで昭帝が天子となると、霍光は「大司馬大將軍領尙書事」として幼帝を輔佐することになる。當時の最高の文官は言ふまでもなく丞相であるが、權を専らにするためには丞相となるよりも領尙書事となる方が便宜であつたのであらう。尙書を領するのが一切の國務をその掌中に收めることになると思ふ。當時尙書が相當大きな職權をもつてゐたといつてよいと思ふ。即ち武帝の時代に於いて尙書は既に政治上に重きをなしてゐたのである。天子の私的の職たる尙書の擡頭は武帝の長い治世中に起つた現象ではなからうか。武



帝が丞相以下を壓へ、意のままに政治を行つた結果、殿中において文書を掌つた尙書が擡頭して來たのはなからうか。霍光の死後、霍山が領尙書事になつたのであるが、宣帝は政權を回收せんとした。漢書魏相傳に、その事を述べて、もと諸上書は皆二封署をつくり、その一は副といつて尙書を領する者が、先づ副封をひらき、言ふところが善くなかつたならば、屏去して奏しなかつた。魏相はこの副封をやめることを申し、宣帝はそれを善みしたといふ。これによつてもそれ以前の領尙書事が絶對的な權力を振つた事情を窺ふに足るであらう。

次に武帝時代の尙書に關して少しく考へてみるに、史記三王世家に「御史臣光守尙書令」及び「丞非」といふ名がみえて居り、漢書張安正傳に、武帝の晩年に安正が尙書令になつたとある。漢書百官公卿表も成帝以前に尙書に令丞があつたことを記してゐるから、武帝の頃、尙書令丞が存在したことは認められよう。また尙書に關しては尙書僕射、尙書郎といふ官がある。このうち僕射は令に次ぐ官として後世には重きをなすのであるが、これらも武帝の時に恐らく存在してゐたであらう。尙書の分擔については少しく論が分れる。漢書成帝紀に建始四年（西紀前二九）の春、中書の宦官を罷め、初めて尙書員五人を置くといふ。衛宏の漢舊儀はこれを以て從來四曹であつたのを五曹にしたのであり、増設された一曹は三公曹であると説き、應劭もそれに従つてゐる。しかし三公なる者は遙かに後の綏和元年（西紀前八）に置かれるのであるから、建始四年に三公曹といふ名はなかつたであらう。まして四曹の一の常侍曹は

丞相御史の事を主るといひ、三公曹とは重複することになる。漢舊儀に對して續漢書百官志は成帝初め尙書四人を置き、分つて四曹となすといふ。これは成帝紀を無視したものである。これらをよく吟味して調和させたのが晋書職官志の説く所である。それは建始四年の尙書五人の中、一人は僕射であり、他の四人が四曹に分れたとし、成帝が後に三公曹を設け、これによつて五曹になつたとするのである。この解釋はすべての記載を生かしたものであつて信すべきであらう。光武帝は更に之を六曹とする。建初四年の變革は石顯等の宦官が握つてゐた政權が士人の手に歸した結果生じたのであつて、初元中に蕭望之が建白して、尙書は百官の本である。宦者を用ゐるのは古制ではない。宜しく中書の宦官を罷むべしと元帝に説いた精神を汲むものであらう（漢書佞幸傳）。従つてこの變革に復古的な意義を認め得るのである。それ故に晋書の言ふ如く、尙書の四曹が成帝の時に初めて設けられたとしても、それには古の制を復活させようといふ精神があり、之によつて宣帝昭帝時代、更に溯つて武帝時代の尙書を想像することも不當ではなからう。成帝の時の四曹の尙書が行つたやうな各方面との文書の授受は武帝昭帝の頃の尙書が既に行つたことであらう。以上、武帝時代に尙書が擡頭した事情であるが、なほ尙書に關して中書といふ官がある。中書には宦官がなり、機密の事を掌つた。元帝の時に石顯が中書令として政權を握るやうになるが、このやうに中書が力を得たのは、武帝が後庭に游宴し、宦者を用ゐたからだといふ（漢書佞幸傳）。中書と尙書とはもと一官であつて別のものではない。



かやうに尙書は前漢の中葉以後漸く職權を大きくしていった。西漢末に三公が建てられ宰相の職は三分され、尙書が帝の側近にゐて詔書を掌るところから代つて宰相にならうとした。しかも光武帝は大臣を信任せず、三公も實權のないものになつたので、近臣の尙書は益々重くなつていった。尙書は天子を輔け、機密の事に與つた。「今陛下の尙書あるは、猶天の北斗あるがごとし。斗は天の喉舌、尙書も亦陛下の喉舌たり」とは後漢書李固傳にみえる語である。天子の喉舌の官たる尙書は群臣の奏章を閱讀し、群臣が事を奏するとき、尙書は天子の左右に侍して傍聴した。大臣の言ふところよろしくない時には彈劾した。詔書を下すには、尙書が審かに閲して法令の故事に照らした。そこで尙書は法令に通じたものでなくてはならなかつた。尙書の職權がかやうであつたから、既に西漢の時、尙書には丞相を壓する者が出で、後漢になれば尙書臺は嘗ての丞相の如く、權勢は三公をしのいだ。後漢書陳寵傳に「今の三公は其の名に當ると雖も其の害無し。選舉誅賞一に尙書に由る。尙書の任三公より重し」といふ。その威儀甚だ盛んで、公卿が尙書の官に道に遇へば、道を譲らねばならなかつた（應劭漢官儀）。朝會のときには御史中丞、司隸校尉と專席獨坐したので、京師では三獨坐と呼ばれた（漢官儀）。

尙書の組織はじめは簡單であるが、次第に大きくなり、後漢には六曹が備つた。後世の六部の由來するところである。令の下に僕射があり、その下に六人の尙書があつた。それが六曹をなしたのである。六曹の名稱については明瞭でないが、前漢でははじめ四曹で（一）常侍曹尙書は丞相御史以下公卿の

事、（二）二千石曹尙書は刺史郡國の事、（三）民曹尙書は民の上書の事、（四）主客曹尙書は外國夷狄の事を扱つたのであるが、成帝が（五）三公曹を置き、斷獄を掌らしめて五曹となり、光武帝が（六）主客曹を南主客曹と北主客曹とに分ち、六曹となつたやうである。そして常侍曹は吏曹と改められた。

〔續漢書百官志〕 尙書令、一人、千石。本注曰、承奏所置、武帝用宦者、更爲中書謁者令、成帝用士人復故、掌凡選舉及奏下尙書曹文書衆事。尙書僕射一人、六百石。本注曰、署尙書事。令不在、則奏下衆事。尙書六人、六百石。本注曰、成帝初置尙書四人、分爲四曹。常侍曹尙書、主公卿事。二千石曹尙書、主郡國二千石事。民曹尙書、主凡吏上書事。客曹尙書、主外國夷狄事。世祖承運後、分二千石曹、又分客曹、爲南主客曹北主客曹凡六曹。

〔漢舊儀〕 尙書四人、爲四曹、常侍曹尙書、主丞相御史事。二千石曹尙書、主刺史二千石事。民曹尙書主庶民上書事。主客曹尙書客曹、主外國夷事。成帝初置尙書員五人、有三公曹、主斷獄事。

〔晉書職官志〕 至建始四年、罷中書宦者、又置尙書五人、一人爲僕射、而四人分爲四曹。通掌圖書記章奏之事。各有其任。其一曰常侍曹、主丞相御史公卿事。其二曰二千石曹、主刺史郡國事。其三曰民曹、主民上書事。其四曰主客曹、主外國夷狄事。後成帝又置三公曹、主斷獄。是爲五曹。

〔漢書魏相傳〕 故事諸上者皆爲二封。署其一曰副。領尙書者先發副封、所言不善、屏去不奏。相復因許伯白去副封、以防雍蔽。宣帝善之。

#### 第四節 地方 政府



國 秦が天下を統一した時に封建か郡縣かの問題が起つた。周の封建の弊をみて一般に郡縣を施行することとなり天下を三十六郡に分つた。郡は更に増したが、秦代には遂に大諸侯は置かれなかつた。しかし大諸侯はなくとも全然諸侯が置かれなかつたわけではなく、その二十等爵の最上級には列侯がゐて封邑を得て侯を稱し、關内侯も封邑を有して侯と號してゐた。秦は何等諸侯の力をかりることなくして統一の業をなしたのであるから、郡縣制度を布いたのは秦の中央集權には適當であつた。ところがその政策が人民に對してあまり過酷で、専ら人民を威壓することのみ努め、増税とか徵發とかのため人民は苦しみ、不平を抱く者が生じ、却つて六國の昔をしのぶ有様になつた。始皇帝が崩ずると六國の殘黨と地方の豪傑とは各地に蜂起し、遂に秦を滅ぼした。秦に代つた漢の高祖は、その政治にあたり中央政府は殆ど全く秦制を襲ひ、丞相、太尉、御史大夫以下の職員を置いたのであるが、地方には郡縣と封建とを並び行つた。秦の二十等の爵はそのまゝ踏襲したが、列侯（徹侯）の上に、諸侯王を設け、王を號した。高祖は劉氏に非ざれば、王たり得ぬことに定めたといふ（漢書呂后紀、王陵の言）が、漢初には異姓の王も多く封せられた。異姓の王は帝室の藩屏とならず、之を封することは高祖の意志でもなかつたであらうが、統一の業に功績あつた豪傑に對してかくしなげなければならなかつたのであらう。韓信が楚に、彭越が梁に、英布が淮南に、臧荼及び盧縮が燕に、韓王信が韓に、張耳が趙に、吳芮が長沙に封せられ、その領土は廣大であつて、漢朝に對して獨立國の状態であつた。そこで高祖は同姓を封じてそれに

對立せしめると共に、つとめて異姓の王を除かんとした。韓信、彭越、英布等をはじめ種々の口實によつて次第に除き去られ、中には自ら叛いて除かれた者もある。かくて高祖の崩ずるときには異姓の王は長沙王吳芮を残すのみであつた。長沙王は領地狭く力もなかつたのである。異姓が滅びると共に、同姓の子弟が齊、楚、代、趙、吳、淮南、梁等に封せられて帝室の藩屏となつた。

諸侯王は中央政府とほゞ同様の官職を有した。太傅があつて王を輔け、内史が國民を治め、中尉が武職を掌り、丞相が諸官を統率し、御史大夫以下漢朝の如くであつた。たゞ太傅と丞相とが中央から任命されるのみで殆ど獨立國の如きであつて、時がたつにつれて帝王の藩屏としての目的を失つてゆくのは止むを得ない。高祖の次の惠帝は早く崩じ母呂后が政權を握り、呂氏を封じて諸侯王としたが、呂后の崩後、呂氏は劉氏のため滅ぼされた。次いで文帝が立つと、濟北王興居、淮南王長の叛があり、それは平いだが、吳王楚王の如き漢朝に反抗せんとする者が現れた。こゝに於いて諸侯王抑制を論ずる者が現れた。賈誼はその治安策にこの問題を注意し、大國に對しては土地を分ち、その勢力を弱くするの必要を説いた。鼂錯もまた同様な事を述べた。これにより文帝は淮南國を分つて三國とし、齊國を分つて六國にしたが、なほ諸侯王は強大であつた。文帝の次の景帝の世になると鼂錯は御史大夫となり、その意見により諸侯王の地を削ることにつとめた。そこで吳王は楚、趙、膠東、膠西、淄川、濟南の六國と共に兵を擧げた。吳楚七國の亂といふ。周亞夫等の力により之は平定され、これより諸侯王は非常な壓迫



を受け、その領土も狭くなり、その後、漢朝は大國を生せぬやうにした。景帝は諸侯の丞相を單に相と呼ばせ、御史大夫等の官を省き、諸侯王をして自ら國を治めることを得しめず、官吏は天子が置いた。之より諸侯王の力は衰へてしまつた。<sup>(1)</sup>

景帝に次いで武帝が立つ。武帝もやはり諸侯壓迫の方針を續けた。元來、封地は嫡子でなくては襲封できなかつたのであつたが、武帝は主父偃の言によつて、諸侯王をしてその領土を子弟に分封することを許した。之を推恩の令といひ、諸侯王の勢力を分散せしめようとしたものである。けれども諸侯王の中には淮南王安、衡山王賜の如く謀叛するものもあつたので左官の律、附益の律の如き法律を作つた。左官の律とは恣に諸侯の臣下となることを防ぐための規定で、附益の律とは諸侯の爲に濫に人民に負擔を課するのを取調べる法律であるといふ。その外、酎金の律といふのがある。酎とは正月旦に作り八月に成る酒の名で、武帝は戸口に應じてその金を獻せしめ、金の目方が足りぬとか色が悪いときは土地を削られ或は之を免せられた。<sup>(2)</sup>百餘人の諸侯王、列侯がこのために爵を奪はれたといふ。また封建諸侯はたゞ子のみが相續を許され、孫も兄弟の子も原則としては許されぬといふ特殊な相續法が行はれた。<sup>(3)</sup>武帝に至つて諸侯王の勢力は地に墮ち、藩國とは名のみであつて、中央派遣の官吏に監督せられ、天下は全く郡縣の實を得ることゝなつた。前漢は宣帝を限りとして衰へ、宦官、外戚が跋扈する。そして外戚王氏に國を篡はれた。思ふに中央集權の實は擧がり、地方には強い勢力がなかつたから、君側の小人が

權を専らにし得たのであらう。前漢は宗室諸侯王の微力なためにもろく減びたのであるが、後漢光武帝はやはり前漢の方針は捨てず、大諸侯の生ずることを極力警戒し、王子功臣が封せられても僅かな土地を賜ふのみであつた。後漢の天子は代々幼若であつて、外戚と宦官とが實權をほしいまゝ、衰頽していつた。要するに郡國併用とはいふものゝ、兩漢ともに諸侯王の國を郡縣化してゐたのである。

〔漢書百官公卿表〕 諸侯王、高帝初置、金匱鑿綬、掌治其國。有太傅、輔王。內史、治國民。中尉、掌武職。丞相統衆官。羣卿大夫都

官如漢朝。景帝中五年、令諸侯王不得復治國、天子爲置吏、改丞相曰相、省御史大夫廷尉少府宗正博士官、大夫謁者郎諸官長丞皆損其員。武帝改漢內史爲京兆尹、中尉爲執金吾、郎中令爲光祿勳、故王國如故、損其郎中令秩千石、改太僕曰僕、秩亦千石。成帝綏和

元年、省內史更令、相治民如郡太守、中尉如郡都尉。

〔漢舊儀〕 王子爲侯。侯王歲以戶口、酎黃金獻于漢廟。皇帝臨受獻金、以助祭大祠曰飲酎、飲酎受金小不如斤兩、色惡、王奪戶、侯免國。

(1) 市村瓊次郎博士、東洋史統第一卷、

(2) 牧野巽氏、西漢の封建相續法（東方學報東京第三冊）

**郡 縣** 史記始皇紀にはその二十六年に天下を分つて三十六郡としたといふ。その三十三年には四十八郡になつたやうである。かくてその制は支那全土に遍く行はれたのである。郡には守がある。尉、監御史と共に秦が中央政府の丞相、太尉、御史大夫に對應して置いたのである。このうち監御史のみは漢代には省かれ、守尉はそのまゝ、引繼がれる。守は郡を治める最高の官であつて、秩は二千石、景帝の中



二年（西紀前一四八）に太守と改めた。王莽の時には大尹或は牧、率正、連率など種々に呼ばれた。次に尉は景帝の中二年に名を都尉と改められた。民政を太守が掌るのに對して、都尉は軍事を掌り、相並んで郡を治めた。時に互に兼ねることがあつた。吾丘壽王が東郡都尉となり太守の事を兼ねたが如きである。太守が都尉を兼ねれば政治を統一して行ひやすいため、後漢には光武帝が都尉を省きその職は太守に并された。唯往々邊郡に置かれたことがある。

郡は中央と縣との連絡機關で、中央の命令を執行し所屬の縣を監督した。土地に應じて自ら教條を設けることもある。後漢書李固傳に、李固が丹陽に悪い風俗があるので、學校を起し禮容を習はせ、三公から成績が天下第一と奏された如きその例である。その郡を治めるにあつては太守にかなりの自由が認められてゐたと考へられ、その屬官の任免の如きも太守が行つたのである。これは秦漢の制が後世と大に異なる點であると思はれる。従つて屬官はその郡出身の者がなつたやうである。郡守は擅に自ら郡を離れてはならなかつたらしく（後漢書李章傳）、従つて朝廷の議に與ることも出来なかつた（漢書汲黯傳）。時には特に許可を得て天下に事を奏し、丞相、御史大夫の拘束を受けぬこともあつたが、郡守は丞相、御史大夫の管轄下にあつたらしく、その報告は丞相、御史大夫を受け、時には天子親ら受けた。後漢では司徒が受けた。そして漢代には郡守は非常に重視され、その成績良好な者は公卿に上り、後漢でも尙書令、尙書僕射から任せられる者もあつた。屬官はかなり多く、郡守を輔佐する丞、屬官の任免賞罰を

掌る功曹、所屬の縣を監察する督郵などはその主要なものである。また郡には内郡外郡の區別があり、邊縁の郡を外郡といふ。内郡のうち京師の郡守は他と異つてゐる。秦では京師に内史があつて治めたが、景帝二年に分れて左右内史となり、武帝の太初元年に左内史を京兆尹、右内史を左馮翊、列侯を掌つてゐた主爵都尉（もと主爵中尉）を右扶風と改め、この三官を三輔となし、長安城中に治した。後漢の京師を治したのは河南尹である。これらは他の太守より高く認められてゐた。

郡の下に縣がある。列侯の食する所を國といひ、皇太后、皇后、公主の食する所を邑といひ、蠻夷にあるのを道といつた。前漢平帝の時に縣道國邑合せて千五百八十七、後漢順帝の時に千百八十あつた。縣には令長を置く。萬戸以上を令とし、以下を長と言つた。縣の下に郷亭がある。前漢に郷は六千六百二十三、亭は二萬九千六百三十五あり、後漢には桓帝の時、郷が三千六百八十一、亭が一萬二千四百四十三あつた。百家を一里とし、民には什伍の制があつた。

〔漢書百官公卿表〕 郡守、秦官、掌治其郡、秩二千石、有丞。邊郡又有長史、掌兵馬、秩皆六百石。景帝中二年更名太守。郡尉、秦官、掌佐守、典武職甲卒、秩比二千石、有丞、秩皆六百石。景帝中二年、更名都尉。

**刺史** 漢は各郡に秦の置いた監御史を省き、丞相史或は御史によつて隨時地方の監察が行はれた。

漢初から武帝に至るまではそのやうな状態であつて、元封三年になると部刺史が置かれる。全國を十三部に分つて刺史が派遣された。この時の十三部は後と異り中央の司隸は含まれず、朔方が入つてゐたや



うである。<sup>(註)</sup>刺史は秩六百石の軽い官であるが、之が詔條を奉じて二千石の郡守を監察したのである。それは理に合はぬといふ論が、成帝の世に起り、綏和元年（西紀前八）に刺史は名を牧と改め、秩も二千石の上の眞二千石に上げた。しかるに建平二年（西紀前五）には刺史に復し、更に四年を経て元壽二年には再び牧とした。王莽を経て、後漢光武帝は建武十八年に州牧を改めて刺史を置いた。これより先、光武帝は從來州牧（刺史）が二千石を劾奏した時には宰相の調査によつたのを改め、天子親ら決することとし、その治所を定め、州から離れることを得しめなかつた。前漢に於ては刺史に治所はなかつたのである。即ち光武帝によつて刺史は地方長官的色彩を濃厚にした。ところが後漢末に地方が漸く亂れるに及んで、靈帝の中平五年（西紀一八八）に新に州牧が置かれた。その事情は後漢書劉焉傳にみえてゐるが、元來刺史は監察官であつて動亂する時勢に一州を率ゐてゆくだけの實力なく、代つて州牧が生れたのである。かくて後漢末から南北朝にわたり州牧は高い地位を占めたのである。

さて前漢の刺史は詔條を奉じて州を察したといふが、その内容を示すものとして六條の問事が漢書百官公卿表の注に引く漢官典職儀といふ書にみえてゐる。その中、一條は豪族に對するもの、他は二千石に對するものである。ところが刺史が諸侯王を彈劾した實例は相當に多く、六條の問事は決定的のものではなかつた。詔條は天子から親しく刺史に授けられ、一般には知られなかつたのである。

次に後漢の刺史は州内に治所を有し天子に直屬したのであるが、前漢に較べると、刺史の職權が増大し、多くの二千石を劾奏した者は有能とみられた。事務としては郡國を巡行して囚徒を録し、殿最を考した。その勢力は非常なもので、刺史が赴任し峻嚴であるとの風聞が傳はると、自ら印綬を解き官を棄てて去る實例が少くなかつた。後漢書朱穆傳の如き、穆が來るとき、冀部令長の印綬を解いて去る者、四十餘人と述べてゐる。如何に刺史が絶大な職權を有したかを知ることが出来る。次に後漢の刺史は民衆に接近するやうになつた。或は民に耕田種樹理家の術を教へ、或は飢者を救ひ、或は地方の惡風を矯正する者あり、百姓その徳に靡き人望を集めた刺史もあつた。刺史の屬官は後漢に至ると増加し、治中、別駕、簿書、兵曹、部郡國從事の別がある。治中從事は州の選署及び衆事を掌り、別駕從事は刺史の巡行に従つて衆事を録し、簿書從事は財穀簿書を掌り、軍事ある場合には兵曹從事を置き兵事を掌らしめた。また郡國に各々一人の部郡國從事があつて文書を督促し非法を察舉した。何れも刺史自ら任免したのである。なほ中央にあつて諸官を監察し京師附近の督察にあつたものに司隸校尉がある。設置の年代も事情も刺史とは異なるが、屬官をみると大體同様であつて刺史の一たることは疑ない。刺史よりも大きな職權を有したものである。

〔漢書百官公卿表〕 監御史、秦官、掌監郡、漢省、丞相遺史分刺州、不當置。武帝元封五年、初置部刺史、掌奉詔條察州、秩六百石、

員十三人。成帝綏和元年、更名牧、秩二千石。哀帝建平二年、復爲刺史、元壽二年、復爲牧。

〔漢官典職儀〕 刺史班宣周行郡國、省察治狀、黜陟能否、斷治冤獄、以六條問事。非條所問即不省。一條、強宗豪右、田宅踰制、以強



陵弱、以衆暴寡。二條、二千石不奉詔書違承典制、倍公向私、旁詔守利、侵漁百姓、聚斂爲姦。三條、二千石不恤疑獄、風厲殺人、怒則任刑、喜則淫賞、煩擾刻暴、割殺黎元、爲百姓所疾、山崩石裂、妖祥訛言。四條、二千石、選署不平、苟阿所愛、蔽賢寵頑。五條、二千石子弟、恃怙榮執、請託所監。六條、二千石違公下比、阿附豪強、通行貨賂、割損正令也。

〔續漢書百官志〕外有十二州、每州刺史一人、六百石。本注曰、武帝初置刺史十三人。十二人各主一州、其一州屬司隸校尉。諸州常以八月巡行所部郡國、錄囚徒、考殿最、初歲盡詣京都奏諸。中興但因計吏皆有從事史假佐。

〔註〕顧頡剛、西漢州制考（慶祝蔡元培先生六十五歲論文集）

## 第五節 概 括

秦漢の官制を通觀してみると次のやうな特色がある。(一)まづ天子の權力の増大したこと、秦の皇帝は周の王よりも力を有したが、漢に於ても武帝、光武帝などの時代特に著しくその權力を増したやうである。諸侯はあつても殆ど郡縣と異らぬ状態になつてしまふ。後漢に朝儀が輕んせられるのもその一つの現れであらうし、宰相たる丞相の職權の弱くなるのもそのためであらう。後漢の三公は位のみ高いが、災異にあたり天子の責任を負はされ、死を賜ふ者も出るほどである。この天子の權力にともなつて起るのが(二)尙書の擡頭である。天子が獨裁政治をするとき、その側近の官が重用されるのは自然の勢であつて、少府の屬官たる尙書が次第に權力を握つた。かゝることは支那の制度沿革上屢々繰返へさ

れるのであつて、丞相や御史の如きもその實例といへるが、特に尙書は著しく、後漢には既に三公より重いといはれた。そして天子の喉舌の官として事實上の宰相たらんとし、そのため官職の重複する傾向も生じてゐる。(三)地方政治に於ては刺史がある。これも臨時の官であつて天子から派遣されてゐたものが、やがて地方の長官となつて居着いてしまつたのである。かかる變化は何れも自然に、また純粹に生じたのであつて、何れも必要に應じて發達したのであるが、こゝに意識的に官制に作用したものに(四)儒家思想がある。これは復古思想ともいへる。周制と稱するものを模範としてそれに復せんとした。その最初の現れは呂后の時に太傅が置かれたことではあるまいかと考へられ、武帝の時には大司馬が置かれ、成帝は三公或は牧を設け、その他、行人、司隸、虎賁などの名稱が採用され、後漢には三公九卿が整備する。これらは何れも所謂周制の影響であつて、自然的發達に對して作用をしたものである。要するに漢は以上の制度によつて中央集權の實を擧げ得たといふべく、諸侯は力なく地方官の弊害も少く、後漢末を除けば、よく地方を統御したといへよう。たゞその中央集權が天子一人を中心とするものであつたため、そこから破綻が生じ、宰相の力衰へ、天子の周圍の外戚、宦官の禍が起つたのであらう。



### 第三章 魏晉及び南朝時代

#### 第一節 王朝興亡の跡

後漢の安帝永初元年（一〇七）に突發した羌人（漢の西部にゐた西蕃種の種族）の擾亂は、やがて内郡深くに波及して四十年近い間猛威を揮つた。人命や物質上の損害も莫大なるものがあつたが、之れを契機として羌寇の衝に當つた地方に於いて郷黨の有力者による自衛自治の風の醸されて來たことは、後漢の政治的統制が紊れ人心が動搖して行く第一歩として最も憂ふ可きものであつた。一方後漢時代は水旱蝗蟲地震などの災異が頻りて、特に中頃より被害は甚大となり其のため順帝時代（年一〇五）から竊民よりなる流賊が發生し始めて世の中の不安は一層増した。其れにも拘らず中央に於いては外戚が横暴を極め、桓帝の延熹の末から（代の中頃から）は代つて宦官の專恣となつて、獨り王室のみならず國民全體に深刻なる害毒を與へた。蓋し外戚宦官の專權は第四代の和帝（八十八年）以後幼にして位を踐んだ天子が多かつたことに起因す



る外、光武帝(後漢第一代の天子)以來天子一人に權力を集中し過ぎた爲め、宗室や大臣が餘りに無力で君側の姦を除くだけの實力を有しなかつたことにもよる。然し外戚ならばまだしも刑餘の宦官の如きが袁龍の袖に隠れて傍若無人の行動を取り殆ど政治を私する様になると、憤激した名節の士は現下の政情に痛烈なる批判を加へ、太學の學生も相率ゐて巷談横議するに至つた。其處で宦官も負けては居らず、桓帝の末から靈帝の世にかけて幾度も攻撃者に彈壓を加へ臨むに酷刑を以つてした。所謂黨錮の變がそれであるが、かうした事態の發生が人心を動搖せしめたことは非常なものであつた。

丁度此の頃太平道と云ふ一種の呪術的信仰が流行し、不安な世相に乗じて人心を惑はしつゝあつたが、靈帝の中平元年(一八四)に至つて教主張角は、新王朝の出現近きを宣言すると共に數十萬人の信徒を煽動して反亂を起した。これが有名な黄巾の賊にして禍亂の及ぶ所は國土の過半域に達したが、最早かうなつては漢の威令など行はれる筈はない。黄巾の亂が鎮定されぬ中に引續いて各種の賊が蜂起した一方では、地方の大官は勝手に軍隊を擁して保境安民を名目に己が勢力の扶植につとめ、郡縣の豪宗大家と言はれる様な有力者は、總べて家兵私兵を作つて一郷一縣の自衛自治に當ることになつたから、漢室の政治的統制は蕩然として崩れ去つた。なほ中平六年(一八九)に靈帝が天下騷然たる裡に崩ると、僅か一年の間に外戚何進の宦官誅殺の失敗、袁紹の宦官盡殺の成功、并州牧董卓の洛陽占據及び獻帝擁立と云ふ様な大事件が矢繼早やに起つた。而して獻帝はこの後三十年餘りも數奇な運命に弄ばれ乍ら天

世更の亂

子の位にあり、従つて漢室の命脈もそれまで續いた譯であるが、事實は董卓の洛陽占據と同時に滅亡してゐたのである。

獻帝擁立の後董卓は方々に反對軍が起つたのを見て、天子を強奪し洛陽を焼き拂つて前漢の舊都長安に移動して行つたが、凡三年にして(一九二)部下に殺されたから關中は統率者を喪つて大混亂となり、獻帝は生死の境を彷徨するの餘儀なきに至つた。然も此の時既に四方に州牧・刺史・郡守が割據して攻争を開始して居り全く天下は分裂の状態に陥つてゐた。而して最初優勢を傳へられたものは冀州牧袁紹にして、兗州牧を自稱してゐた曹操の如きは未だ彼の下風に立たざるを得なかつたけれども、建安元年(一九六)に關中より脱出して來た獻帝を他の者に先んじて許に迎へることに成功してからは形勢が俄に變じた。則ち之れより曹操は天子を奉戴して縦横に武略を振ひ、大敵袁紹父子を始めとし各地の州牧刺史を次々に擊破して建安十六七年の交にはほぼ北支那を征服した。一方漢室の疏族に劉備なるものがあり、諸英雄の下を轉々として苦勞した後益州牧劉璋を倒して四川方面に根據を据ゑるに至り、吳郡の豪強孫權も次第に江南に勢力を張つて來たので、天下は漸く三分の形勢となつた。而して曹操が建安二十五年に歿すると、其の子曹丕は獻帝の禪を受けて魏朝第一代の帝位に登り、翌年劉備も蜀の帝位につき、孫權も數年後に吳の天子を稱したから茲に全く三國鼎立時代に入つた。さて魏蜀吳三國の中最も強大であつたのは、當時の文明の中心地域たる北支那に據つた魏であつた。従つて吳と蜀とは協力



して魏に對抗する立場にあり互に秘術を盡したけれども、蜀は名臣諸葛孔明が死んでから急に衰へを見せ、景元四年（二六三）に魏の大討伐を受けて吳より一足先に滅亡した。然し強大を誇つた魏も次第に宿將司馬氏一族に権力を奪はれつつあつたのであり、結局蜀を併合した後ち二年にして司馬炎のため篡奪されて了つた。

司馬炎則ち西晉の武帝は、創業後十六年にして吳を併吞するに成功し（二八〇）、後漢の靈帝崩御以來凡一百年間も亂れに亂れてゐた支那に平和の曙光を齎した。茲に於いてか武帝は晉朝を永續させる手段として、京師洛陽に精兵を集めて天子の爪牙とした外、厚く己の子弟を王國に封じて與へるに兵民の大權を以つてし、この兩者を頼みとして一般の州郡から軍備を撤廢し刺史郡守の兵權を剝奪する方針を取つた。然し武帝が崩じて惠帝の世になると、宗室諸王に餘り大なる實力を與へすぎた爲め、忽ち彼等の專横を招き引いては反亂が續出する結果となつて（所謂八王之亂）天子宗室共に衰へた。かうした所に運悪くも五胡の諸外族が侵寇し始めたのである。後漢から三國時代にかけて、匈奴（蒙古種）羯（蒙古種）鮮卑（滿蒙の混血種なり）氏（西蔵種）羌（西蔵種）など言はれる外民族にして支那の縁邊に入り込むものが次第に増加し識者は既にその將來を憂へてゐたが、果して惠帝の末年になると匈奴種の劉氏が國號を漢と稱して晉の羈絆を脱し、やがて八年後には内郡深くに侵寇して帝都洛陽を陥れるに至つた（三一七）。のみならず劉氏に引續いて他の外族諸部も所在に反亂割據したから、北支那は全く彼等の蹂躪する所となつて西晉

は天下一統の後ち僅か三十餘年にして覆滅した。

西晉が滅亡した時、王族の一人なる司馬睿は江南の建業（南京）に據つて晉の命脈を保つた（三一七）。司馬睿は東晉第一代の元帝にして、これより東晉の天子は五胡の擾亂を逃れて渡江し來つた多數の士族豪族と、南方の大家豪宗との力を借りて王朝の經營に努力すると共に、北方の失地回復を念とし、渡江の士庶も盡く父祖の地を稱して北歸の日を忘れなかつた。又中頃桓溫なる名將が出で大いに北伐軍を起して洛陽及び長安を回復したこともあつた。然し乍ら桓溫の勝利は一時の功に過ぎなかつたし、渡江の士庶も歳月を経るに従つて江南の風物に慣れ親むの情が深くなつた。斯くて凡一百年を経過してゐる内に、國の内部に反亂が續發した舉句劉裕なるものに國を篡はれるに至つた。時に西曆四百二十年であつた。一方北支は五胡の侵寇以來混亂に混亂を重ね何時果つ可しとも見えなかつたが、劉裕の宋朝創業に遅れること凡十六年にして鮮卑の拓跋部が北支を一統したので、之れより南北兩朝の對立時代となつた。

劉裕は丹徒（鎮江）の生れにして、曹操や司馬炎に比べるとお話にならぬ程貧賤の人であつた。始め東晉の末に妖賊孫恩の亂が起つた時、劉牢之なる者の將校として活躍したのが彼の出世の緒口にして、その後ち桓玄が桓溫以來の勢威を利用して王朝を乗取つた際、逸早くも義軍を起し篡奪者を擊破して新主を奉戴するに成功して俄に大名を獲得した。これより彼は十六年の間に幾度かの内亂を鎮定しかつ己の



反對者を僞し更に二回までも北伐軍を起して、全く自分一代の武勳に物を言はせて東晉に代つて宋朝を創めるに至つた。宋朝は劉裕より九代凡六十年にして、寒賤の武人出の蕭道成に國を奪はれ、蕭氏の齊朝も僅か二十四年にして一族蕭衍のため篡奪され、蕭衍の梁朝も五十六年にして武人實力派の陳霸先の奪ふ所となつた。而して陳氏の陳朝は三十二年の命脈を保つた後ち北朝の隋に併吞された(五八九)。以上南朝凡一百七十年の中、例へば宋の元嘉年間の如く比較的平和な時代もあつたが、歷朝とも内に反亂と弑逆事件とが頻發し外は北朝の武力によつてじりじりと壓迫を蒙つた。殊に梁の武帝の太清二年以後の四十餘年間は、内亂と外寇の爲め混沌たる形勢に陥つて了ひ、王朝は辛うじて存續してゐたに過ぎなかつた。

## 第二節 門閥貴族の成立と君主權の衰退

### 第一項 貴族の政權壟斷

前漢帝國は春秋戰國以來漸く社會の構成單位となつて來た個々の家——それは父家長權の強いもので

はあつたが——に基礎を置いた國家であつた。而して此の時代でも特種な家柄を尊敬する風はあつたが、未だ後に見る様な嚴格な士庶の別や家柄の高下などは一般に認められて居らず、國家もそれに依つて官途その他に根本的差別待遇をなすには至らなかつた。然し乍ら既に土地私有制が確立して家に貧富の差が生じてゐる以上は、どうしても富める者の方が官職に就き易かつた許りでなく、漢の如き偉大なる一統君主の下で一家から相當の官職に就く者を度々出すことは、自然その家に社會の尊敬を集める結果となつた。又さうした名譽の家は何時までも榮譽を持続す可く、益々家の經濟的基礎を固め文化的遺産を積むと共に本家分家が相寄つて同じ目的に進んだから、遂には郷黨に於いて特種な社會的地位を築く様になつた。

兩漢時代は正に敍上の如き個々の現象が多數集積されて、所謂後の士族と庶民との別が次第に明瞭になりつつあつた時代であるが、當時は未だ如何なる有力な士族と雖も絶大なる漢の君主權に服従して居り、名望あり教養あり家風の清整なる士族の存在は、或る意味では君主權の伸張を助長する役割を演じてゐたと言つてよい。然るに後漢末に漢朝の勢威が地に墜ち、ついで三國分争の時代になると士族の立場も變つて來た。先にも言つた様に、この動亂期に入ると士族にして才幹あり實力ある者は盡く起つて一族乃至郷黨の保衛に盡し、或は一郷一縣の民を率ゐて安全なる地に避難して自衛自治の任に當り、人々も亦争つて彼等の下に投じて生命財産の安全を求めたから、今や天下はかうした地方的勢力に細分され



るに至つた。而してかかる狀況が長く續く中には、彼等の指導的地位は愈々高まり世人の崇敬の念も益々強まつて隠然たる勢力となり、彼等の存在は次第に君權伸張の妨害物化して來たのである。

西晉の武帝が天下を一統した時は、彼等士族の有力分子則ち豪族大宗の勢力を打破して、君主權の下に屈服せしむ可き好機會であつた様に考へられる。が然し、既に彼等は廣大なる土地と多數の私有民や私附の上に根強い基礎を置き、本家分家が相集つて同族の結束を固くし、有力なる士族間の連絡もついで殆ど抜く可からざる地方的勢力を持つて來たのであるから、其の打破は容易な業ではなかつた。否、彼の有名な九品中正制度が(これに就いては後に述べる)、西晉時代になつて全く豪族的勢力の傀儡化した事實に徴しても判る様に、西晉は何等積極的處置を講じ得ない中に八王の亂と外族の侵寇とによつて滅亡したのである。然も西晉の命脈をつないだ東晉は、五胡の大動亂によつて一族郷黨を率ゐて渡江し來つた北支の大姓豪族と、前からある南土の豪宗大姓との協力によつて漸く國家經營の緒につき得たのである。されば今後東晉に於ける豪宗大家の勢力が一層増大し、遂には彼等による政權の壟斷が行はれて君權が痛く衰退するの必然の勢であつた。なほ後漢末より西晉末東晉初にかけて士庶の流移現象が甚しかつた上、夥しい人が死亡した。之れに連れて階級に混亂が生じ家系が亂れ勝となり不正を行ふ者も多かつた爲め、士族豪族は自己を標異して士と庶との區別を嚴格にすると共に、同じ士族豪族でも家の實力閱歴によつて家柄の上下を喧しく論じたので勢ひ譜學の流行を來たした。而して家格を示す言葉は一様でなかつた

が、南朝時代では舊門・次門・後門・勳門・役門と分けて勳門以上を士族とし、舊門を最高として以下次門・後門・勳門の順としたことがある。但し勳門は主として武功による成り上りの家を言ひあまり重んぜられなかつた。又東晉以後では、同じ様な家柄でも北來の士を南土の士より上に見る風があつた。これは三國西晉頃までは北支が中國文化の榮えた地方であつたことの外、先に江南に據つた吳が西晉に併呑されて、在南の士族豪族は謂はば亡國の遺臣となつたことから漸をなしたものである。又同じ北來の豪族でも遅く渡江した者は、在北支時代の家格を其の儘承認されずや冷遇された。

後漢時代までは本家分家から相當の有位有官者を出すことを以つて士族たることの標識とし、高官を多く出すほど家柄が高いと見做された。而して其れには一家一族の永續と經濟的基礎の大なることが必須條件となつたが、孰れも偉大なる漢の天子の政治力の賜であつたから、士族たる身分や家柄の高下は君主權と無關係にあるものとは考へなかつた。然し一度喪亂の世になると、君主の恩惠は去つて残るものは彼等が父祖以來郷土に養ひ來つた大小の實力のみであり、其れによつて一族を保護し同郷を保衛する外なかつた。一方では三國にせよ西晉にせよ、既に前の王朝に出仕せる大小の士族を新王朝の臣下として任用し、彼等の既に保有せる官職爵位及び其れに附隨せる諸種の特權は、革命によつて變更することなく概ね元の儘認めざるを得なかつた。かうした關係から、官職爵位は興亡常なき一個の王朝によつて始めて授けられるものではなく、世亂に超然として維持され來つた彼等自身の家に本來的に附隨せ



るものの如く思惟するに至つたが、かうした考へ方は九品中正制度の悪用によつて一層強化され、更に東晉がまざまざと北來在南の大小の士族豪族の援助によつて成立してからと言ふものは、殆ど決定的となり君主も亦其れを容認して怪しまざるに至つた。斯くて官爵と士族豪族たる身分との間に密接不可分離の關係が生ずると、國家の官職は中央地方ともに士族豪族の独占状態となつた許りでなく、家格の高下により官途の上に種々なる差別待遇が設けられて、顯官清職は殆ど門閥高き大豪族——貴族——の占むる所となり、茲に貴族の政權壟斷が成り立つたのである。次に其の状況をやや詳しく述べて置かう。先づ士庶の區別が嚴格で、庶民は中央地方の胥吏雜任には就き得るが、其れ以上の所謂官員になることは全く異例でしかなかつた。又同じ士族でも家格の可成高い者は二十歳にして出仕が許されたけれども、さもなければ三十歳以上でなければならなかつた。然も門閥の高下に依つて初任の官位が違ひ、名門の子は最初から相當よい地位が與へられた。例へば江南王朝の名族中の名族として有名であつた王氏謝氏などの子弟は、いきなり員外散騎侍郎や秘書郎から出仕した。のみならず進級も極めて早いから二十歳臺で侍中と云ふ顯職に上つた宋の王僧綽の様な人も稀でなく、全く隨流平進の坦坦たる道であつた。之れに對して家格の下る程初任級が低く進級も遅く、かつ國家の顯官重職特に中央の其れは名流の就く可きものとさへされて來たので、どんな英才でも努力家でも大體家格によつて官職に止りがあり、それ以上の昇進は困難となつた。

君主の大權たる可き官職爵位の授與が、士庶の別と門閥の高下とに依つて豫め決定されてゐて天子の自由にならず、顯官清職が高い家柄の者によつて獨占され門閥政治と言つてもよい様な時代になると彼等名門の態度も甚だ驕慢となつた。東晉の指折の名族王氏の子に王忱なるものがあつた。或る日のこと舅の范甯を訪問した所、張玄と云ふ先客があつた。張玄は王忱と同席したことを光榮に思つて、居坐ひを正し謙虛なる態度を持すると共に心竊に言葉をかけられることを期待したが、王忱はまるで彼の存在を無視して一言も掛けなかつたのですつかり失望して辭去した。范甯は氣の毒に思つて「あれは吳の俊秀じやが」と言ふと、王忱は「御見知りを願ひ度いなら拙宅に來る可きだ」と嘯いた。其處で范甯は流石名家の子に恥ぢぬ風流な心掛けだと感心して早速その旨を張玄に傳へてやると、張玄は大層喜んで衣冠束帯に禮儀を正して訪問した、と云ふ話が傳へられて居る。同じ士族でも家格が違ふとかうした目に會つたのである。従つて對者が名もない貧賤の家の子であれば一層ひどい取扱ひを受けたのであつて、用件で面會しても席すら與へられなかつたものである。宋の元嘉頃、天子の恩倖の臣に寒人出の王弘と云ふ者があつた。何かの折に「若し名族王球を訪ねて席を與へられるならばお前を士族にしてやる可能性があるが」との天子の仰であつた。そこで王弘は王球に面會を求め強いて勅旨だと詐つて椅子に着かうとした所、王球は手にせる扇をあげて「汝しかるを得ず」と言つたので這這の態で戻つたと言ふことである。以上はやや驕慢自尊の甚しい例ではあるが、當時の貴族名門の尊大振りはこれで十分判る筈で



あつて、世人も彼等に多大の尊敬を拂つて敢へて其れを不思議としなかつたのである。かう云ふ風であるから士族は決して庶民と通婚せず、否己が階級の特權擁護のため通婚す可からざるものとさへされて居り、更に同じ士族でも門閥に大差があれば婚を結ぶを嫌がつたのであつて、若し異例の結婚をすると世間の指彈を免れなかつた。東晉の桓温と言へば、家格こそさして高くはないが矢張り士族の一人であり、幾多の功勳と武力により非常なる權勢の地位に上つた人である。彼が嘗つて重鎮に刺史として威勢のよかつた頃、己が僚屬の一人である名門の子王坦之に對して娘を貰つて呉れぬかと話した。王坦之は其の後も歸省の折に桓温の言を父に傳へると、父は驚いて汝はあの様な兵の娘を貰ふ氣かと大變な立腹なので、話は其れ切りになつたと傳へられるが、武勳赫々たる桓玄の如きも名流王氏から見れば一介の兵にすぎなかつたのである。

翻つて魏の曹氏や晉の司馬氏は天子の位に就いたけれども、元とはと言へば後漢末の有力者にすぎないから、天下に幾多存在せる士族豪族は、自分達と違ふ所は多數の軍隊と財源とを擁して實力が大きい點だけで、彼我の間に根本的差別があるとは考へなかつた。従つて彼等の天子に對する敬禮の念は可成薄からざるを得なかつたが、東晉王朝が彼等士族中の有力分子によつて盛り立てられてからと云ふものは一層甚しくなつた。例へば東晉第三代の天子成帝が、名門の筆頭にして東晉の重臣たりし王導に手詔する際には惶恐と書き、中書省より詔勅を賜ふ場合でも敬問と書かしめるなど非常に丁重であつたに對

して、王導の態度は君臣の禮を缺くことが多かつたなど其れである。況んや宋朝以來貧賤無名の家の子が武力だけで王朝を篡奪した時代になると、縱令天子の政治的地位は上でもその社會的地位は遙に名門の下にあるものと看做され、君主に威嚴のないことは夥しいものであつた。

## 第二項 九品中正制度

曹操は戰時非常の際としてつとめて賢能の拔擢主義に出で、才能あり功勞あり志節ある者は家柄のよしあしや閥歴の如何に拘らずドシドシ任用する方針を取つた。然し之れに對しては地方の有力なる士族の反對があつた許りでなく、官吏の任用に常規がなく亂雜化する嫌があつたので、何夔の如きは、先づ郷黨に於ける評判を察して任用し然る後長幼の序を立て功庸の有無によつて黜陟す可きを獻言してゐる。曹操が死んで曹丕が魏朝を創めると、陳羣の獻策によつて九品中正制度なるものを施行するに至つた。此の制度は魏が創めた時と後とで多少變化してゐるが、極めて大ざつばに言つて見ると次の如くである。先づ州郡に中正なる職を置き、中正には其の地方の出身者にして現に中央の官職にある者の中から謹直なるものを選んで充てる。中正の任務は、在朝在野の區別なく管内の人物を德行・才能・家風・交遊關係などから品評して九等（中上、上中、上下、中上、中下、下上、下中、下下）に分け、之れに各人の家系を添へて中央へ送る



にあるが、品等は固定せず本人の其の後の様子によつて上げ下げする。而して中正が中央へ申達した品状は尙書省に廻付されて官吏の任免・進退の際の参考となるのである。さて本制度で人物を九品に次第したことは、古今の人物を品評して九等に分けた漢代の遺風であり、制度の目的とする所は、比較的公平に人物を鑑別し其れに應じて適當なる官職を授け、官吏任用上に秩序あらしめんとするにあり、さうするには漢代に久しく行はれた郷舉里選の美に倣つて、各地方の出身者に郷評を察せしめるのがよいと云ふ事になつたのであるが、一面では當時魏の君臣の間に流れてゐた實才實能の拔擢主義と、德行・家風・順序を重んずる士族豪族の傳統主義とを調和したものと云へる。

西晉の衛瓘の言に従へば九品中正制度を設けた頃は、中正の品階は比較的公正に行はれ德行才能家風等々によつて品等の變更も行はれたから、人物の登用に或る程度便利であり人々を勸戒する手段にもなつたと言ふことであるが、其の後幾許もなく士族豪族の利益擁護機關と變質したのである。則ち此の時代は豪宗大家の勢力が強まつて來た時であるから、中正の職にあるものが公平な品階をしないで、對者の社會的政治的地位に従つて等級をつける風を生じ、郷評を察するとは豪族の勢力の大小を察するに過ぎなくなつた許りでなく、賄賂によつて品等を上下することも行はれた。又以前はさうでもなかつたが、中正の職は漸次一地方の家柄の高い者によつて獨占されて來た。かうした結果は必然的に九品中正制度を豪宗大家の傀儡化せしめたのであつて、既に西晉の武帝の中頃に於いては劉毅が「上品無寒門、

下品無勢族」と指摘した様な實狀となつた。のみならず官吏の任免進退は、専らこの歪曲された中正の品状と其れに添附された各家の家系によつて行はれるに至つたから、さうでなくては家柄と官職との間に密接な關係が結ばれて來た當時の趨勢に愈々拍車をかけることとなつた。勿論此の時代でも衛瓘・劉毅・李重などの如き君主に忠實な官僚がゐて、制度の弊害を指摘し改革の必要を力説したのであるが、政府には最早其れを實行するだけの力がなく、結局東晉時代になつて門閥制が成立して了ふと、寧ろ變質した九品中正制度の方が時世に適應した良法として大した異論も出なくなつた。

### 第三項 土地問題

春秋戰國時代このかた土地公有制が崩れて私有制度が確立するに連れて民の所有地に不均衡を生じ、秦漢時代になると貧富の差は漸く大ならんとした。漢は此の事態に對して富家豪商の土地兼併を抑壓する方針を取つた。例へば武帝の時に商人の土地所有を禁じ、哀帝の時に限田法を發布して王公已下の土地所有額を制限せんとした如きが其れである。又一時漢朝を篡奪した王莽は天下の土地の賣買を禁じ、一家の田額は九百畝を超ゆ可からずとしたこともある。然し乍ら長い歴史を経て確立した土地私有制度を、一片の法令で改革しようと云ふのが土臺無理な話であつて、前漢の色々な政策にも拘らず土地兼併



は不相變盛んに行はれて、一家にして數百頃に達する土地を所有するものも稀ではなかつた。後漢時代になると大土地所有は一層進行し、大小の士族や豪商は多數の奴隸・備耕・小作人などを使役して大きな收穫をあげると共に、善意惡意の區別なく貧農小民に高利貸行爲を營んで益々自家の土地を擴張しつつあつた。

後漢末から三國時代の喪亂期に入ると、夥しい人が故郷を離れて流寓した外數百萬の人が死亡した。無論其れは士族豪族と雖も免れなかつた。然し乍ら戰禍の爲め到る處に無主の土地が放置された状態にあつたことは、豪宗大家連に廣大なる土地を兼併し若しくは横領する好機會を與へることとなり、彼等は此の大土地に盛んに窮民流民を吸収して耕作に役使し或は事あれば私兵として働かせて、之れを基礎として地方に大なる勢力を振ひ郷黨に君臨するに至つた。翻つて、曹操や魏朝はかかる状況に直面して如何なる方策を講じたであらうか。曹操は建安元年に棗祗・韓浩等の上言によつて許に屯田を實施した。其の方法は多數ある無主の土地を官の屯田として收公し、小民窮民を募集し生産用具を支給して耕作に従事せしめ、收穫を一定の率で官私に分配するのである。而して屯田の民は一般の民籍に編入して國家の公民とすることをしないで、屯田官の籍だけに入れて中央で總轄する——則ち王朝の私有民としたことになる——こととした。蓋し戰亂の爲め農業生産が痛く衰へ、かつ多數の農民が逃亡流寓して王朝に租税を集めることが容易でなかつた許りでなく、捨てて置けば小農窮民は豪宗大家の私有民と化し無主

屯田

の田は豪族大家の手に歸して了ふから、王朝自らも無主の土地を收公し茲に貧農流民を屯田の民として吸収し、これから上る收穫を以つて軍費の補充にしようとするのであつて、其の爲す所は豪宗大家の遣り方と何等本質的相違はなかつたと言へる。而して此の政策は割合に成功であつたらしく、次第に多くの地方に實施されて魏朝の重要な財源となつた。なほ屯田に併行して自作農の保護につとめたことは申すまでもない。

西晉は屯田策を罷め屯田民を一般の民籍に復歸せしめたが、其の代り吳を併呑した後ちに有名な占田課田法を發布して土地に對する政府の方針を明かにした。占田課田法とは、豪宗大家の無制限なる土地私有を防止する爲め、官爵の高下に應じて最高限度を規定し、一般庶民にも制限を設けると共に、昔日の屯田に系統を引く官田の耕作者に對して土地の給與額を決定したものである。然し現在規定以上の土地を占有してゐる者があつても其れを官に沒收することは殆ど行はなかつたし、一般庶民は到底規定の最高額は持ち得なかつたのであるから、本法の効果は、僅に屯田に系統を引く官田耕作者に對して發揮されたに止ると言はねばならぬ。西晉の末に五胡の外族が侵寇すると占田課田法も殆ど具文に歸し、これより後ち東晉南朝となつては政府は最早何等の土地政策も講せず、豪族大家の大土地所有の發展するに委ねた。なほ田畝の外、山澤湖沼の如き従前士庶の共同使用とされたものも何時しか豪宗大家の獨占する所となり、彼等は之れを使用する庶民に對して勝手に課税さへする様になつた。



終りに兩漢魏晉南朝の人口統計(國家の統計なり)を參考までに掲げて置かう。前漢の平帝元始二年(二二)には、戸一千二百二十三萬餘、口五千九百六十萬弱に達して其の極盛を謳はれた。後漢の初期には戦亂の影響を受けて、人口は統計上痛く減少したけれども、其の後次第に回復して和帝の永興元年(一〇五)には九百二十三萬餘戸、五千三百二十五萬人餘となつた。降つて三國時代は三朝合して大凡一百五十萬戸・七百五十萬人に激減し、西晉の天下一統の頃には二百四十萬戸・一千六百餘萬人となつて幾分か増加したけれども、南朝の宋の大明八年(四六四)には僅に九十餘萬戸・四百六十八萬人餘となり、陳の末には五十萬戸・二百萬人となつて殆ど漢代の大部の戸口位しかない状態となつた。思ふに三國以來戸口統計が激減した理由は、幾度も大亂を経た上、多年戦争状態が繼續した結果人口の實數が減少したこと、流寓逃亡者が多かつたことなどに求められるが、その外に豪族大家の私附佃客奴隸となつて、君主權の及ばぬ私有民化してゐた者が夥しい數に上つてゐたことを勘定に入れねばならぬのであつて、戸口統計の激減則ち國家の直接支配し得る民の著減したことは、此の時代に於ける君主權の衰退と豪族的勢力の伸張の事實と相表裏するものである。

### 第三節 官制と軍制

#### 第一項 中央官制

中央官制の中最も重要なものは尙書・中書・門下の三省である。元と少府卿の屬官に尙書と云ふものがあつたが、前漢の武帝頃から漸く重んぜられ、遂には天子獨裁の補助機關化して軍國の大事を管掌し三公の實權を奪つて來たことは、第二章で説いた通りである。魏晉南朝の尙書省は正に漢代の尙書の發達したもので、其れが少府卿から名實共に獨立したのは三國の魏以來の事であつた。而して尙書省の官制は魏晉南朝を通じて大差なかつたが、便宜上南朝の制度に就いて言つて見ると、長官を尙書令と云ひ、次官を左僕射(殿中主客の二曹を領す)と右僕射(祠部尙書を通職とする)と云ひ、其の下に吏部尙書(吏部三公副定比の三曹を領す)祠部尙書(祠部儀曹の二曹を領す)度支尙書(度支金部倉部起部の四曹を領す)左民尙書(左民民部部の二曹を領す)都官尙書(都官水部庫部功部の四曹を領す)五兵尙書(中兵外兵の二曹を領す)の六尙書があり、更に多數の屬僚があつて省事を分掌してゐた。なほ尙書令・左右僕射・五尙書(祠部尙書は右僕射の通職である)を特に尙書八座と言つた。



上にも言つた様に尙書は漢代の天子が獨裁政治を行ふにつれて發達し複雑化した官廳にして、後漢から曹操時代では總ゆる國家の大事や機密に預り極めて大きな責任と權限を與へられてゐたのであるが、三國魏に至つて別に中書省を置く様になつてからは次第に樞密參與の權を喪失して、後ちには既に決定すみの勅命法令を奉行して、有司の奏事を上申し一般の國家行政を總べる事務官廳化して了つたのである。然し乍ら官職の授與に關しては南朝の比較的後期まで相當大なる發言權を持つて居り、其れも君主の獨裁政治を助ける立場に於いてではなく、寧ろ君主權の自由なる發動を阻止し妨害する方向に動いてゐたのである。則ち東晉南朝では原則上五品以上の官職の授與は天子が決定權を保有してゐたのであるが、實際は尙書省の尙書令・左右僕射・吏部尙書などに依つて左右された場合が多く——其等の官には貴族名門がすらりと列んでゐたのである——彼等は階級を超越し家格を無視した補任には極めて強硬なる反對を行つて天子の自由には委ねず、場合に依つては尙書省で獨斷專行して憚らなかつたのであり、天子も敢へて之れに異を唱へ得ない状態にあつた。さうした實例は史書に多く見えるが、次に一例を擧げて見ると、齊の太祖蕭道成が受禪の後ち兼ねて信任してゐた吳興出身の士族沈昭略を大いに登用すべく、時の尙書令王儉に對して「南士に沈昭略と云ふものがあるが」と言つた所、王儉はみなまで言はせないで「臣既に選詮し終れり」と答へたので、太祖も止むなく其れに従つたと云ふ話がある。蓋し官職を門閥の高下に相應させることを貴族階級の最も關心を持つた所であり、聊かでも其れに反することは

士庶の別を紊り門閥の高下を混亂せしめ、引いては己が階級の盛衰に關する重大事と考へたからであるが、斯うした關係から尙書省の大官の地位は自分達仲間死守して容易に他の者に譲らうとしなかつたのであつて、之れに就いても色々の話が傳はつてゐる。

門下省も漢代の少府卿の屬官であつた侍中や黃門侍郎などの官に起源を有し、魏晉以來始めて獨立官廳となつたもので、宋朝あたりでは侍中四人の下に給事黃門侍郎・散騎常侍・通直散騎常侍・給事中・奉朝請以下の官吏を置いてゐた。而して侍中は元と天子の左右にあつて御下問に奉答し百官に應接する近侍的役柄に過ぎなかつたのであるが、門閥制の成立するに連れて侍中の職には名流出身者を据ゑるのが常則化した許りでなく、何時しか天子も彼等名門出のものゝ國家の政道を論ずる様になつて、侍中は天子の表向きの宰相たるが如き地位を獲得して來た許りでなく、勅命や重要な法令の發布には必ず審査を加へ駁正の權さへ持つに至つた。之れを要するに當時の貴族連中は、尙書省の主腦部を獨占して大官選銓上の實權を掌握すると共に、門下省の侍中として勅命や重要法令の審査駁正權を獲得し、この二個の重要關門に於いて天子の獨裁政治を抑壓し妨害して、貴族による政權の壟斷を計つてゐたと言ふ可きであらう。因みに梁以後門下省を分けて門下と集書の二省とした事がある。

中書省も遠い起源は秦漢時代の少府卿の屬官たりし中書謁者にあり、近くは曹操が魏王に封せられてから王國に置いた秘書令をば曹丕が受禪後に改めて中書令としたことにある。而して中書省の構成員は



時代により多少の變化はあるけれども、普通中書監・中書令・中書舍人・中書侍郎・中書通事舍人以下の官吏が置かれてあつた。中書省の職は本來勅命や重要な法令の起草に預るものであり天子の秘書役であつたが、仕事の性質上やがて尙書省に代つて天子の獨裁的意志を助けて軍國の大事に與り樞機に參與するものと變つて來た。而して最初中書令などに任命されるものは、家格の高下よりも天子の信任の有無が問題となつたのであり、西晉時代になつても未だ寒門出身の張華が武帝惠帝の世に中書監となつて大いに國事に盡した例を見出し得るのであるが、これも何時しか高い門閥の者に獨占されるに至つた。然しさうなると天子は獨裁意志の發現を妨げられるから、拔け道を考へて中書省の下官に寒門出身者を登用して主として彼等を相談相手とすることになり、特に宋以後其の傾向が著しくなつてゐる。則ち宋の世祖孝武帝が中書省の下僚たる中書舍人などに、巢尚之・戴法興・戴明寶・蔡閑等の名もない者を用ひて、總ゆる國家の機密や勅令法令の決定に參與させて貴族出の中書監などには委ねず、尙書省の事實上有せる大官の選銓權さへ侵奪せんとしたことは有名な話である。而してかかるやり方は其の後も踏襲されて、南齊の明帝時代には中書省の實權は殆ど全く寒人出の中書舍人等に歸したと言はれ梁陳も亦此の風があつたのである。思ふに貴族が政權を壟斷し君主權が痛く阻害された時、君主が頼みとしたのは中書省であつて、君主は之れを飽くまで己が獨裁的意志の推行機關として維持す可く多大の努力を拂つたと言ふ可きであるが、登用された寒人も天子の恩遇に感じて粉骨碎心したものが多かつた。

中央には三省以外に太常・光祿勳・衛尉・廷尉・大司農・少府・將作大臣・大鴻臚・太僕等の諸官廳があつた。此等は兩漢時代の中央の諸卿に系統を引く官廳であるが、三省が成立して以來權限が縮少し或は變化したものが多く、中には將作大臣・大鴻臚・太僕の如く事あつて始めて置かれる不常置の官となつて了つたものもあり、概して昔の面影は尠くなつた。又特別の官廳としては御史臺が引續き置かれて居り御史中丞以下の官員を置いて内外官の監察に任じた外、なほ幾多の官廳が設けられてゐたが今はあまり重要でないから省略する。

## 第二項 軍 制

前漢時代には中央地方の各郡に軍隊を置き一般庶民を徵發して兵士とした。兵士の在役年限は三十餘年の長きに及んだが、番上して中央や地方の警備兵となる時と毎年一回戰技訓練を受ける場合の外は、在郷兵として生業にいそしむ有事の出動命令を待つだけであつた。後漢時代になると縁邊以外の内郡の軍隊は概ね廢止して、中央には特種の常屯部隊を置き主として之れを以つて天子の宿衛や帝都洛陽の防衛に當らしめた。而して一般内郡の常備軍を撤廢したことは、後漢第一代の天子光武帝が尙文偃武と云ふ儒教主義を採つたからであるが果して此の大英斷は好結果を齎したであらうか。さて内郡の軍隊を撤廢



したことが、國費の節約と庶民の負擔の輕減となつた事は申す迄もない。又王莽の漢室篡奪後より後漢の創業時代にかけて戦亂が續いた結果、國民の氣持が殺氣立つて險惡であつたものを、兵備を解いて専ら學問や生業にいそませることによつて平和を樂しむ心持に轉換させる効果も尠くなかつた。而して多數の兵士を必要とする對外戦などには、臨時に民を徵發し或は募集したりすることに依つて數代の間は大過なく濟んだ様である。然し乍ら何時迄も良いこと許りは續かなかつたのであつて、やがて兵備撤廢の缺陷を暴露する事件が起つた。安帝の代に勃發した西羌の反民は數にすれば驚くに足らぬものであり、彼等の武器も極めて粗惡であつた。其れにも拘らずどうしてあれ程までの大害を與へたかと云ふと、全く内郡に兵備がなく、臨時に徵發しても光武帝以來の尙文假武主義の報いとして國民の氣風が懦弱となつて居り加ふるに未教育と來てゐるから、數こそ少けれ死物狂ひとなつてゐる西羌には敵ふ筈がなかつたのである。無論在京の中央軍も頻りに討伐に派遣されたけれども、諸方に暴れてゐる西羌は容易に捕捉されなかつた。否かうしたことは西羌の反亂の時許りではなかつた。順帝以來發生し始めた流賊の討伐に際しても官は徒らに奔命に疲れるのみで、その爲めどれ位漢室の威信を墜したか判らない。然も政府は常に彌縫策を講ずるのみで徹底的な軍備の再建に努力せず荏苒その日を送つてゐる中に、黃巾の大賊の發生となつて後漢王朝は蕩として崩壞したのである。誠に應劭(後漢末から曹操執權時代の人なり)の指摘した通り、内郡の兵備を廢したことは後漢王朝滅亡の間接的原因である。

後漢末三國時代の動亂期には、地方の豪宗大家が自衛上多數の民を私し、よし私しせずとも其の間に私的な支配關係を結んで容易に天子の徵兵命令に従はなかつた。之れに就いては面白い話がある。曹操が荊州を平定した直後に管縣の長官司馬芝に命じて兵士を徵發せしめたことがある。司馬芝は早速屬官をして徵兵の事に當らしめたが、中に王同と云ふものがあつてどうしても徵發の命に應じない。と云ふ譯は、管縣の上級官廳たる郡の役人に豪族劉節なるものがあつて、私附の客千餘家を有し屢々野盜的行動にも出て威勢を張つて居り、王同は彼の息のかかつた私客の一人であつた所から、劉節が庇つて徵發命令に従はせないであつた。兎角する中に徵發兵を送り出す時期が迫つたので、責任を感じた屬官は止むを得ず自ら王同の身代りとなる可く司馬芝に申し出た。然し事の由を聞いた司馬芝は郡太守に了解を求めた上、斷然強硬手段を取つて豪強劉節自身を王同の代りに兵士として差遣して了つた。此の話は司馬芝が豪強に屈せず飽くまで主命を完うしたと云ふ一場の美談であるが、之れに依つても如何に地方の豪族的勢力が大にして、彼等の勢力圏内にある民を徵發することが困難であつたかを知るであらう。又かかる豪族的支配の尠い地方があるかと思へば、多くは戰禍のため人影も寥々たる有様であつた。敍上の如き次第であるから、魏にしても吳蜀にしても前漢時代の如き庶民全體を母體として常備軍を作る様なことは到底望み得られなかつた。其處で何んでもよいから天子の兵士を集められるだけ集めろと云ふことになり、結局流民・流賊・降伏兵・降民などを盛んに寄せ集めた一方では、窮民小農を募集



し、時には暴力に訴へかつばらつて來てまで兵士とするに至つた。まるでその有様は天子と豪族との兵士の爭奪戦に近いのであるが、かかる状況は兩晉南朝に至るまで大差なく、王朝の有する中央地方の常備軍はかうした素性の知れぬ連中を以つて根幹とすることになつて了つた。と同時に國家は彼等を家族諸共兵戸として一般庶民とは別扱ひにして永代の兵役義務を課し、一般庶民は臨時的に徵發するだけとしたのであるが、斯く國家則ち君主が國民全體を常備軍の母體となし得なくなつたことは、取りも直さず當時の君主権の衰退と豪族的勢力の發展の結果であらねばならぬ。

西晉の武帝は中央に精兵を集めて天子の軍となし、別に宗室を厚く王に封じて王國に最高五千人程度の常備軍を設置せしめた。而して一般の州郡にある現兵は解散させて、單に賊盜に備へる爲め武吏若干を置くに止めた。これは天子の軍と王國の軍とを以つて内外を制壓し、危険なる州郡の長官から兵權を剝奪して彼等を民政の長官たる本來の姿に還らしめようと云ふ主旨であるが、武帝が宗室を大いに重んじたに就いては他にも理由があつたのである。前漢の高祖が漢室の藩屏たらしむ可く宗室を重んじて大國に封じた所、意外にも諸王の専横と反亂とを招いてからは、歷帝とも諸王の權力削減に努めて遂には王とは名のみ状態に陥れた。同じ方針は後漢も三國魏も踏襲してゐる。而して曹氏の場合は、諸王が外部と交通することを嫌ひ、又王國には形許りの老老兵若干を支給するのみで王の警衛にも事を缺かしめたのみならず、時々國換へを行つて長く一所にあらしめず、中央からは監國謁者なる者を派遣して監

視を嚴重にするなど甚だ徹底した遣り方であつた。蓋し天子一人に權力を集めようと云ふ法家的政策の現れに違ひないが、餘りに親親の道に缺け猜疑心が深すぎたと言はねばならぬ。而して茲に最も憂ふ可きは斯の様に宗室の諸王が無力化されたに反し、異姓の臣僚の中には大兵を與へられ重權を委ねられてゐた者が尠くなく、彼等にして不軌を計るものが現るれば天子は孤立無援となつて容易に革命に至るやも計られぬ點であつた。否、曹問(宗室の一人だと言ふ)の如きは深くこの點に思ひをいたして注意を喚起したけれども、時既に宿將司馬氏一族の勢力が強大で結局司馬炎の爲め國を篡はれるに至つた。司馬炎則ち西晉の武帝が創業後、魏とは打つて變つて宗室を重用し與へるに兵民の大權を以つてしたのは、實に彼自ら篡奪者として魏朝滅亡の原因が奈邊にあるかを知悉してゐたからである。然るに皮肉にも西晉は諸王に大權を與へ過ぎて却つて國運の傾廢を招いた。誠に兵備こそは國家の一大事であり心す可きである。

西晉は惠帝の世に八王の亂が起ると、諸王を抑へる爲め再び州郡に兵を置き刺史郡守に兵權を與へた。而して東晉以後も中央及び地方に軍備を置き、中央の軍隊は信任厚き諸將軍をして統率せしめ、地方は概ね刺史をして統率させ、特に重要な州には宗室乃至は重臣を派遣して鎮せしめた。然し地方の重鎮の刺史は宗室と言はず異姓と言はず頻繁に反亂し、其の爲め王朝は常に動搖して革命も再々起り君主の位置は甚だしく不安定であつた。



### 第三項 地方官制——特に刺史

魏晉南朝時代の地方区分は州・郡(若しくは國)・縣に分たれてゐた。國は宗室の王などを封じた所であるが、西晉時代を除き其の機能は郡と大差なく王にして國に赴かない者も多かつた。而して州は第二章で説いた通り前漢時代に置かれたものであるけれども、當時は未だ中央派遣の刺史官にして地方官廳ではなく、地方官廳としては郡縣の二級あるのみであつた。州刺史が地方長官化し郡縣の上級官廳化したのは後漢時代にして以つて魏晉南朝に及んだ。又後漢時代の刺史の僚僚は總計三四十人程度にすぎなかつたけれども、州が郡縣の上級官廳たる實の増加するにつれて事務も多くなり新なる官吏も多數置かれて、南朝時代になると總勢數百人に達した。

さて魏晉以後の刺史は管内の郡(若しくは國)縣を督察し一州の行政の大綱を握ると共に、地方の政情を天子に報告し天子の命令を管内に傳達するを任とし兼ねて地方の最高司法官廳たる機能も備へてゐた。而して刺史は天子に直屬して形式上天子が直々任命するものとされた。又刺史の僚僚の任用は刺史に委ねられてゐたけれども、門閥制の成立にうれて九品以上の州官はその地方出身の家柄のよい者を家格に應じて任用しなければならなくなつた。従つて刺史の僚僚の主なるものは地方の士族豪族許りであり、身分

なき家の子を任用した例もあるにはあるが、其れは異例とされた。又下級の州吏即ち胥吏雜任には庶民が用ひられた。

州刺史は一州の民政を掌する外、今一つ重大なる任務を有した。元來刺史は兵權を有するものではなかつた。然るに後漢末曹操の執權時代から三國西晉時代になると、刺史にして將軍職を帯び兵馬の權を兼ね有するものが出現し、中には使持節(若しくは持節、假節)都督(若しくは持節、假節)某州諸軍事の肩書を持つ者も稀ではなくなつた。この都督諸軍事、監諸軍事、督諸軍事と云ふのは地位の高さを示すものであり、使持節と云ふのは軍事たる否とに關せず部内の二千石以下の官を專殺する權限のあることを示し、持節と云ふのは軍事の時は使持節と同じ權限を持ち、他の場合は九品以上の官位に在らざる者を專殺し得ることを示し、假節と云ふのは軍事に限つて軍令に従はぬ者を專殺し得ることを示すもので、最初は方面に出動せる威重の將軍に限つて授けたのであるが、何時しか刺史にも與へる様になつたのである。西晉の武帝は天下一統後、刺史には使持節都督諸軍事等を與へないこととし更に一般の州から兵備を去つて兵權を剝奪したことがあるが、間もなく八王の亂となつて舊に復し、ついで東晉南朝時代になると刺史にして將軍職を帯びて兵馬を擁しないものは殆どなくなり、使持節都督某州諸軍事等を授けられる者も尠なく、時には二州以上の諸軍事を兼ねる者もあつた。蓋し南北攻争の状態が繼續した許りでなく、私兵私馬を擁する地方の豪強を制壓する爲めにも其れを必要としたからである。然し乍ら刺史が兵民兩方の大



權を握つて、中には極めて多數の軍隊を擁する者が出現したことは、疑もなく權力の地方分散にして、其れが如何なる結果を君主に及ぼしたかは既に第二項で述べた通りである。

刺史が兵馬を擁して將軍職を帯びると、與へられた將軍號に従つて某將軍府を開き府に官吏を置くを常とした。つまり將軍府は刺史の幕府であり、府官府吏は刺史の軍事に參與する幕僚幕職であつた譯である。又將軍號は色々あつて官品に差があり、高い將軍號を授けられた者ほど多數にして然も地位のよい府僚を置き得たのであつて、多いものは二千人以上の官吏を擁した。而して府官の中地位の高いものは天子が直接任命するものとされてゐたが、實際は大抵の府官まで府主たる刺史の手で選擇されそれを奏請すれば異議なく通る状態にあつた。則ち府主たる刺史は己の信賴する人や親族姻戚の中から、家柄と閥歴とを考慮に入れて府官に奏請すればよかつたのである。而して府官たる人の出身地には州官の如き制限を設けなかつたから、自然他州出身者の方が多きを占めた。なほ府吏則ち下級の胥吏雜任の任用が刺史に委ねられてゐたことは申す迄もない。

以上説くが如く、魏晉南朝になると、刺史が民政のみならず兵馬の權をも握る様になり、本來の州の官吏の外軍府の官吏をも持つ様になつたことは極めて注目すべき變化と言はねばならぬが、時代が降るにつれて軍府の官吏が本來の州官州吏の職分を侵犯する傾を持つて來るのである。

#### 第四項 南朝末に於ける貴族の政治的勢力の動搖

後漢末三國以來、士族中の有力分子の社會的經濟的及び政治的勢力が増大した一方では、士庶の別と家柄の高下が喧ましくなり、既に東晉南朝時代になると一朝の政治は中央も地方も家柄のよい者の手で動かされ、就中門閥高き所謂貴族の勢力は極めて大きく殆ど君主權に迫つて政權を壟斷せんとする形勢にあつた事は敍上の如くである。之れに對して天子は何とかして君主權を回復しようと考へ、殊に寒門出の天子許りとなつた南朝に於いてさうした態度がよく現れてゐる。宋の武帝劉裕が東晉の實權を掌握して以來、豪宗大家が逃戸や私附の戸を藏することを禁斷し、山澤湖川を貴族豪族の獨占から庶民に解放せしめ、或は大いに土斷を實行して戸籍の整備につとめ、或は州郡より中央へ送られる秀才孝廉などが概ね大家豪族の子弟にして中には實才實徳のないものが多いので、彼等に對する策試を復活して其の能否を鑑別せんとしたことなどみな貴族豪族の勢力に對する壓迫手段であつた。而して宋の孝武帝劉駿が中書省の下官に寒人を登用して貴族の手から權力を奪はんと試み、同様の方針が齊梁陳にも踏襲されたことは先に言つた通りであるが、孝武帝の如きは吏部尙書(この職は名流田に獨占されてゐた)の專權を嫌つて定員を二名に増加し、互にイガミ合せて權力を弱めやうとしたこともある。又南齊の天子は制局監なるものを新設



して之れに盡く寒人を用ひ、内外の軍隊の發遣や兵器の出納などの軍事の機密を扱はせたこともある。又梁の武帝蕭衍は、貴族の子弟が年二十にして出仕するに對し、それ以下の者は三十にして始めて出仕が許される制度を不合理なりとして、一切三十歳を以つて登仕の年齢と定めたのみならず、貴族豪族の傀儡化した九品中正制度に對しても或る種の改革を加へんとし、更に學問を獎勵して門閥の如何によらず有能の士を拔擢せんとした。案するに宋齊及び梁初の諸天子に、門閥制度を全面的に否定し貴族の勢力を打倒し去らうと云ふ程の徹底した考へがあつたとは思へないが、君主の權力を回復して貴族豪族を君主權の下に統制しようとする意志は十分あつたのである。然し多年の間に培はれた貴族豪族の大勢力は容易に抜く可くもなかつた。

然るに南朝は齊の中頃から内亂が極めて多く、特に梁の武帝の末年に侯景の大亂が起つてから陳の末に至る凡四十年の間は、全く内憂と外患とによつて一日も安き日はなく混沌たる狀況を續けたが、この混亂に乗じて武人實力派の進出は目覺しいものがあり、寒賤出身者にして大官要職に上つた者も多く、大きく言へば「草澤底下、悉化貴人」と云ふ状態を現出した反面では、貴族豪族にして戰禍のため非業の死を遂げ若しくは北朝に投降した者も多く、更に捕虜とされ奴隸とされて北方へ連れ去られた者も數多かつた。かうした事が起れば門閥制に大きな影響を與へるのは當然にして、今迄整然としてゐた士庶の別と家格の高下、及び其れを基礎とした貴族の政權壟斷は茲に漸く動搖せざるを得なかつた。

門閥貴族の政治的勢力動搖の蔭には次の様な事情も考へられる。一度門閥制の世の中となつて貴族は「平流進仕、坐至公卿」の状態になつて了ふと、貴族名門は次第に政治に努力する氣持を喪ひ、實務は下官屬僚に委ねて顧みず、甚しきは政務に熱心なる公卿大臣があると鄙俗にして名門の體にあらずと言つて嗤笑するまでに至つた。實際南朝時代の貴族名流の心境よりすれば、王朝の盛衰興亡の如きは何等自家の存續と關係なき武人出の天子の争ひに過ぎなかつたのであらう。然しさうした不熱心にして不忠實なる態度が、やがて政治の衰退となり内亂の原因となり更に外寇を誘發する因子ともなつて、結局我が身の上に降りかかる事を忘れてゐたのである。又昔日豪宗大家として政治的勢力を獲得しつつあつた頃には、彼等は獨り文化的教養が高かつただけではなく、禍亂の巷にあつてよく同族同郷の安全を維持し得た勇武の人であり、自ら家兵私兵を率ゐて戰場を馳驅した人でもあつた。然るに東晉以來家柄の高きもの程、文に溺れ風流の遊びに耽つて武事を賤しみ兵を輕んじた。従つて南朝末の大亂に際しても、貴族名門には最早自ら奴隸私客郷黨を率ゐて一族同郷の保護に任じ、或は國家の軍隊を率ゐて奮戦する氣慨のないものが多く、徒らに武人實力派と北朝の侵寇との前に無力振りを暴露するに過ぎなかつたのである。



## 第四章 北 朝

### 第一節 王朝興亡の跡

西晉末に北支を荒し始めた諸外族は、やがて各地に割據して一百年近くも攻争を続け國を建てること十六の多きに上つたから、此の時代を五胡十六國時代と云ふ。而して氏種の苻堅の建てた前秦國は一時頗る強く、長江以北の地を悉く威服した程であつたが、江南併呑の野望を起して名高い淝水の戦（三八三）で大敗を喫してより忽ち大版圖は瓦解した。かくて北支に於ける諸外族間の勝負は容易に決せず、史上未曾有の暗黒時代を現出して在北の漢人は破滅的な慘害を蒙り、幾百萬とも數知れぬ人が命を喪つたが、その中に今の綏遠省の歸化城附近に據つた鮮卑の拓跋部が擡頭して次第に南方に勢力を擴張し、都を平城（今の山西の大同）に進めて後魏を創めた。之れより後魏は凡四十餘年の間に北支に割據してゐた諸外族の國々を併呑し、更に塞外の異民族をも擊破して、西暦四百三十六年頃になると、大略黄河以北の地を



平定し了へた。

後魏は其の後ち著々として北支の經營に従事し、また頻りに南方に兵を用ひて淮水と秦嶺山脈とを結ぶ線以北の地を確保し、都も孝文帝の時に平城より洛陽へ移した。而して後魏は孝文帝(四七七年か)から宣武帝(五〇〇年か)の頃が極盛期であつたが、次の孝明帝の世になると王室の内部に醜い政争が起つた許りでなく、色々の事情から北邊の軍鎮に反亂が起き、之れが動機となつて後魏は東西に分裂して了つた(五三四年頃)。西魏は主として今の陝西省から甘肅省にかけての地を領有し、東魏は主として山西・河北・山東省方面を領有し、河南省方面は兩國の争奪點となつたが、やがて東魏は事實上の主權者たりし高氏(北族田身なり)に國を篡はれて北齊となり、西魏も同様實權者宇文氏(北族田身なり)に奪はれて北周となつた。斯くて北支は分裂状態を續けること四十年に及んだが、建徳六年(五七七)に北周が北齊を併合して一つに歸した。然るに此の頃北周の内部では楊堅の勢力が國を傾けてゐたのであつて、楊堅は間もなく北周を篡奪して隋朝を創め(五八一)、更に九年の後ちには南朝の陳をも平定して了つた(五八九)。茲に於いてか西晉の滅亡以來久しく分裂してゐた支那は凡二百七八十年にして一統の世となつた。楊堅は即ち隋の高祖文帝である。

## 第二節 後魏の君主權

### 第一項 軍制

後魏は北支平定の事業が進行するにつれて、軍事的に重要な地をば軍鎮として軍政を施かしめ、軍鎮には鮮卑系並に自餘の北族系部民を配して軍隊の根幹となし、進んでは敵地攻略の基地となし退いては新領土確保の重任を負はせた。一方帝都平城に強大なる中央軍を置き、此の方面に多數存在した鮮卑系部民を以つて軍兵とした。則ち後魏はこの軍鎮軍と中央軍とを以つて内外を威壓する方針を取つたのであるが、軍士は勇敢無比であり、且つ彼等外族の常として成年男子は殆どみな軍士であつたから、鮮卑並に其の傘下に歸した北族(自後一緒にして鮮卑系部民と言ふ可し)の數はさして多くなかつたにも拘らず、相當大きな兵力を擁し得たのであつて、この偉大なる武力こそ後魏の最も頼みとした所である。後魏は孝文帝の時に平城より洛陽へ遷都し、舊都の鮮卑系部民は概ね新都に移住せしめて引續き中央軍の母體たらしめた。又軍鎮は北支の經營が順調に進み魏の威力が徹底して治安が回復するに隨ひ、次第に廢止し若しくは州に改



めたから、洛陽遷都後には北邊防禦のため十餘の軍鎮を残すのみとなつた。又一般の州には州軍を置き、州刺史をして將軍職を帯びしめ或は更に使持節都督諸軍事などを加へて統率せしめた。而して州の中には、其れが嘗つて軍鎮であつた時代に配備された軍士が引續き州軍の根幹をなしてゐた所も若干あつたが、さうした所を除けば概ね漢人若干を取つて州兵としてゐたに過ぎない。蓋し外族を以つて國を建てた後魏に於いて、漢人部隊を重くしなかつたのは當然であらう。なほ在洛陽の中央軍及び北邊の軍鎮の大將には、殆ど全く王室と休戚を同じうする鮮卑系臣僚を以つて任じ、一般諸州も刺史の補任に十分注意を拂つたから、兵要の職にある者の反亂は極めて稀であり、縱令あつても大事に至らずして済んだことが多い。

## 第二項 君主と漢人豪族

先に北支を擾亂した五胡の諸外族はやがて國家を建設せんとした。然し其の土地は農耕地にして放牧狩獵の地ではなかつたし、戰禍のため夥しい漢人が死亡し逃走したと言つても、今なほ數にして見れば甚だ多數の漢人が住んで居り漢人の住地であることには變りなかつたのであるから、この事情を無視して徒らに武力による破壊作業を繼續することは、自他共に困弊する丈けで到底國を爲す所以でなかつた。

どうしても相當發達した政治組織を持ち社會の秩序を立てて、農業を復興して行かねばならなかつたのであるが、さうするには結局從來の漢人の政治組織を採用し、漢人社會の秩序維持の原理であつた士庶の別を認めて、北支に残存せる漢人有力者の力を借るのが最も賢明な策であつた。かくて五胡の諸國は程度の差こそあれ漸次同じ様な方針を取りつつあつたのであるが、其れは後魏に於いても變る筈はなかつた。以下此の點に就いて順に敘述して行かう。

後魏は未だ北支を平定し終らぬ内から多く漢人豪宗大家を任用して其の協力を求めてゐるが、之れに對する漢人豪族の態度は魏に仕へると云ふより、寧ろさうすることによつて一族一郷の安全を求めやうとする氣持の方が強かつた。否、中には大豪族崔浩や封懿の如く傲慢無禮な態度を敢へてした者もある。思ふに彼等大豪族は後魏の天子を夷狄視することを以つて痛快としただけではない。長い間の五胡の擾亂に屈しないで飽くまで一族及び郷黨を保護し得たのは、彼等が餘程大きな地方的勢望を持つてゐたからであつて、彼等に言はずれば如何なる外族と雖も自分達の存在を無視しては容易に事をなし得ないと云ふ大きな自信を持つてゐたのである。さうであればこそ後魏の天子も最初は大抵の事まで我慢してゐたのである。

然し乍ら後魏が北支を一統した後は大分様子が違つて來てゐる。清河の崔氏と言へば北支に鳴り響いた名門で後世まで尊敬されたものであるが、その一族に崔浩と云ふ傑物があつた。崔浩は後魏の世祖太



武帝より絶大なる信任を得、彼も縦横の智略を奮つて努力するを惜しまず、世祖をして北支統一の大業を成就せしめた帷幄の大功臣であつた。然るにこの崔浩は北支一統後の眞君十一年(四五〇)になつて世祖のため誅殺されたのである。否誅戮の範圍は崔浩一家に止らなかつた。彼の同族は無論のこと范陽の盧氏、太原の郭氏、河東の柳氏などの姻戚筋にさへ及んで、被害者の總數は數千人に上り誠に稀有の悲惨事であつた。而して正史に傳へられた所によれば、事の起りは崔浩が國史編纂に際して魏の先祖の事跡を直筆して憚らなかつた事にあると言はれ、更に彼が餘り我意を通して漢人を任用し過ぎたことが遠因となつてゐるとされる。然し乍ら單に其れだけの理由で、あれ程までの極刑が加へられたとは考へられない。先にも言つた通り清河の崔氏は音に聞えた名族であつたのみならず、彼の姻戚關係から見ても知られる様に在北の大豪族との間に密接な關係を結んで居り、謂はば北支豪族の中心的大勢力であつた。かうした事に思ひ到れば世祖太武帝の極刑斷行の眞意は、北支一統を好機會に事を國史問題にかりてこの巨大なる豪族群に族滅の刑を加へ、今後は如何なる親臣名門と雖も君主の威嚴を無視するものは絶對に容赦せぬと云ふ嚴然たる態度を顯示し、自餘の大小の豪族を君權の下に威服するにあつたと見るのが至當であらう。而して太武帝をしてかかる荒療治に出づるを得しめたのは、背後に強大なる武力を保有してゐた事に依るのは申す迄もないが、此の事件によつて魏は在北の士族豪族に對して大いにらみをかしたに違ひなく、彼等の歩む可き道も茲に定められて、南朝の如き專權横恣なる行動を許さなくな

つたと言つて過言ではない。なほかうした事の外、西晉末から既に一百年を經過して漢人の平和を望む氣持は甚だ切なるものがあつたに違ひなく、江南王朝に北支奪回の實力のない以上は、寧ろ鮮卑王朝を盛りたてて北支の安定を回復す可きだとの諦めもついて、今後は漢人豪族も進んで後魏のため協力する様になつたのである。

### 第三項 三長制と均田法

五胡の擾亂期に北支の農業生産力は破滅的打撃を蒙り、無數の人が死亡した外、故郷を離れて流民となり乃至は豪宗大家の下に私附の戸となつてゐるものが夥しい數に上つた。其處で後魏は平城に都を置いて以來、流民を土地に定著せしめ若しくは故郷へ戻して土地と生産用具を與へるなどして、農業生産力の回復と國家の公民の増加に腐心すると同時に、豪強大宗の下に私附してゐる戸口の檢括にも努力した。蓋しさうしなければ國家の必要とする税賦力役を得難かつたからであるが、孝文帝の太和十年前後になると、同様の目的から三長制と均田制とを施行した。三長制と云ふのは五家を一隣とし、五隣を一里とし、五里を一黨として各々一人宛の長を置き、この三長に部内の土地・賦税・戸口・保安のことなどを掌らしめると共に、部内の家々に連帶責任を負はせるのであるが、特に戸籍に漏れた戸口の檢括に



重大な意義を持つたものである。而して均田法と云ふのは天下の土地を國有と見做し、男女が一定年齢に達すれば一定額の耕作地(成年男子は凡八)を支給し、年老いて勞働力を失へば官に還附せしめ、別に若干の桑田や宅地を與へて永代の占有を許すのであり、王公百官以下庶民に至るまで同一法規を適用することにした。誠に均田法の名のある所以である。然し奴婢や耕牛に對しても夫々一定の土地を支給し、特に奴婢には一般庶民並の耕作地を支給することにしたから、多數の奴婢と耕牛とを有する宗室外戚や豪宗大家は、必然的に廣大なる土地の支給を受けることになり、結局均田法も貴戚豪族大家の特權を十二分に認めてゐたことになる。のみならず既得の土地は縱令規定以上に達してゐても、其れを官に沒收する様なことはしなかつたから、一層均田法の名に背く譯である。否この法は總べての人に土地を均給すると言ふより、寧ろ流亡寄寓の民にして新に國家の籍に著いた者や、故郷へ戻つては來たが耕作すべき土地がなく、よし有つても甚しく足りぬと云ふ様な者に、無主の土地を支給して生活の保證を與へると云ふことを主眼としたと見る可きである。然し乍ら三長制が實施されて流民や豪宗大家の私附の戸を嚴重に檢括したと相俟つて、本法は相當の成績を擧げ得たと考へられる。試みに後魏の人口統計を調べて見ると、孝文帝・宣武帝頃には五百萬戸位あつたと言はれるが、我々は茲に後魏が三長制と均田法とを實施した効果を見る可きであつて、君主の直接支配し得る公民の數が南朝に比べて甚だ多數に上つた事實は、後魏の君主權の物質的基礎がそれだけ強かつたことを物語ると言つてよろしからう。

#### 第四項 官 制

後魏は平城に都を遷さない道武帝の皇始元年(三九六)から、早くも漢風の官制を取り入れたと言はれるが、當時は未だ部族時代の遺風が強かつた。然し其の後ち平城遷都、北支統一、洛陽遷都となるに連れて次第に多く漢風の官制を採用し、遂には殆ど南朝のそれと大差ないまでに至つた。思ふに塞外の地と絶縁して全く中國に入つて國家を建設し多數民族たる漢人を統治せんとする以上は、さうなるのが當然であらう。

中央の門下・中書・尙書の三省の中では門下省が最も重んじられ、侍中には蕃漢の門閥家にして天子の信任厚き者を撰んで充て、詔勅・大法令の審査駁正のみならず、天子の親信としてあらゆる機密に參與した。又中書省は詔勅大法令の起草に當り、尙書省は決定済みの事を奉行し有司の上奏を申達し官吏の選銓に關與した。然し孰れも君主權の伸張を助長する役割を演じたのであつて、決して南朝の如く君權を妨害する立場にはなかつた。傳へられる所によれば孝文帝の如きは親しく詔勅を口授し、尙書省の奏案は勿論、軍國の大事から五品以上の大官の選銓も自ら決定した場合が多く大いに獨裁君主振りを發揮したのであるが、後魏にはかうした型の天子が少くなかつた。蓋し君主權が南朝に比して強大であつ



たからである。地方制度は軍鎮を置いて軍政を施してゐる所を除き、矢張り州郡縣の三級に分けた。而して州刺史は民政の大綱を握つた外みな(同州を除く)將軍號を帯びて兵權を有し、随つて州には州と府との二様の官吏が置いてあり、中には使持節都督某州諸軍事などを加へられた者もあつたことなど殆んど南朝に同じであつた。然し後魏は南朝に比して州が著しく多く自然州の領域が狭少であつた上に、普通州には大兵を置かなかつたから、州刺史の實權は南朝程大きくはなかつた。

### 第五項 氏族の再分定

征服國家たる威力と強大なる鮮卑部隊とを背景とした後魏の天子が、東晉南朝に見た様な貴族豪族の專權を許さなかつたことは上に説いた通りである。然し其れだからと言つて、後魏に門閥制度が行はれず家柄が尊重されなかつたと云ふのではない。當時北支の漢人士族の中には清河の崔氏、范陽の盧氏、滎陽の鄭氏、太原の王氏などを筆頭として相當數の豪族大家が居つた。彼等は後魏の君主權の下に一應屈服はしたけれども、一般人の門望に對する尊敬の念は殆ど南朝と甲乙ない位根強いものがあつたし、彼等が依然として神明の遺胃たる誇りを捨てず、高き文化人たる教養と嚴格清整なる家風を維持して勢威の保持に務め、よく地方の秩序保持者となつてゐる事實は、天子も無視し得なかつた。従つて甚しく

主權を阻害せぬ程度に於いて彼等の經濟上・社會上の特權を認め、官途にも門望を重視し、さうすることによつて國家社會の安定を齎さうと云ふ根本的方針に至つては、何等變改を見なかつたのである。翻つて鮮卑は以前部組織を取り部民は會長によつて率ゐられてゐたのであつて、後魏の王室則ち拓跋部はその有力なる一部であつたに過ぎない。然るに拓跋部が魏朝を建設した後には、部組織を打破して各部の所屬員を天子直屬の民に改めて君權を強化する必要に迫られた。かくて道武帝時代から部落の解散が實行に移され、部民を州郡縣若しくは軍鎮の戶籍につけて編戶の民となし、會長級や部人中の有力者は爵位を與へて士族となし、彼等の社會的・經濟的・官途上の優位を保證せんとした。つまり漢人の社會組織に倣つた譯であるが、遺憾乍らこれだけでは鮮卑系士族は容易に漢人社會から承認されなかつた。標準もまるで違つてゐるから、士族の別と家格の上下に應じて官人を任用しようとしても常に蕃漢二元となつて不都合を感じた。又年月を経過する中には、鮮卑系臣僚にして其の後の自家の閱歴功勞によつて家柄の高下を争ふものも生じた。かうした事情から斷行されたのが孝文帝の氏族再分定の大事業である。則ち帝は太和十九年に詔して一般漢人士族の家格を再分定せしめると共に、鮮卑系士族に對しては彼等の部落時代に有した地位と魏朝成立以來の閱歴功勞によつて次第し直させ、茲に蕃漢を一如として家格の上下を決定したのである。これと同時に、帝は鮮卑系人士に命じて虜姓をやめて一切漢風の姓に改めしめ、今後は蕃漢の家柄の等しい者の間に通婚せしめて兩族の融和を計り、官職の補任は今度改



定された門閥の高下に準據す可きを命じたのである。

孝文帝の氏族再分定に就いては次の様な話が傳つてゐる。嘗つて帝が有司に對して、南朝では家格の高下と官職との間に密接な關係があつて整然たる秩序の保たれてゐることを讚美した所、李冲・李彪・韓顯宗等の漢人臣僚はみな反對して、賢才主義こそ取る可きで門望などは重視す可きでないと言張した。其處で帝は「特別の才能ある者は自然人にも知られて登用されるし、朕もさうした逸材があれば家格によらずして任用する積りである、然しさもない多くの人間に就いて言へば、家柄が高く家風が嚴正な程徳行が純篤なものである、従つて朕は矢張り門望を重視する考へである」と言つたと傳へられてゐる。思ふに鮮卑政權の下で教養の高い漢人士族が賢才主義を主張しても不思議はないが、孝文帝が門閥尊重主義を堅持したのも南朝に見る様な貴族の政權壟斷を容認する爲めではなかつた。帝は飽くまで蕃漢を通じて士庶の別と家格の上下とを定めて、彼等を君權の下に統制し整然たる秩序を齎らさうと試みたにすぎない。而して多少別の政治的動機があつたとすれば、其れは漢人士族に比べて一般に教養の劣る鮮卑士族が將來蒙る可き官途上の不利を慮つて、門望を重視することによつて一種の保證を與へんとしたことであらう。なほ後魏は可成早くから中正なる職を置いてゐるが、九品中正制度が制度として完備して來たのは矢張り孝文帝の氏族再分定からのことである。

### 第三節 東西魏・北齊北周の君主權

#### 第一項 後魏の分裂

少數民族にして然も文明程度の低い外族が、自己の本據たる塞外から全く離れて、廣大なる漢人の農耕地に國家を建設し、多數の漢民族を統治せんとする場合には、多分に漢人の組織を踏襲し漢文明を採用する外ない。後魏が建國以來次第にさうした方向に進んだのも當然である。然し乍ら自己民族の風俗・言語・習慣及び血の純正まで捨てて、多數にして然も文明程度の高い漢民族に同化するか、或は其れを飽くまで維持して行くかは一應別個の問題にして、後魏の中頃までは其の孰れを取る可きや十分定まつてゐなかつたが、孝文帝の世になつて俄に大膽にして積極的な漢化政策が採用されるに至つた。則ち儒教の尊崇、漢風の官制儀式の全面的採用と云ふだけではなく、自己民族固有の言語・服裝・辮髮・虜姓等を禁止して漢風に改めしめ、蕃漢の通婚を奨勵して兩族の融合を計るなど實に徹底した態度に出た。又均田法・氏族再分定・門閥尊重などは其々特殊の目的があつて行はれたものであるが、見方によつて



は儒教や漢人の社會組織の影響であると言へるし、彼の洛陽遷都も軍事的財政的の理由以外に、漢族の古都に據つて中華衣冠の禮に倣つて大いに國家の體面を整へんとする心持も含まれてゐる。

さて鮮卑系臣民は孝文帝の採つた急激にして大膽なる諸政策の中、己に固有な言語・服裝・辮髮の廢止と洛陽遷都に對しては猛烈なる反對の意を示し、皇太子すら不平で反亂を起した程であり、漢人の中にも鮮卑の爲め危惧の念を抱く者があつたのであるが、孝文帝は一切の反對を壓へて殆ど獨斷で所信に邁進した。蓋し帝はさうすることによつて鮮卑系臣民に不利を齎らさうとしたのでは毫もなく、寧ろ自ら進んで漢化し蕃漢の一致融合を計る方が鮮卑政權の永續する所以だと確信してゐたからであり、其の利害得失も輕々に論斷し得ない。然し乍ら此の急角度の政策以來、鮮卑系士庶にして不平を抱くものが次第に増加する傾向にあつた事は否まれぬ事實である。と云ふ譯は、斯の如き大膽なる漢化政策を行つた孝文帝自身が不知の間に漢文化の崇拜者となり惑溺的傾向を持つて來た一面では、兪角漢人臣僚を重用する風を免れなかつたのであるが、かかる傾向は宣武帝・孝明帝となるに連れて次第に濃厚となつた。之れに對して一部の貴族を除く多數の鮮卑系士族は不平でならない。又彼等は孝文帝の氏族分定と門望重視によつて或る程度の保護を與へられてはゐたが、實際官場に立つて見るとどうしても漢人士族に拮抗出來ず常に遅れを取り勝て進級も容易でない。のみならず鮮卑は武官として出身する者が多かつたが、漢文化崇拜の結果武人輕視の風が生じた爲め一層志が得難くなつて不平を増した。之れに就いては嘗つ

てかうした事件があつた。孝明帝の神龜二年（五一九）に漢人臣僚某が獻策して、文武の出身によつて官途上に差別を設け文官出を武官出よりすつと有利に取り扱はふとした。所がさうでなくてさへ不満であつた中央軍の將校連中は（總て鮮卑なり）、激怒の餘り部下を率ゐて白晝帝都で大暴動を起した。驚いた政府は早速その案を撤回すると共に、吏部尙書崔亮の策によつて停年格（田仕以來の年限によつて進級し文武清濁の德行才能の如何を考慮に入れない方法）を採用して彼等の不平をなだめた。漢人豪族はこの停年格の施行を評して「自是賢愚同貫、涇渭無別、魏之失才、從亮始也」と云つて慨嘆してゐるけれども、元より武人の進出を嫌惡する漢人臣僚の氣持を露骨に現したものである。之れを要するに、孝文帝以來鮮卑系士族にして志を得ぬ者が次第に多く、内に不平不満を藏しつゝあつたと言つてよい。

翻つて後魏が北邊に残して置いた十餘の軍鎮には、設立當時配備された多數の鮮卑系部民（及び若干の漢人も）の子孫がゐて、引續き軍鎮の兵士となつてゐた。又北方縁邊の州の中には、軍鎮に同じく鮮卑系部民（及び若干の漢人も）が配されて子孫永く州軍の根幹となつてゐた所もある。此等の人達は元と普通の部民にして、中には相當血統のよい者もあつたが、配備されてから七八十年も経過してゐる間に、色々の理由——其れは主として政府や社會の身勝手による——によつて社會から輕蔑され政府から冷遇され、彼等自身も貧困にして粗野なる人と化し殆ど賤民扱ひをされるまでになつた。かくて孝明帝時代になると、北鎮や北邊州の非文化地帯に取り残された鮮卑系部民は非常なる不平を抱き、遂に彼等の痛憤の念は火となり



反亂となつて爆發するに至つた。則ち孝明帝の正光五年（五二四）に沃野鎮に勃發した反亂が其れであるが、一度反亂の火の手が擧ると忽ち自餘の軍鎮や北邊州に波及した。然も當時宮中では醜い内輪争ひを續けてゐて紀綱が弛んでゐた上に、後魏が最も頼みとしてゐた在京師の中央軍も亦今迄の政府のやり方に不満を抱いて居り、出動しても十分な働きを見せなかつた爲め、動亂は急速に北支全體に擴大してそれが原で後魏は滅亡したのである。實に後魏は自己の頼みとす可き鮮卑系士庶の不平不満によつて亡んだと言つて過言ではない。

## 第二項 東西魏と北齊北周

北邊の軍鎮に反亂が起きてから凡十年餘り動亂が続いた後ち、後魏は遂に東西に分裂して了つたが、後魏に不平であつた鮮卑系臣民を最も多數獲得したのは高歡を實權者とした東魏にして、高歡こそは彼等の輿望を荷つた人とも言へる。従つて昔孝文帝によつて禁止された胡語・胡風・虜姓が東魏に於いて無遠慮に行はれ、要路の大官顯職には盛んに鮮卑系人士（若しくは北鎮に長くる）が登用される様になり、漢人臣僚も鮮卑語習得の必要があつた位で、前王朝とは反對に鮮卑一色に塗りつぶされて了つた。一方西魏は鮮卑系臣民を獲得することが尠かつたけれども、事實上の主權者宇文泰が關西で旗擧げして以來股

肱と頼んだ臣僚は、鮮卑系人士乃至は北鎮に永屯を命ぜられて鮮卑色に染んだ漢人であつたし、元來後魏に對する鮮卑系臣民の反對に乗じて成立した國家であつたから、西魏が東魏同様鮮卑色濃厚な國であつたことは申す迄もない。否宇文泰は大統十五年（五四九）に至つて先に孝文帝が廢止を命じた虜姓を再行し、鮮卑系臣僚に命じて一切元の虜姓に復せしめた許りでなく、別に漢人臣僚の主なる者に對して虜姓を賜與して漢姓の使用を嚴禁さへした。この一事に徴しても、如何に西魏が東魏に劣らぬ反動國家であつたか判るであらう。之れを要するに後魏が分裂して東西に鮮卑色濃厚な反動國家が出現した譯であるが、其の風は東西魏が北齊北周となつても大して變つてゐない。而してかかる反動國家に於ける主權者の威力の大きかつたことも當然にして、それに隨つて今まで見ない様な政治上の變化も起つて來たのであるが委細は第五章で敘述するであらう。



## 第五章 隋唐時代

### 第一節 王朝興亡の跡

北周は北齊を併合してから間もなく外戚楊堅のため國を篡はれた(五八一)。楊堅は隋の文帝にして即位以來大いに内政に勵んで諸般の制度の改革に努力した外、開皇九年(五八九)には南朝の陳を平定して四海一統の功業を爲し遂げたから、國威は俄に上つて民も亦太平を樂しまんとした。然るに帝は在位二十四年の後ち皇太子廣のために弑せられ、廣則ち煬帝が代つて帝位に即いた。煬帝は其の諡號が示してある通り父帝弑逆の惡名を流した許りでなく、内は盛んに土木事業を起して人民を虐使し、外は朝鮮方面の高句麗と事を構へて再三失敗するなど酷虐無謀の行爲が多かつた爲め、即位以後十年ならずして四方に反亂が起つて其れが原で隋朝は傾覆した。隋末に割據した英雄は數多くあつたが、就中今の山西省太原に兵を起した李淵・李世民父子の軍が最も強く、逸早くも隋都長安を陥れ(六一七)、一年後には



唐朝を創めて年號を武徳と建て、ついで四方の群雄を討伐して武徳六年に至つて天下を盡く平定し終つた。因みに隋の楊氏や唐の李氏が傳へられる通り漢族出かどうかは疑ふ可き節があるが、縦令鮮卑その他の北族系出身であつても、最早父祖以來長く中國の地に住み、漢人文化に接觸し漢人と混血して殆ど漢族と變りないものとなつて居た。而して同じ事は一般の北族系士庶に就いても言へるのであつて、隋唐時代になると、蕃漢の差別は次第に不明瞭化して來た。

唐の高祖李淵は武徳九年に位を李世民に譲つた。李世民は有名な太宗にして唐朝創業の功勳を荷ふ可き英主であつた許りでなく、登極以來節儉を重んじ民力の涵養に努め、諸般の制度を確立して唐朝を搖ぎなき基礎の上に置いた守成の名君でもあつた。又外は突厥(土耳古族なり)その他の蕃族を討伐し、遼東から朝鮮半島にも兵を用ひて大いに武威を輝かした。太宗が貞觀二十餘年の治世を残して崩御した後ち、高宗・中宗・睿宗が嗣立しついで玄宗の開元天寶時代となつた。而して此の間政治に一張一弛はあつたけれども、大體に於いて平和な時代が続いた。就中開元天寶時代(七三一年上)七五六年)は唐室の極盛期であつた許りでなく、或る意味では漢族文化の黄金時代でもあつた。然しこの未曾有の繁榮の蔭に既に唐室衰微の兆が芽生へてゐたのであつて、天寶十四年に突發した邊將安祿山の反亂を契機として、唐室の對内對外的威力は急激に衰へを見せたのである。則ち國內では藩鎮が跋扈して中央の命令に従はず、王室では宦官が專横を極めて天子の權を私し、對外的には吐蕃(西域種なり)や回鶻(土耳古種なり)の爲め壓迫され勝て、安祿山反亂後

の凡一百五十年間は唐室の勢威は年々に衰へ、遂に滅亡して(九〇七)五代の紛亂時代に入つたのである。

## 第二節 君主權の伸張と中央集權的政策

### 第一項 門閥の政治的勢力の衰退

東西魏・北齊・北周が鮮卑色濃厚な反動國家であつたことは前章で述べた通りであるが、此の時代と雖も長い間の風習は容易に抜けず、名門冠族特に漢人名家に對する世人の尊敬の念は依然根強いものがあつた。而してかかる風潮は隋を経て唐に至つても大して變らなかつたのであつて、其れを最もよく示すものは貞觀氏族志の編纂に纏はる次の挿話であらう。嘗つて太宗が貞觀年間に吏部尙書高士廉等に命じて氏族志を編纂せしめたことがある。所が功成つて奏上された氏族志を見ると、天下の士族を次第して山東の崔氏を第一に置き、唐の王室の出自とされてゐる隴西の李氏を崔氏より下位に置いてあつた。蓋し高士廉等は此の頃の社會に行はれてゐた普通の評價に従つたまでであつて、別段惡意があつた譯では



ない。然し太宗は之れに大いに不服であり、舊來の名族が何等國家的に尊敬す可き實質のなき所以を力説して、わが唐朝より與へた官爵の高下を標準に取り参考するに舊來の門望を以つてし、更めて次第す可きを命じた。其處で高士廉等は隴西の李氏を第一に置き、以下天下の士族を列して崔氏を第三に落したので太宗も漸く納得したと言はれる。誠に恐る可きは門閥尊重の觀念にして、社會的に見れば天子の家と雖も名門崔氏に遠く及ばぬと考へられてゐたのである。斯の様な状態であるから折角太宗が選定し直させた氏族志も始めは官だけで用ひられて、一般社會からは容易に承認されず別に私撰の姓氏譜が行はれると言つた具合であつた。又名族と通婚する事を無上の光榮とし、或は其れに依つて自己の家格の引上げを試みる者が依然として絶えず、士庶の區別の如きも不相變嚴重に維持されて居り、かうした事實を物語る幾多の話が傳つて居る。要するに唐の中頃までは未だ門閥に對する社會的尊重の風は相當強かつたのであり、其れが改まるには唐の後期から五代に下らねばならなかつた。然し乍ら門閥家の有せる政治的勢力の方は、社會的勢望より一足先に凋落し衰退し來つたのである。

北朝の後魏が外族の支配下にあつた爲め、門閥家の政治的勢力が南朝の如く強大でなかつたことは既述の通りであるが、矢張り蕃漢を通じて名家甲族でなければ高官には爲り得ず、政界に勢力のなかつたことは南朝に同じであつた。然るに後魏が分裂して東西魏・北齊北周時代になると、名もない鮮卑系部民や以前社會から賤民視された軍鎮の遺民などにして、俄に國家の大官顯職に就いたものが輩出した許

りでなく、天子は己に忠實なる者を門閥の上下に拘らず登用せんとする態度を示した爲め、茲に官職と家柄との間の強固なる關係が破壊され始めた。例へば北齊初のこと博陵王高濟が清河の崔氏の一族たる崔悽の妹を妃に迎へんとした時、母なる婁太后が中使に敕して「好作法用勿使崔家笑」と言つたと傳へられて居り、朝廷の大でさへ崔氏の門望に對しては非常な敬意を拂つてゐた事が知られるであらう。然し乍ら崔悽に與へた政治的地位は漸く七兵尙書や刺史が止りであつて、門地の絶倫なるに一向相應せしめてゐない。若し南朝であつたならば、必ずや侍中・中書監令・尙書令などの顯職に据ゑたに違ひない所である。而してかかる例は獨り崔悽だけではなく、舊來の門望に對して尊敬を拂つても、其れだけの理由で官途上特別高い地位を與へると云ふ事は殆どしなくなつたのである。一方北周が北齊を併呑した際、北齊に仕へてゐた蕃漢の臣僚は盡く亡國の遺臣となり、甚しきは捕虜となり奴隸となつた。この爲め舊北齊の門閥家の政治的勢力が愈々失墜した許りではなく、北周に代つた隋がやがて陳を平定して天下一統の大業を成し遂げると、既に或る程度動搖してゐた南方の名門冠族も亦(第三及第三節第四項參照)痛く政治的勢力を喪ひ、茲に始めて南北を通じて君權の下に門閥家が屈服し來つたのである。

隋は短命で終つたけれども、代つて一統的大王朝となつた唐は年一年と順調な發展を遂げ次第に王室の威力を増加した。従つて社會的には未だ門閥尊重の觀念が強く残つてゐても政治的には殆ど君權の下に抑壓されて、東晉南朝に於いて見た様な貴族の政權壟斷は全く昔物語りに過ぎなくなつた。勿論唐と



雖も門閥制を全面的に否定した譯ではない。後述する所で判る様に、或る程度門閥家の政治的・社會的・經濟的特權を容認することによつて一般の秩序維持を計らうとする考へはあつた。然し前代とは違つて等しく門閥制を認めると言つても、舊來の門望を無條件に受け入れたのではなかつた。唐朝の創業に對する功勞の大小、唐朝の授與した官爵の高下、及び唐室との姻戚關係の有無などをば基準となし、參考するに昔からの門地を以つてし、茲に新に家格を次第し直させて其れを據り所として門閥家に或る程度の特權を附與したのであつて、其れは太宗が貞觀氏族志の編纂に際して示した態度に最もよく現されてゐる。則ち飽くまで唐朝を中心として一切の門閥を唐朝の統制の下に置かうとする方針を堅持して譲らなかつたのである。

## 第二項 試験制度の採用

門閥家の有した政治的勢力の衰退と君權の伸張とを説くには、更に九品中正制度の全廢と試験制度の採用に言及しなければならぬ。兩晉以來、九品中正制度が貴族豪族の官途上の特權擁護機關と變質し、家柄の低いものは如何なる有才有能の士と雖も大官には登り得ず、庶民に至つては官途(但し胥吏は別なり官指す)に就くことさへ困難なる状態を現出し、特に南朝に於いて其れが甚しかつた。若し此の様な有様が

何時迄も續き、官爵は一個の王朝より賜はるものではなく本來各自の家々に附隨したものの如く看做され、君主が官爵授與の絶對權を保有せず、従つて己の欲する者を自由に任用することが不可能であつたとすれば到底君權の伸張は期し難い。其處で君權の確立に努めた梁の如きは九品中正制度の改革を試みた事があり、又南朝の末になると門閥と官爵との不可分離の關係が事實に於いて崩れ始めたけれども、未だ根本的改革は施されなかつた。讎つて北朝は後魏時代から南朝と幾分變つた所があり、更に東西魏・北齊北周時代になると政局の大變動に連れて一層の變化を見せて來たが、隋が天下を一統すると、其の威力を背景として開皇十五年に斷然九品中正制度を全廢し、ついで其れに代るものとして試験制度を採用するに至つた。この試験制度は後世の所謂科舉制の先驅をなすもので、その主旨は家柄の上下に拘らず實才實能の士を中央で試験し、合格者に國家の官たる可き資格を附與せんとするにあつた。而して本制度の實施が門閥と官職との密接なる關係を打破し、貴族名門の有せる政治的勢力の打倒に貢獻した所は極めて大なるものがあり、特に唐に於いて其の實効が發揮されて來たのである。次に唐の試験制度を概説して置かう。

唐は最初秀才科・明經科・進士科の三科を設けたが、秀才科は試験が至難で合格者が稀であつた爲め第三代の高宗の頃より消滅の貌となつて、専ら明經・進士の二科が榮えた。明經科は其の名の示してゐる通り主として儒學の經典の解釋を試験し、進士科は經典も試験するけれども、寧ろ詩文及び時務策に



重きを置き其の文理の優れた者を取つた。而して受験資格は官學(學校の事は後述する)の卒業生、及び郷貢と言つて地方長官から學力人物の點に於いて受験資格ありと認定された者であればよい。又試験は毎年一回宛京師の尙書省の吏部で行つたが、開元二十四年になつて或る事情から尙書省の禮部に移した。試験に合格した者に對しては

秀才科	上上第 正八品上	上中第 正八品下	上下第 從八品上	中上第 從八品下
明經科	同 從八品下	同 正九品上	同 正九品下	同 從九品上
進士科	甲第 從九品上	乙第 從九品下	(大唐六典による)	

右の定めによつて身位(之れを散官と云ふ)を與へ、身位に相當する官職に補したのであつて、其の後は本人の器量次第で如何なる大官顯職にも上るを得しめた。試験科目には明經進士の外に明法・明字・明算の三科があり、明法科の甲第合格者は從九品上に敘し、乙第の者は從九品下に敘し、明字・明算兩科の及第者は一様に從九品下に敘する定めであつた。然し此の三科の受験者は、律學・書學・算學の如き特種の官學の卒業生及び其の道に明るい郷貢の人に限られて居り、合格後も其々の専門の官に就かしめられた許り

でなく、一定以上の高さの官には任用され難かつた。従つて將來爲政者として文武の大官たらんとする者は盡く明經・進士科に集つたのであり、この兩科こそ試験制度の主體であり、華やかな登龍門であつたと言ふ可きである。

さて試験制度の採用は、學力才能ある者を門地の如何に拘らず登庸し大官顯職に經上らせると云ふ大方針を示したもので、今迄長い間行はれた九品中正制度に比較すると甚だ大きな改革であつた。然し乍ら其れは原則であつて實際は其處に若干の制限が存在した。後述する様に、明經進士科に合格を希ふ者は地方の學校だけでは見込がなく、どうしても京師の國子學や太學で修業しなければならなかつた。然し國子學や太學へ入學するには面倒な階級的身分的制限があつて、誰でも自由に入れる譯ではなかつた。又郷貢と言つても、相當有力な家の子弟でなければ受験し得る程の高い教養を持つことは困難であつた。従つて結局身分の高い家の子弟程有利であり、さもなければ餘程の努力をしなければならなかつた。然も唐の官員登用(九品以上の高等官を云ふ)の道は試験制度一點張りではなかつた。例へば或る範圍の皇親や王室の姻戚筋の者を始め、一般臣僚の中でも有爵者若しくは五品以上の官職身位ある者の子孫などには、試験に依らないで出仕せしめる道を開いてゐた。則ち正三品の現職にある者の子は從七品の身位を賜り、正五品の子は從八品上の身位を賜つて、其れに相當する官職に任じて出仕させるなどが其れである。又六品以下九品以上の官職身位ある者の子も、何年か官廳の屬吏をやつてゐる中には高等官に出仕する資格



が與へられた。蓋し現に爵位身位官職ある者の子孫に對して官途上に恩典を與へ、特に皇親姻戚、有爵者、五品以上の官職身位ある者の子孫を厚遇したことは、唐が門閥制度を決して全面的に否認しなかつた事を示すものである。然もかうした試験以外の道から高等官に任用される者の数は頗る多く、一年に二千人に達したことがあるに反して、明經・進士科の出身者は少い時には二三十人に満たず、後ち大分増加した時でも百人か百五十人であつたから、明經・進士科の合格者數をもつと増加す可きだと主張した人もある。けれども此の兩科の及第者を増加し、従つて此の科の出身者を多く高等官に任用することになると、勢ひ貴戚や大家の子に對する官途上の恩典に大削減を加へねばならぬが、唐初は未だ其れを斷行する程の時世には達してゐなかつたのである。之れを要するに試験制度と言つても誰でも受験し得られるのではなく、特に下級の官吏の子や庶民出の者は困難であつた上、試験制度は官員登用の門戸の一部であるに過ぎなかつた。

然し乍ら明經進士科は試験が極めて難しく合格者が尠かつただけに、及第者の荷ふ榮譽は素晴らしいものがあり、出仕後も試験によらぬ者に比較して昇進に格段の差が設けられ、將來高官顯職に上ることを約束される様になつた。されば試験制度が實施されると、次第に有能有才の士が此の科を目指して集まり、父祖の有せる爵位や官職身位の御蔭で高等官になれる資格のある人であつても、其れだけで出仕することを好まず、官界や社會でもさうした人を試験合格者より軽く見る風を生じたから、年一年と明經

進士科の受験者は増加して非常な盛況を呈するに至つた(因みに父祖の官爵身位によつて田仕した場合には、例へば其れが正五品の官職の人の子であるとすれば、從七品上の身位を與へられるのであるが、同じ人が明經科の上第に及第して田仕したとすれば、從七品上の身位を與へられ其れだけ高い官職に任用されることとなつてゐた)。なほ明經進士兩科の中、唐は次第に進

士科及第者を重用するに至り、其れに連れて進士及第者を「白衣公卿」とか「一品白衫」とか言つて、最も大なる尊敬を拂ひ輝かしい未來あるものとした。其處で進士科の及第の爲めには年の老ゆるも忘れて努力したもので、當時の諺に「三十老明經、五十少進士」とあるのはさうした状態を言つたものである。申す迄もなく敍上の如き試験制度の盛況は實施後直ぐ様起つた現象ではなく、年月の経過につれて漸次的に醸成されたものである。然し其の直接的・間接的結果として、如何に一流の名門甲族の子と雖も實力がなければ國家の樞要なる地位に就くことを困難ならしめ、父祖の有せし爵位官職身位のみでも出仕したのでは官場に幅がきかなくなつたに對し、其れ程の家柄でなくとも努力次第では大官高職に上る事を得しめ、庶民と雖もそれが絶對的に不可能ではない状態を招致した事が、以前存在した家格と官職との密接不可分離の關係を打ち破り、門閥貴族による高官獨占の弊風を除去して君權の伸張に効果を齎したことは至大なるものがあり、引いては門閥貴族に對する社會的尊敬の念にも大影響を與へたことは言ふ迄もない。

試験制度を述べた序を以つて學校制度に一言して置き度い。魏晉南北朝時代では大體門望によつて進仕せしめ、別に試験は行はなかつた。又高い家柄の子弟は家庭で必要な教育を受け得たし、家格の低い



ものや庶民などは學問しても偉くなる見込がなかつた。されば學校が盛んになる筈はなかつたのであつて、縱令官學の振興を試みた時があつても間もなく衰微して了つた。然るに試験制度が採用されると官學も亦隆盛に赴き、特に唐に至つて盛んとなつた。而して唐の官學制度は時代によつて多少の變化を見せてゐるが、茲では主として開元中に編纂された「唐六典」によつて記述して置かう。先づ京都に國子學・太學・四門學・律學・算學・書學を設置して國子監をして統轄せしめた。國子學の入學資格は、文武三品以上の官職にある者(及び之れに相當する爵位を有する者)の子孫若しくは曾孫などにして、定員は三百名とされた。太學への入學資格は、文武五品以上の官職にある者(及び之れに相當する爵位を有するもの)の子孫若しくは曾孫などにして、定員は五百名とされた。四門學への入學資格は、文武七品以上の官職にある者(及び之れに相當する爵位を有するもの)の子、及び庶民の子にして優秀なる者に限り、定員は一千三百名とした。なほ律書算學のことは後述する。次に各地方官廳(府・都督府州・州及び縣)に府學・州學・縣學を附設して、其々の地方の八品九品の官職にある者(及び之れに相當する爵位を有するもの)の子や庶民の子を、多きは八十名位から少きは二十名位採用することとした。さて國子學・太學・四門學及び府州縣學は、孰れも將來爲政者たる可き者の爲めに儒學その他の教養を授けると同時に、卒業生に明經進士兩科の受験資格を與へることを目的とした。けれども府州縣學の教師は概して鄙儒が多く、従つて茲を卒業しただけでは明經進士科に及第することは難しい。せいせい學校卒業者として官途に就く場合に若干の恩典を與へられるに過ぎなかつた。其處で開元二十一年にな

つて、府州縣學の生徒の中特に優秀な者は四門學に入學を許可することとした。然し都の三學の中でも最も立派な先生の集つてゐるのは國子學であり、次に太學、次に四門學の順であつて、國子學若しくは太學で修業しない限り試験に及第する見込が少なかつたから、四門學より太學へ、太學より國子學へと進學することを許可した。要するに中央地方に設けられた官學の數は多かつたけれども、明經進士科を受學しようとする者は國子學乃至太學で勉強する必要があつた反面では、國子學太學に入學するには難しい階級的身分的制限があり、其の資格のない者は下等な學校から次第に上等の學校へ入學する迂廻した道を取り、多年に互る修學と其れだけ餘計な費用を要した譯である。けれども此の程度の制限は當時の社會としては止むを得ない所であつて、我々は寧ろ學校制度と試験制度の併用によつて、門閥の上下有無に關せず實力あり努力した者に國家の要職大官に經上る道を開いた點に、大なる意義を認む可きである。終りに、京師に弘文館・崇文館の二館學があつた。孰れも唐初からではなくや、後になつて設立されたものである。而して弘文館は門下省に屬し、崇文館は東宮に屬して居り、皇親を始め極めて高い官職身分ある者及び天子親近の顯官の子孫だけを收容し、卒業の曉には普通より軽い試験を課して合格者を官員に任用することを目的とした謂はば特種の貴族學校であつた。然しかうした所へ入學する者は、概して頭がよくない連中であり不勉強でもあつたので、卒業生の官界に於ける勢望はずつと落ちた。又律學・書學・算學は八品以下九品以上の官職にある者(及び之れに相當する爵位を有するもの)の子、若しくは庶民の子にして、



將來其々の特定の道を以つて出仕せんとする者を入學せしめる所であり、定員は律學五十人、書算學各三十人宛であつて、律學の卒業生は明法科、書學は明書科、算學は明算科の受験資格だけが與へられた。

### 第三項 地方官制の大改革と官吏任用權の回收

既述の如く南北朝時代までは、地方官廳たる州郡縣の僚屬の選任權は州郡縣の長官に委ねられてゐた。但し誰を取つてもよかつたのではなく、九品以上の官は、成る可く其の地方の人にして家柄のよい者を中正の品狀を參考して選擇しなければならなかつた。従つて地方官廳の僚屬中の頭株には、其の地方の豪宗大家がすらりと並んでゐた譯で、一州一郡一縣の政治を行ふに當つて長官は彼等に依つて代表された地方人の意向を無視し得ぬ形となつてゐた。然るに隋が天下を一統した後は九品以上の官の任命を一切中央で行ふと共に、なる可く其の地方の出身者を採用しないで權限を中央に集める方針を取つたのであるが、隋が之れを斷行したに就いては、遡つて南北朝時代の狀況から説かねばならぬ。

南北朝時代までは州刺史は民政の長官として州廳の官と吏(今後官と云へば九品以上の官を指し吏と云へば其れ以下の吏を指すこととする)を有した外、將軍職を帯びて將軍府を開き、府に府官府吏を置いて居り、府官は府主たる刺史が本州他州の出身に拘りなく、己に都合よき人を家柄や閱歷を考慮して推薦すれば其れが殆ど通る状態にあつた。其等の

ことは第三章で述べた通りである。然るに長い間戰爭状態が繼續して刺史たる者の最大なる任務が軍事方面であつた所から、自然軍府の官の方が州内で幅をきかす様になつた。又軍府の事務の中、徵兵、動員、軍費の調達、食糧の運搬・徵發、武器の製造・保管、武官武吏の任免、軍法屯田などは州廳の其れと密接な關係にあるが、今も言ふ様に軍事の方が緊急であつた關係上、州廳の事務は軍府の都合でどうにでもなり州官の權限は府官によつて侵犯され勝となつて、南北朝の中頃以後には軍府の官が一州の兵民兩方面を左右する様になつた。其處で北朝の齊は、刺史に將軍職を帯びして軍府を開く制度を廢止すると同時に、改めて各州の等級(九等に分けてゐた)に應じて府の官吏若干と州の官吏若干とを置き、その中府官府吏を重視して本來の州廳の官吏は漸減する方針に出た。蓋しこの變革は、何時の間にか一州の兵民兩權を握つて來た軍府系統の官吏を以つて、將來唯一の州の官吏となさんとする準備工作であつたのであり、唯北齊は其れを一氣に斷行することの無理なるを知つて漸進的態度に出たのである。なほ北周でも似た方策が取られて居る。

降つて隋になると、愈々府の官吏を重くして州系統の官吏を減じたが、結局開皇十五年に至つて府官府吏を新に州廳の官吏として民政に専念させると共に(此の間隋が刺史より兵權を剽奪したことは後述する通りである)、本來の州廳の官吏の方は、下級の胥吏にして其の儘新なる州廳の胥吏に組み入れられたものがある外は、殆ど全く廢止して了つた。茲に於いてか魏晉以來久しく州刺史が二重の官吏を有した制度が廢止されると同時に、この變



革の結果、今後の州廳の官をして系統上前代の刺史の將軍府の官に屬するものたらしめた。例へば唐代の州廳の僚屬が長史、司馬、錄事參軍、司功・司倉・司兵・司法等參軍事、參軍事などを主なる構成員とした所以も其處にあるのであつて、地方官制の系統上から見ても重大な變革であつた。

一方北齊北周時代になると、刺史の府官の任用は——州系統の官は従前通り刺史の自辟を許してゐた——漸次中央が直接行ふ様になり、ついで隋代になると其れを一層徹底させて九品以上の官は一切中央で任命して刺史に委ねないことにしたが、先にも言つた様に、開皇十五年に至つて當時既に實權を喪失して影の薄くなつてゐた本來の州官を廢止して新に府官を以つて州官とした結果、今後は一州の九品以上の官の選任は總べて中央が行ふ様になり、刺史は單に下級の胥吏の任用權しか持たなくなつた。のみならず此の新たな州廳の官は、長官以下成る可く其の地方の出身者を任用せぬ方針を採り、以前見た様な一州の政治に對する地方の豪族大家の容喙の餘地を残さぬこととした。誠に敍上の改革は、隋が九品中正制度を廢止して試験制度を採用した事、及び後述する所の刺史から兵權を剝奪した事と共に記憶される可き事件にして、之れに依つて中央に權力が集中され、天子の命令がよりよく地方に徹底する様になつた許りでなく、今迄長い間中央派遣の長官と地方の大家有力者との協力政治の型態であつたものを打破し、地方に對する中央の意志を重からしめたものとして大きな意味があると言はねばならぬ。なほ唐が同様の政策を踏襲したことは言ふ迄もない。

以上は州に關してであるが、郡縣に就いても之れに劣らぬ大きな變化があつた。申す迄もなく郡縣の官は、郡縣の長官が其の地方出身者の中から家柄のよい者を選んで任用したことなど州の場合に同じである。然るに州刺史が將軍職を帯びて軍府を開く様になると、刺史は自己の都合から軍府の官をして管内の郡太守や縣令を兼任させることを好み、其の風が次第に多くなると郡縣の政治も亦軍府の官によつて左右されるに至つた。のみならず、南朝では州の數はそれ程多くはなかつたが、北朝の後魏では一百以上に達し北齊北周時代では兩朝合して三百近い數に上つたから、州は極めて狭少にして漢代の一郡の十分の一にも及ばなくなつた。然もこの狭い州がいくつかの郡に分たれて居り、更に郡の下に若干の縣が置かれてゐたのである。されば州郡縣の三級制度は殆ど意味をなさず、政府も人民も徒らに役人許り多くて經費と負擔の大なるに苦しんだ。其處で隋は受禪後間もない開皇三年に、一切郡を罷めて州をして直接縣を統轄せしめると共に、州縣の職分に明瞭な分野を設けて侵犯せしめない様にした。なほ隋に至つて縣の九品以上の官の任命權が全く中央へ回收され、かつ成る可く他地方の人を縣官に任用する様にした點など州の場合に同じである。

嗣つて後漢では太尉・司徒・司空を三公として宰相の地位にあらしめて、其れ其れ府を開いて府の官吏を置かした。而して府長史の如き高位の者は別であるが、それ以下の官吏の任用權は三公に委ねてゐた。魏晉南北朝時代でも三公及び其れに該當する大官(但し實權のないものが多かつた)には府を開かせて、府の官吏の任



用は事實上府主たる人の手に委ねてゐた。一方後漢末三國時代から方面の兵馬を擁せる大將の外、兵權を有せる刺史などに對しても將軍號を與へた事は前述の通りであるが、後には將軍號を文武の差別なく内外の官に與へる様になつた。蓋し元とは兵權ある者のみに授與したのであるけれども、何時しか官員の階級を示す位階的性質をも具備するに至つたのである。而して彼等の中、在京師の中央軍や中央官廳の長官級の者には、方面の大將や刺史に同じく將軍府を開いて府官府吏を置かしめ、かつ大抵の官吏まで府主たる人の選任に委ねた。又將軍號の外に開府儀同三司や儀同三司の稱號も設けられて、之れを與へられた者も府を開く様になつたから、場合によつては一身で二種の府を開く者も有り得た。

元來此等の府官の職任は府主たる人の職務を輔佐するにあつたが、府主たる人は成る可く自己に都合よい者や勢力ある家の子弟を府官に推薦して官界に於ける地盤を扶植せんとした。又人々も出来るだけ有力な人の府官たらん事を願つたのであつて、例へば南齊の頃江南第一の名門王儉の府官たることが出世の早道とされて、王儉の府を芙蓉池と呼んだと言はれるなど其れである。かうした状態であるから、府主たる人が他官に轉じても依然として從來の府官が府官である場合が多く、中には二十年以上も同じ人の府官となつてゐる實例もある位で、彼等は互に私的關係を結んで政界に於ける利益を計り合つたのである。然しかかる個人的關係が強まつて來ると、さうでなくてさへ門閥的勢力の爲め妨害されてゐた君主權は愈々益々自由なる發動を阻まれることとなり、特に南朝に於いて其の弊が甚しかつた。然るに

北朝の齊周時代になると、かかる大きな弊害のある府主府官制度を廢止せんとする氣運が生じ、先づ將軍號によつて府を開く制度を一切罷めたのであるが、ついで隋から唐になると、開府儀同三司・儀同三司等及び三師三公などに府官を置く制度も廢止してしまひ、今後は中央と地方とを問はず官廳本來の官吏以外にはさうした者を置かなくなつた。

#### 第四項 兵權の回收

南朝では州刺史の兵權が相當強く、中には勝手に強大なる兵力を養ふものがあり反亂も甚だ頻繁であつた。北朝では特別の地を除き、一般に州には大兵を置かなかつた上に州の數が多く従つて領域が狭少であつたから、刺史の兵權は概して微弱であり反亂を起す者も比較的に尠かつた。此の様に南北に於いて州刺史の兵權に強弱の差はあつたけれども、刺史に兵權を附與してゐた點は全く同じであつた。然るに獨り西魏では事情を異にしたのである。西魏の事實上の主權者たりし宇文泰は、大統十六年頃に有名な二十四軍の制度を作つた。則ち關中の諸州に凡九十六個の儀同府を設置して、儀同府の兵士は其れ其れの地方の土着民を徵兵制度で徵發し、交代を以つて儀同府の兵士となして地方警備に當らせる外、中央へも交代で番上せしめて天子の近衛軍兼帝都防衛軍を形成せしめ、一朝事ある場合には二儀同府を以



つて一團を作り、二團を以つて一軍を作り、全體で二十四軍を出し得る組織とした。なほ兵士の在役年限は三十數年に達したけれども、敍上の任務に就く場合の外は、在郷兵として各自の生業に従事せしめた。さて二十四軍の制度——府兵制度とも云ふ——が従前の各王朝の制度と違つた點は多々あるが、茲に最も注意すべきは、各州に設置した儀同府の長官は中央が直接その人を任命して中央直屬となし、州刺史には何等軍府の事を委ねないで（無論儀同府の外に州軍などは置かない）、長い間刺史の有した兵權を剝奪した點であらねばならぬ。尤も二十四軍則ち府兵制度は、當時は主として關中で行はれただけであり、其の他の地方では従前通り州軍を置いて州刺史に兵權を委ねてゐたのであるが、兎も角もかうした制度が國の主なる部分で實施されたことは特筆に値する事件である。

西魏の創めに府兵制度は其の後ち——此の間相當の變化はあつたが、根本的特長には變りなく——北周から隋へと受け繼がれた。然も隋は天下一統の後ち此の制度を廣く天下各地に施行して州軍を全廢し、總べての刺史から兵權を剝奪して了ひ、隋に代つた唐も亦其れに従つた。かくて隋唐の一統時代になると、地方の兵權は殆ど全く中央に回收されて、刺史は單に一州の民政の長官たるに止まつたのである。然し之れに就いてはなほ附記す可き事柄がある。

既述の如く魏晉以來、刺史にして使持節都督某州諸軍事などの稱號を受けて大なる權力を握つたものがあり、中には二州以上の都督諸軍事を兼ねるものもあつた。然るに北朝の後魏が東西魏に分裂した頃から、かかる稱號は内容の伴はない空職化し始めてゐる。中でも西魏北周では總ての刺史に對して此の稱號を加へて單なる飾り物と化せしめ、別に總管を置いて數州の兵權を委ねて總管は刺史の兼任と定めた。降つて隋は天下一統後に前述の如く府兵制度を全國的に實施したけれども、南北一統後日なほ淺い爲め、中央よりやや遠い地には引續き總管府を置いて地方の兵權を總統せしめた。但し總管には主として親王を任命して三十州四十州と云ふ大量の州を總管せしめ（その中の一州の刺史を兼任とする）、漸次地方の兵權を宗室の手に收める方針を取つた。蓋し將來治安が確立すれば總管府をも罷めて、一切の兵權を中央に回收せんとする前提であつたのであるが、果して煬帝の大業元年になると、總管府を全廢して總ゆる地方の兵權を中央に收めたから、今後は刺史にして兵馬の權を兼ね有する者は皆無となつた。ついで唐初には總管府を再び多數設置して刺史の兼任としたけれども——此の間に總管府を都督府と改稱せり——やがて天下を盡く平定し終ると總管府を大いに減じた。而して其の後ち都督府は三四十個位存置されたが、唐の政治力が地方に浸徹し治安が十分回復されて來ると、都督府の兵權は殆ど空名と化した。のみならず都督府を置いた州には別に州の官吏を置かず、都督府の官吏をして州事を行はしめ、其の官吏の顔觸れの如きも一般の州と大差ないものであつたから、都督府と言つても其の實は州廳に何等異らなかつたのである。

西魏に始まり隋唐に至つて成し遂げられた刺史の兵權剝奪の經緯は敍上の如くであるが、なほ豪族大



家の保有せる私兵家兵の成行に就いても一言しなければならぬ。後漢末三國時代から東晉初にかけて豪宗大家にして家兵私兵を所有して君權を妨害したものの多かつたことは既述の通りであるが、東晉から宋になると政局がやや安定した反面では、門閥制度が成立して高き門閥家が次第に武事を賤しみ風流の遊びのみを事とするに至つた爲め、私兵家兵は漸減する傾向にあつた。然るに南齊の中葉から梁陳時代に政局が再び混亂状態に陥ると、私兵家兵も復た盛んとなり、特に田舎の豪族大宗に其れが多く彼等は其れを以つて地方の治安維持に當り或は逆に治安の擾亂を計つた。一方北朝では後魏が着々と北支經營の實を擧げるに連れて私兵家兵は減少した。而して後魏末の大亂に際しては一時私兵家兵が極めて盛んとなつたが、東魏も西魏も強大なる中央軍を編成し、其の威力によつて私兵を彈壓し解散せしめたから間もなく衰へた。ついで隋が天下を一統すると、尙文の敕を發布して民間の私兵家兵の保有と武器の私藏とを嚴に禁じ、豪族大家の子弟に對しては學問に精進す可きを命じると共に、學校を振興し學才ある者の登用を約して着々其れを實行に移し、隋に代つた唐も同じ方針を取り一層徹底せんことを期した。思ふに隋唐が天下一統の大君主たる實力を背景として、尙文偃武策を堅持し、兼ねて官員登用に試験制度を採用して門閥の上下に拘らず學問ある者を厚遇する態度を明示した事は、當時として誠に巧妙なる政策であつたと言ふ可きで、自後民間の私兵家兵は殆ど其の跡を斷つに至つた。

顧みるに後漢帝國の崩壞以來君主權は痛く衰退したと言ふ可きであるが、唯北魏は特種の事情から江

南の諸王朝に比較して君權がやや強く、其れが東西魏・北齊・北周・隋代と一代毎に強化されて、遂に隋唐の一統時代に入つて、久しい間妨害され分散してゐた諸權力が再び天子に回收されて、茲に君主專制と中央集權的體制が整つて來たのである。而して中でも試験制度を採用したこと、地方長官の有せる僚屬(但し九品以上の官)の自辟權を中央に剝奪したこと、地方官には可成他地方出身者を任用して地方的勢力の容喙を防止したこと、地方官の有せる兵權を收奪したことなどは、隋唐が彼の偉大なりし兩漢帝國より一層中央集權的國家となつたことを示すものであらう。なほ隋唐は從來北朝でしか行はれなかつた均田法を廣く南北に互つて施行すると共に、州縣官及び郷村里坊の長を督促して附籍漏れの戸口を檢括し、大家豪族の下に蔭附せる民の摘發に努力し、更に賦稅制度を改革して比較的軽い制度を施行したのであるが、此等の政策は割合に成功して國家の支配し得る公民の數は次第に増加し、其れに伴つて財政的軍事的基礎も著しく強固となつた。試みに人口統計を見ると、北朝は後周の大象年間(北朝が北齊を併合せる後にして北周の極く末なり)に三百六十萬戸・九百萬人を數へ、南朝では此の頃僅に五十萬戸に過ぎなかつたが、其れから二十六年後の隋の煬帝の大業二年には、八百九十萬戸・四千六百萬人となつて非常な増加を見せた。思ふに北支の戸口も相當増加したであらうが、南支の戸口の檢括附籍されたものの最も多いことは疑ない所にして、此の一事に徴しても、隋が南北統一後如何に大きな壓力を江南に加へたか判るであらう。又唐初は隋末の戦亂の影響によつて統計上激減を見せたけれども、其の後次第に増加して天寶十四載には八百九十



一萬戸・五千二百九十萬人を數へ其の極盛を謳はれた。

### 第三節 官制と軍制

#### 第一項 中央官制

天子を輔佐して軍國の樞機に參與し大事の決定に預る者を宰相と定義するならば、秦漢時代の丞相や三公(太尉司徒司空)などは正に其れに當るものであらう。然るに後漢から三公の實權が尙書に移り、更に北朝の後魏になると、門下省の侍中が宰相の地位に据つて來た。又江南王朝では、門下省の侍中を表向きの宰相と言ふならば、中書省の官は内向きの宰相と言ふ可き状態にあつた。

隋では内史省(中書省に同じ)と門下省の長官を宰相と定め、若し必要の時には他官に參掌機事とか專掌朝政とかの名を與へて宰相の列に加へた。唐になると、後漢以來の制度を綜合して門下・中書・尙書の三省の長官を以つて宰相と定めた。然し尙書省の長官尙書令は武德時代に太宗が就任したことがある爲め、太宗即位以來この官を尊んでその人を任命しなくなり、第三代の高宗の龍朔年間に至つて廢止して了つた。

かう云ふ譯で、貞觀以後は門下省の長官侍中(二員あり)と中書省の長官中書令(二員あり)の外、尙書省の次官たりし左僕射・右僕射(各二員)の都合六人を以つて宰相と定めたのであるが、貞觀末になると、左右僕射は同中書門下平章事・參知機務・同中書門下三品などの名を加へた場合のみ宰相たる資格あるものとし、左右僕射は必ずしも宰相ではない事になつた。尤も當時は左右僕射たる人には洩れなく其の名を加へて宰相としたけれども、玄宗の開元時代以後には往々其れを加へられぬ者も生じ、やがてさうした例が多くなつた。なほ貞觀十七年頃から敍上の官以外に、同中書門下三品・平章事・參知機務・參議政事・平章軍國重事・同中書門下平章事などの名を加へて宰相に列することが始まつた。従つて唐の宰相制度を簡單に言へば、最初は三省の長官を宰相とし、後には侍中と中書令を宰相とした外、他官に同中書門下三品その他の名を與へて宰相の列に加へたと言つてよろしからう。而して他官に與へる名稱は其の時々によつて色々であつたが、次第に同中書門下三品と同中書門下平章事とが多くなり、後には殆ど専ら同中書門下平章事の名を加へるに至つた。

元と唐の宰相は門下省で議事するを常とし之れを政事堂と言つた。然るに高宗の永淳年間に、政事堂は中書省にある可きだとの中書令裴炎等の意見が採用されて門下より中書に移され、更に玄宗の開元十一年に張說の獻議によつて、政事堂を改めて中書門下と言ひ印も「中書門下之印」と改めた。而して中書門下には吏房・樞機房・兵房・戸房・刑禮房の五房を置いて衆務を掌つた。なほ宰相に任命された人



は、國初以來天子の親任厚き臣僚に限られて居り、決して門閥の絶倫なることを基準として宰相としたのではなく、此の點明瞭に君主專制であつた。

序に三師三公の事を附け加へて置かう。三師とは太師・太傅・太保(各一員)を言ひ、三公とは太尉・司徒・司空(各一員)を言ひ、三師は天子の訓導の官であり、三公は天子の論道の官にして、相共に君徳を内外に於いて玉成せしむ可き重大な職であつた。然し乍ら開元天寶以前に三師の官を拜した者はなく、稀に贈官とされたに過ぎず、三公は往々親王に授けたことがあり、異姓としては天寶十三載に楊國忠に司空を授けたことがあつたけれども、これ亦實権のない空名の官に止まつた。

次に隋唐時代中央官廳として重きをなしたものは中書・門下・尚書の三省であるが、茲では唐制に就いて述べよう。中書省には中書令(二員)を始めとし中書侍郎・中書舍人・右散騎常侍・右補闕・右拾遺・起居舍人・通事舍人等の官員及び若干の胥吏を置いてあつた。中書省の主なる職任は、天子の御親裁事項に關して天子の意志を表示す可き詔勅——これに冊書・制書・慰勞制書・發日敕・敕旨・論事勅書・勅牒などの別があつた——を起草しかつ副署するにあり、謂はば天子の秘書的役柄であつた。次に門下省には侍中(二員)を始めとし門下侍郎・給事中・左散騎常侍・諫議大夫・起居郎・左補闕・典儀・城門郎・符寶郎等の官員と若干の胥吏を置いてあつた。門下省の主なる職掌は、第一には、國事に關して天子の御裁可を仰ぐ爲め内外の百寮有司から奏上される奏抄、御史が百司の不法非違を糾彈せる奏彈、諸

軍より奏上せる軍功狀(之れを露)、政治上の疑議を有司に下して議せしめた奉答(之れを議)、及び國事一般に關する有司臣僚の上奏(表と狀の別あり)などを尚書省から受理して上聞上覽に達し、御裁可を仰ぐ可き事項に關しては其れを受け、然る後尚書省に下して實施に移さしめるにある。而して特に奏抄と露布とは(或る時は奏彈に對しても)、侍中と門下侍郎と給事中とが審査して、若し異議のある場合には却下する權限が與へられてゐた。第二に、中書省が起草した各種の詔勅は必ず門下省の侍中・門下侍郎・給事中が副署し、特に大事は覆奏して宣行す可きを請ふにあり、さうした手續を経て始めて詔勅が詔勅たる効力を發揮する仕組になつて居た。然も門下省は中書省の起草した詔勅に違失を見出した時には駁正し、施行に不便と認められた場合には詔勅を塗歸する權限を與へられてゐた。なほ天子の命令を傳達する使者が使者に相違ない事を立證す可き各種の符を支給すること、及び國家の大事を記録する事も門下省の責務であつた。

尚書省は尚書都省と六部とより成る。六部とは吏部・戸部・禮部・兵部・刑部・工部を云ひ、各部に尚書一員・侍郎一員以下多數の官吏を置いてゐた。而して吏部は更に吏部・司封・司勳・考功の四司に分たれ、天下の文官の選任、爵位・身位・勳位の授與及び文武官の成績考査のことなどに與つた。戸部は戸部・度支・金部・倉部の四司に分たれ、天下の戸口・田土・租稅・賦役の事や國用の出納運輸保管の事などに與つた。禮部は禮部・祠部・膳部・主客の四司に分たれ、天下に施行す可き禮制や國家的祭祀饗宴に與り、開元二十四年以後には吏部に代つて官員登用の試験制度の事をも管掌するに至つた。兵



部は兵部・職方・駕部・庫部の四司に分たれ、天下の武官の選任、兵簿・徵兵・動員・差遣・地圖・鎮戍・烽候・傳驛・廐牧・武器のことなど多く軍事關係の事を掌した。刑部は刑部・都官・比部・司門の四司に分たれ、刑法・奴隸・門禁・關所の事や未納懸缺の税賦の督促などを掌した。工部は工部・屯田・虞部・水部の四司に分たれ、國家的土木營繕や、屯田・山澤・苑圃・漁獵・薪炭・芻藁・大河川・大運河の事に與つた。要するに、六部は主として既に決定せる法令や詔勅の命する所に從つて、國家統治の實際を掌する事務官廳であつたと言つてよい。而して此の六部を總統するものが尙書都省にして、長官を尙書令と云ひ次官を左僕射右僕射と云ひ、以下左右丞・左右郎中・左右司員外郎・都事・主事などの官員及び若干の胥吏を置いてゐた。尙書都省は六部を統轄する外、門下省を経て下附される詔勅及び御裁可を受けた各種の書類をば其々の關係官廳に傳達すると共に、中央地方の諸官廳から上奏される書類その他を門下省へ中繼ぎする事を任務としてゐた。

中央には三省の外になほ多くの官廳が置かれてゐた。先づ太常・光祿・衛尉・宗正・太僕・大理・鴻臚・司農・太府の九寺がある。太常寺は禮樂・郊廟・社稷・山陵・卜占・醫藥など主に祭祀禮樂の實際を掌り、光祿寺は主として國家的饗宴の實際を掌り、衛尉寺は京師及び洛陽の武器庫を管して其の出入を掌し、宗正寺は皇族の屬籍を掌し兼ねて道教の事に與り、太僕寺は廐牧車輿の政令と天子の乘輿や國有の牧場の事などを管し、大理寺は刑獄の事を管し、鴻臚寺は諸外國の使臣賓客の接待と國家の凶禮や

佛教佛寺の事を掌し、司農寺は在京の諸官への祿稟の支給、田租等の運輸納入、國有の大倉・大苑・農圃及び溫泉のことなどを掌し、大府寺は各地より上供される貢賦の受納と保管、百官への俸秩の支給及び京師洛陽の市場などの事を掌した。又國子監なるものがあつて邦國の學校行政及び在京の官學の事を管掌し、少府監があつて天子の服御や百官の儀制の製造と工匠の事を管掌し、將作監があつて邦國の營繕土木のことを管掌し、都水監があつて邦國の河川沼澤津梁渠堰のことを管掌してゐた。又特別な官廳としては御史臺があつた。御史臺の制度は國初以來再々變革を見たが、大體を言へば御史大夫(一員)、御史中丞(二員)、侍御史(若干)、殿中侍御史(若干)、監察侍御史(若干)などの官及び若干の胥吏を置き、内外の諸官廳の刺察と百官の不法の糾彈、朝會行幸饗宴等の場合の非違の摘發、京城内外の巡察、出動部隊の奏上せる軍功狀の事實審査、囚徒の視察と冤罪者の推覆など甚だ廣汎なる任務を有し、謂はば天子の目付役であつた。中央には此の外に秘書監があり、殿中省以下の宮内關係の官廳があり、東宮官があつたけれども、今は一々述べない。

さて敍上の中央官制を概観すると、秦漢時代榮えた官制と其の後必要に應じて發達した官制とを並び存してゐることが判る。例へば九寺と門下・中書・尙書の三省とを併置してゐるが如きは其の著しい例にして、其れだけ官制が繁雜で各官廳間の職分の重複したものが尠くない。又儒教の理想とせる官制の影響も見出され、三師三公の如き形式的な官職を存置したり、尙書省に六部を置き各部を四司に分けて



都合二十四司にしたことなど其れであるし、一體に實用の外に形式を整へんとした傾を免れない。

繙つて三省特に門下省の権限に就いて再言して置き度い。この時代では天下の文官文吏の中、流内九品以上の謂はば高等官以上は内外を問はず一切天子が任命権を有してゐた。然し乍ら九品以上の文官數は極めて數が多く、事實上天子及び其れを輔佐する宰相だけでは選任することが困難であつた。其處で六品以下九品以上の文官は、尙書省の吏部をして其の人を撰擇して某官に擬せしめ(之れを擬官と云ふ)、然る後尙書省を経て門下省に申達せしめ、門下省では給事中が讀み門下侍郎が省し侍中が審して、異議がなければ連署の上天子に上奏して御裁可を受け、御裁可を得れば尙書省に下附して施行させると云ふ具合になつて居た。則ち吏部に相當大きな権限を委ねてゐたのであるが、吏部の擬官に異議があり不適當と認められた場合には、門下省が其れを却下する権限を有したことに注意しなければならぬ。次に五品以上の文官になると、吏部は事務的關係を持つに過ぎず、擬官の權は宰相にあつた。而して宰相が擬官して天子の御内許を得れば、中書省が任命の詔勅を作成し、之れに中書令・中書侍郎・中書舍人が連署して門下省に廻附する、門下省では侍中・門下侍郎・給事中が審査して異存がなければ連署して施行を奏請し、茲に始めて天子の御畫を賜つて本決りとなるのであつた。但し門下省が審査して異議のある場合には詔勅の案文を塗歸する権限があつた。以上は文官任用の場合であるが、其の他の一般國事に關して詔勅を出したり御裁可を仰いだりする場合も大體之れに同じであつて、門下省は天子の意志の發動と、百寮有

司の奏請上聞の場合の一大關門をなして居り、門下省を通過せぬ事には實行に移されぬ組織となつてゐたと言へる。

この門下省の有せる特種の権限に就いては、唐の政治形態は君主專制ではなく、南北朝時代に同じく天子と門閥貴族との合議による貴族政治であり、其れが官制に反映して門下省が天子の意志に對する賛否の表示權を有したのであつて、謂はば門下省は貴族の意志の代表機關であつたと云ふ説がある。さて門下省が斯の如き権限を附與された由來は、正しく前代に於いて貴族が政權を壟斷して著しく君權を壓迫した事實の中に求む可きである。然し乍ら前代と雖も、門下省がさうした権限を事實上振り廻して君主權の自由なる發動を阻害してゐたのは、主として東晉南朝のことであつて、似た様な制度を取つてゐた北朝では其れ程甚しくはなかつた。況んや隋唐時代になつては形式の上でこそさうした點を残してゐても、事實は寧ろ詔勅の發布と諸有司の奏請を上聞に達するに際して、慎重の上にも慎重を期し萬一の缺を補はんとする程度に止まつたと見做す可きで、門下省が天子に對する貴族の意志の代表機關であつたとか、天子と貴族との合議政治であつたと云ふ様な事は毛頭ないのである。なほ東晉南朝では尙書省の尙書令・左右僕射・吏部尙書あたりに門閥貴族がずらりと並んでゐて、官員の任用に對して、天子の破格なる任用を許さなかつたことは前に述べた所であるが、隋唐では最早さうした事はなかつた。



## 第二項 地方官制

隋が開皇三年に郡を罷めて州をして直接縣を統べしめてからは州縣の二級制となり、唐も亦之れに従つた。なほ此の間隋の煬帝の時に州を郡と改名したことがあるが、唐になつて再び州と改めた(これは名稱の變化にすぎない)。唐の州の數は三百二十から三百六十位の間を上下してゐたが、開元元年に首都の所在地たる雍州を京兆府と改め、東都洛陽の所在地として重きをなしてゐた洛州を河南府と改めた外、開元十一年に唐室崛起の縁りの地でありかつは北方の重鎮であつた并州を太原府と改稱したから、州の中に特に府と呼ばれるものを生じた。又既述の如く唐初多數設置した都督府は後ち四十位に減少した許りでなく、兵馬の權も殆ど空名化した。のみならず都督府を置けば、都督府をして一州の民政を掌らしめて別に州廳を置かず、府の官吏の顔觸れも一般の州廳の其れと大差がなかつた。従つて都督府と言つても實質は州廳と何等變りなかつたのであつて州廳の一種と見て差支へない。

さて州廳則ち府・都督府・州は、直接天子の委任を受けて一州内の民政を總へ管内の諸縣を統轄するにある。従つて其の職掌は極めて廣汎にして、中央の命令の傳達、管内の政情の上奏、官吏の監督、下級胥吏の任免賞罰、司法行刑、學校行政などを始めとして、中央及び地方の財源となる可き租稅の徵收

運輸・保管、佛寺道觀の監督、戶口・田土・河川・山澤・烽候・驛傳、捕盜、管内の土木事業・祭祀及び風俗の視察など數へ挙げれば際限がない位である。つまり軍事を除く百般の事を管掌してゐた譯であるが、其處には矢張り權能に限界があつた。例へば次の如くである。

州廳及び管内の縣廳に置かれた多數の官吏の中、九品以上の謂はば高等官以上の任用は極めて僅かの例外あるを除き、總べて直接中央から任命したのであつて、州の長官には何等權能はなく、州の長官は州廳及び管内の縣廳の九品より以下の胥吏連の任用權を持つのみであつた。又唐制では毎年中央地方の官吏の成績考査を行つて(之れを考課と云ふ)賞罰を加へ任免黜陟の參考とした。而して此の際、地方官廳では州の長官が州廳の九品以上の官、並に管内の縣廳の長官以下九品以上の官の成績書を作成して、朝集使(これは後述する)をして尙書省に申達する責任と權限を有したけれども、賞罰黜陟の權は中央に在つて刺史には與へられてゐなかつた。州の長官が賞罰黜陟まで行ひ得るのは、彼の手で任用された州廳及び縣廳の胥吏連に止まつた。又唐の刑罰は答・杖・徒・流・死(之れを更に數等に分つ)の五種に分たれてゐたが、犯罪が起つた場合には先づ犯罪の起つた縣で裁判を行ひ、笞杖の如き軽い罪は縣の審判だけで決定し、徒・流・死の如き重罪は縣が一審した上州廳が再審し、その中徒罪だけを州の覆審で決定とした。而して流罪は州から更に尙書省の刑部に上申せしめて茲で審議し、特に死刑は慎重を期して宰相の審議に附さる可きものとした。則ち州縣は笞杖徒までの罪を決定する權能があつた譯であるが、唯京兆府などでは徒罪も亦刑部に上申



す可きものとされてゐた。

州は下級官廳として縣を持つた外、管轄す可き特種の官廳を有した。例へば鎮・戍・嶽・瀆・關及び京兆河南府以外に存在した津(兩府界内ものは都水監の直轄とした)などが其れである。鎮戍と言ふのは主として邊境に設けられた警備所にして、鎮に鎮將、戍に戍主以下の官吏を置いて、各地の折衝府から交代で派遣されて來る兵士(之れを防人と云ふ)を統率せしめた。嶽とは天下の名山を祭り、瀆とは大川を祭る爲め設けられた官廳にして、嶽令瀆令以下の官吏を置いてあり、關とは軍事上・交通上の重要地點に設けた關所にして、關令以下の官吏を置いてあり、津とは重要な橋梁若しくは渡船場の謂にして津令以下の官吏を置いてあり、關や津の中には若干の兵士を配備した所もあつた。而して此等の諸官廳の官吏の中、九品以上の官は勿論中央で直接任命したけれども、胥吏連の任用權は州の長官が持つて居り、又九品以上の官の成績の上申も州の長官の行ふ可きものとされた。又唐は國內に多くの鑄錢所を設け最初は總べて京師の少府監の直轄としてゐたが、何時の頃よりか諸州の鑄錢所の官は所在地の州の長官乃至は州縣官の兼任となし、開元十六年から天寶六載まで太原府に置かれてゐた北都軍器監も、太原府の長官の兼任とされたことがある。次に特別の個所を除き、州廳は毎朝集使を中央に派遣しなければならなかつた。朝集使には州の長官及び別駕・長史・司馬の如き上佐が交代で當り、毎年十月二十五日まで京師に上り翌年正月すぎに任地に戻るこゝとなつてゐた。而して在京中の朝集使の任務は、管内の政情の奉告と民政に關する商議

を行ひ、吏部の考堂で行はれる州内の九品以上の官の成績査定に立合ひ、正月元日には天子に奉つる管内の貢物を上覽に供することなどであつた。

### 第三項 軍 制

隋が西魏の二十四軍に系統を引く府兵制度を全国的に實施した事は既述の通りであるが、茲では隋制を踏襲して更に一層完備した唐制に就いて述べて置かう。先づ中央京師に左右衛以下の諸衛府を設置して天子の近衛軍兼帝都防衛軍とし、諸衛府には大將軍・將軍以下を置いて統率に任じた。次に地方に凡五六百に上る折衝府を設置し、折衝都尉以下を置いて管内の兵士の徵發・動員・差遣・訓練等々の事を掌らしめた。但し折衝府は各州に萬遍なく設けたのではなく、長安及び洛陽を含む國の中央部及び外敵の侵寇し易い北部・北西部に重點を置き、其の他の地にはほんの僅かしか設置せず、中には全然折衝府の置かれなかつた州もある。なほ折衝府は全部中央の諸衛府に分屬してゐた。次に主として國境方面の重要地點に鎮及び戍を多數設置して、鎮將・戍主等の指揮の下に警備に當らしめた。而して鎮戍は所在地の州廳の管轄下に入つてゐた。

諸衛府・折衝府・鎮戍の中、最も根本的なものは折衝府にして、折衝府は管内の土着の良民を徵發し



て自己の府の兵士とした。之れを府兵と云ひ、折衝府毎に定員があつて總數六十萬位に達した。而して府兵の在役年限は三十餘年の久しきに互つたが、其の間の任務は(1)交代で折衝府の兵士となること、(2)交代で中央に番上して諸衛府の兵士則ち衛士となること、(3)三年間(但し一回だ)鎮若しくは戍の兵士則ち防人となること、(4)毎年一回農隙に折衝府で戰技訓練則ち都試を受けることなどが主なるものにして、其の他の場合は在郷兵として生業に従事し一朝事ある場合の召集を待つのであつた。なほ府兵の使用す可き武器戎衣等は府兵側の負擔とされ馬匹食糧の一部も負擔せしめられて居り、其の代り賦役は一切免除された。

府兵制度の持つ特長は多いが、第一には折衝府を中央の諸衛府に直轄せしめて、州刺史には都試・動員・徵兵・差遣などの場合の監視的任務の外は何等の權限も與へず、之れに依つて地方の兵權を中央に集めたことである。なほ鎮戍の管轄は所在地の州刺史に歸したけれども、刺史は鎮戍の胥吏の任免黜陟と官員の考課及び一般的監察を任務とし、鎮戍の兵馬に對する軍事的指揮命令權は有してゐなかつた。第二には諸衛府・折衝府・鎮戍の兵士を一體不二となし、かつ兵士を常に交代せしめて常屯の兵たらしめなかつた點にして、之れに依つて中央と地方と邊境とを問はず將領が兵士を私して反亂や不軌を計る機會を少からしめた。なほ諸衛府が折衝府を分統すると言つても、兵士の徵發動員には難しい手續と認勅を要した事は言ふ迄もない。

以上は唐初より玄宗時代までの官制軍制の梗概であるが、實は此の間既に相當の變化を生じてゐたのである。既述の如く唐は州の長官に兵權を與へぬ方針を取つた。尤も軍事關係の任務は若干あつたが、其等は總べて間接的なもので直接兵馬を統率することはなかつた。然るに後述する様に府兵制度が崩壊し始めると、刺史の中には州内に置かれた軍隊の統帥を兼ね行ふものが生じ、更に安祿山の大亂後になると、殆ど總べての刺史が兵權を握る様になつた。

翻つて前漢の武帝が郡縣の刺史の爲め派遣した州刺史は、後ち次第に地方官廳化して了つた。然し當時は未だ州の數が少く管轄區域も廣大であつたから地方を締め括るには適當であつた。降つて南北朝時代になると州が著しく増設され、隋の文帝が郡を罷めて州縣の二級制とした頃には其の數は三百にも達した。従つて州の管轄地域は極めて狭くなり、中には漢代の一部の十分の一にも及ばぬものもあつて最早州は地方の元締めたる資格を喪失して了つた。其處で隋の煬帝は大業三年に司隸臺と云ふものを新設して別駕二人・刺史十四人を置き、別駕をして京畿(帝都方面)と東畿(洛陽方面)を分擔せしめ、十四人の刺史をして自餘の諸郡を分擔せしめて、各々六條の詔勅を奉じて刺史の任に當らしめた。之れ則ち前漢時代の刺史制度に倣ふと共に地方に締め括りを付けたものである。因みに、煬帝は司隸臺を新設すると同時に、州を郡と改稱し州刺史を郡太守と更めた。降つて唐になると郡を元通り州と改稱して、司隸臺



の制度は採用しなかつた。然し屢々地方に使者を派遣して風俗を觀省し、政刑の苛弊を刺察し、民の疾苦する所を問はしめ、時には官員の黜陟も行はしめた。又光宅元年（六八四）には中央の御史臺を左右に分けて、右臺より御史を派遣して州縣の監督と風俗の省察に任じ、ついで間もなく左右兩臺より毎年春秋二回に十六人の御史を出して（各臺より八人宛）春を風俗使と呼び秋を廉察使と呼んで、四十八條を以つて刺察に任ずることとした。然し此の制度は久しからずして衰へ、景雲二年（七一）には都督府をして州縣を分刺する制度を立案したこともあつたが、殆ど實施せぬ中に止めて了ひ、同年新に十道按察使の設置を見るに至つた。これは唐が各道（道のことは後述する）に一人宛の刺察官を置いた最初とも云ふ可きものにして按察使には多く御史及び州の長官を選んで當てた。十道按察使は其の後ち置廢常なく、時には以前の様に右臺をして専ら刺察せしめたこともあるが、玄宗の開元二十二年に天下を十五道に分けて各道に新に採訪處置使を設けてよりこれが定制となつた。採訪使は一道中の重要な州に駐劄するのであつて、多くの場合駐劄地の州の長官が採訪使を兼ね、特に京畿道のみは御史臺の御史中丞の兼任と定められた。又採訪使は判官二員・支使二員・推官一員の僚屬を持ち其の任用も採訪使自身が選擇して奏聞すればよい事になつてゐた。而して其の職任は杜佑の通典に「檢察非法」とある通り、一道の刺察にあつたことは申す迄もない。然し乍ら採訪使は多く駐劄地の州の長官の兼任であつたから、兎角一道の民政の實際に干渉し或は關與せしめられ勝ちで、設置後次第に刺察官の外に地方官廳たる色彩を帯びつつあつたが、

安祿山の亂の突發した後ち觀察使と改名された頃になると、其れが愈々明瞭化した許りでなく、別に一道の兵權をも兼ね有するに至り、痛く唐の中央集權的政策に反するものとなるのである。

因みに、唐初の地方劃區は州と縣があるのみであつたが、貞觀初になつて山川の形便に従つて天下を關内・河南・河東・河北・山南・隴右・淮南・江南・劍南・嶺南の十道に分け、茲に始めて道なる地方區劃が設けられた。而して道の數は其の後ち若干の變化を見、玄宗の開元二十年に至つて京畿・都畿・關内・河南・河東・河北・隴右・山南東・山南西・劍南・淮南・江南東・江南西・黔中・嶺南の十五道に區分されてよりこれが定制となつた。なほ安祿山の亂後から晚唐にかけて所謂藩鎮の橫暴時代に入ると、十五道の制度も亦多くの變化を受けた。

唐は最初邊境防備の爲め緣邊の諸州に鎮戍を列置して、鎮戍には折衝府の兵士を交代で派遣する制度を取つてゐた。然し太宗高宗時代に著しく領域が四方の異族の地に延びて來ると、鎮戍だけでは警備が不足となつた。其處で新領域に駐屯軍——之れを軍鎮と云ふ——と都護府とを設けて、都護府をして駐屯軍の統率と外蕃の控制に任ずることとなつた。この軍鎮は後ち益々増設されて、開元時代には總數五六十・兵力五六十萬を數へた許りでなく邊境側近の州内にも設けられるに至つた。斯の様に軍鎮の數が激増して來ると、最早今迄の都護府では指揮が取れないので、更に節度使と云ふ威重の武官を置いて軍鎮を分割して統率せしめる事とした。なほ此等の軍鎮の兵士は特種の養兵にして漢人の外に蕃兵も多數



混つてゐた。一方府兵制度は色々の事情から則天武后の臨朝時代より崩れ始め、開元十一年頃になると全く崩壊して代りに團結兵と北軍とが出現した。團結兵と云ふのは地方警備のため置かれた農民兵にして、所在地の州の長官や上佐が統率に當つたもので、開元天寶時代には未だ其の数は多くなかつたけれども、安祿山の亂後になると全國的に置かれて來た。又北軍と云ふのは元と天子の親兵として置かれてゐた若干の特種部隊に起源を有するもので、府兵制度の崩壊につれて次第に擴充されて、開元末天寶時代には左右羽林軍・左右龍武軍の四軍となり、天子の近衛兼帝都防衛の大任に當ることとなつた。なほ此の北軍は特種の養兵であつた。以上説くが如く開元天寶時代になると府兵制度は崩れ去つて、中央には北軍、地方には若干の團結兵が置かれ、邊境には多數の軍鎮と節度使が置かれる様になつた。然し北軍と團結兵の兵力は極めて微々たるものであつたに對して、邊境軍は五六十萬に達した許りでなく、中には一身にして數節度使を兼ね旗下に十萬以上の兵力を擁するものもあつた。従つて若し彼等にして不軌を計るものがあれば容易ならぬ事態を惹起す可き形勢にあつたが、果して天寶十四年に三節度使を兼ねた胡人安祿山が反旗を翻すと、忽ち洛陽及び帝都長安城が賊手に陥ちて唐室の運命は風前の灯となつた許りでなく、安祿山の横死後は史思明が引續き反亂して國內は大混亂を續けた。安史の大亂は幸ひ數年後に鎮定されたけれども、これが元で國の内部にも節度使が多數設置され、彼等は廣大なる地域の兵馬の權を握つた外、更に觀察使を兼ねて民政の權を掌握し、其の強力なるものは中央の命令に服さず

して殆ど獨立國の觀を呈し、開元天寶以前の中央集權的體制は俄に地方分權の狀況に變じて來るのである。なほ節度使を置かぬ地方には觀察使が居たのであるが、彼等も亦民政の外に兵權を握つたから一層地方分權的傾向を強めた。

終りに中央官廳では開元以來中書省の權限が漸く他官に移りつつあり、特に中書省の詔勅起草の職任は天子側近の私人たる翰林學士(學術詞才ある士にして宮中に置かれて天子の私的な御用や御下問に備へられたものである)の手に移行し始め、やがて安祿山の亂後になると詔勅の起草は殆ど翰林學士に歸したと言つてよい。又門下省の有せる諸機能も次第に形式化し空名化して、存在の意義を喪失する一方であつた。又開元頃から鑄錢使・出納使・祠部使・館驛使・木炭使・閑廐使・判度支・轉運都使などの天子直屬の專使が置かれ始めて、尙書省や九寺などの權限を侵しかけて來たが、安祿山の亂後地方分權的傾向となるにつれて、對抗上益々強力な天子直屬の專使を置くに至つたから一層其れが甚しくなり、中でも財政權の如きは諸道鹽鐵轉運使と判度支と判戶部の三者の握る所となつて、尙書省や九寺には殆ど其の實權がなくなるまでに至つた。



## 第六章 宋 代

### 第一節 中央集權政治の確立

宋の太祖趙匡胤は歸德節度使檢校太尉殿前都點檢より起つて帝位に即き、こゝに宋の世が肇まつた（九六〇）。五代の亂離を收拾して一統の天下を建て、社稷千年の計をなさんが爲には、前代以來の武斷政治の弊を矯めて武人の專權跋扈を抑へ、地方分裂の勢を制して朝廷の下に大權を統一し、強力なる君主權を以て萬機を總攬しなければならぬ。かゝる國家の大業は太祖に創められ、次代の太宗に至つて完成された。

武人の政治組織網を打破して、之に代ふるに文治組織を以てすることがまづ必要であつた。宋の建國三年の建隆三年（九六一）には、從來地方の警察司法徵稅等を掌つて武斷政治の基盤をなして居た鎮將の權を削る爲に新に文官を以て縣尉に任じ、縣の警察司法事務を管掌せしめた。一方鎮を漸次省罷して



鎮將を廢し、商業の盛な所にのみ鎮を残存せしめ、之を治める爲に監鎮官を置いた。乾徳元年には州に通判(文臣)を置き、從來州を領して地方に勢力を張つて居た防禦使・團練使・刺史等の武人の權力を掣肘し、之を監せしめた。乾徳三年(九六五)には諸節度使を京師に召して賜邸に留め、その管轄たりし州郡には、別に文臣を中央朝廷より派遣して州の兵民の政治を掌らしめた。之が權知軍州事である。而して節度使・防禦使・團練使等の死去又は致仕によつて缺員の生じた場合には、文臣を後任として派遣した。縣令は從來も文官であつたが、武人政治組織の内に介在して全く無力であり、無能者が多かつたので、次第に中央の官を派して知縣事に任じ、縣の長官を有力ならしめた。

かくの如き工作によつて武人政治の地方分裂の勢は漸く匡され、又文治組織による中央集權が確立されて行つた、之を完成したのが、太平興國二年(九七七)の節度使所領の支郡返上であつた。此時に至る迄、節度使は尙相當數残存し、何れも支郡を領して居たが、之を朝廷に返還せしめ、天下の州をして朝廷に直屬せしめることとなつて、節度使は道を領せず、單に一州の長官たるに過ぎぬこととなり、且つその人が缺くれば後任を置かなかつたから、永く武斷の勢力を地方に振ひ來つた節度使も遂に全く消滅するに至つた。節度使・防禦使・團練使・刺史は單に武官の階級を示す稱號として残存し、或は府州の等級を示す名稱となつて保存されるのみとなつた。節度使が數州より成る道の統治權を奉還して後、天下は路に分たれ、路には轉運使を派遣して一路の行政長官たらしめることとした。

唐代中期以後、地方の財賦は上供・留使・留州に分たれたが、藩鎮跋扈以來、京師に送られる上供の額は少く、地方に留置される留使・留州の額は頗る多く、藩鎮之を私用して自らの權勢伸張の基礎として居たのである。宋に於いては是等すべてを中央會計に移管し、府州の財賦は知州通判をして、路の財賦は轉運使をして管理せしめた。尙東南諸路は米穀の主産地であつて、之を京師に運漕することは重大なる國務であつたから、發運使を置いて管下諸路の米穀買上や、京師への漕運を主らしめた。地方に置かれた是等の發運使・轉運使を中央に統べるのが三司であつて、その權限を大ならしめ、財務行政の統一を實現せしめんとしたのである。

かくの如くして、民政・財政上の中央統一を計る一方、兵制に於いても禁軍の力を強く、地方の兵を弱くして強幹弱枝の策を採り、又樞密院をして兵政の全權を總べしめて、握兵の權と發兵の權とを分離したから、武力・財力を背景とする五代の分裂的・武斷政治の要素は全く失はれるに至つた。而して宋の地方官は路・府・州以下幕職州縣官に至る迄、中央の任命によるを原則とし、監當官にさへ中央の吏部の任命に係るものがあつた。是等多數の官吏を供給する爲に、科擧によつて多數の文官を採用し、天子自ら試験官となつて行ふ殿試を加へ行つて、進士は天子の門生たることとした。而して是等進士出身者をして官僚組織の最も主要なる部分を形成せしめ、官僚に對する天子の統制力を強くした。又官僚の權力の過大になるのを防止する爲にも周到な用意があつた。中書・樞密をして文武の最高權を二分せし



め、且つ是等は獨員に任せず二人或は三人とし、或は副貳を設けその權を重くして長官を牽制せしめたるが如きそれであり、或は路の長官たる轉運使の權を安撫・提刑・提舉等の諸使に分割し、且つ互に監察せしめたるが如きそれである。又通判の如きも知州の下に置かれたとは云へ、單なる次官に非ず、屬僚にも非ず、相並んで州の長官なりとも云ひ得べきもので、知州の專權は爲に控制されるのであつた。

宋の中央集權の體制は太宗時代に完成された。降つて眞宗の世を経て仁宗の世に至り、宋は未曾有の國難に際會した。それは黨項族（西藏種に屬す）の國家たる西夏が英主李元昊の統率の下に、宋の西北邊境に侵入したことに依る。之に乗じて國初以來の宿敵遼も南下の機を窺つたのである。宋は舉國防禦に狂奔し、辛くも外交工作によつて難局を切抜けた。併しその條件は莫大なる歲幣・歲賜を約束する頗る屈服的・退讓的なものであつた。而してそれが宋の財政にとつて重要な負擔となつたことは否み難いが、最も痛切な失費は軍費であつた。和平成ると雖も、國境には百萬の大軍を集中して、外敵の侵入に備へなければならなかつたからである。されば仁宗の後、英宗を経て氣鋭の神宗が即位するや、王安石を登用して富國強兵の策を強行し、財政難を克服して、宿敵に矢を酬いんとした。安石は頗る經綸に富み、不屈の氣魄と旺盛なる自信とを有する。新に均輸・青苗・市易・募役・保甲・保馬等の諸法を實施した。所謂新法である。その精神は頗る進歩的であり、時弊を匡救して民生を厚くし、且つ天下の財富を朝廷に集中することを謀り、強力なる中央集權的體制の下に君主權を強くし、以て屈辱外交を一洗

して、國威を外に揚げんとした。宋初以來混雜して體統を失ひ、名實相伴はざる官制も、元豐三年（一〇八〇）に至つて大改革が加へられ、以て恒久の制を樹立せんとの意氣込みであつた。新法の實施は保守的政治家との激烈なる抗爭の端を惹起し、法の效果揚らざる内に、神宗崩じて哲宗即位し、祖母宣仁太后が政を攝するや、司馬光が宰相となつて、舊法派の天下となり、新法は殆ど潰滅した。新法派の手によつて行はれた元豐新官制も罷められて舊に復するものが多かつた。太后歿して哲宗の親政となり、新法派が復興し（紹聖元年一〇九四）、哲宗崩じて徽宗が嗣ぐと、初め向太后攝政の間は舊法が行はれ、徽宗の親政となると、新法がまた行はれた。この間、官制にも反復變更があつたが、徽宗の世は姦臣の跋扈と天子の奢侈による國帑の消盡と國民の困苦の裡に、遂に代つた強敵金の南侵に會ひ、次の欽宗の世に北宋は遂に滅んだ（一一二六）。

北宋滅んで南宋は江南に復興した。その間干戈頻に動いて宋金の交戦が續き、中央政府の統一力頗る失はれて、その威令は地方に徹底せぬ。張俊・岳飛・韓世忠・劉光世・吳玠等の武將は各々私兵化せる手兵を率ゐて金軍の防禦に努めた。されば是等武將の權力は甚だ増長して、動もすれば地方分裂の勢があり、北宋の統一的政治機構は一旦破綻を來したのであつた。朝廷は極力之が統制に意を用ひた。秦檜と岳飛との争の如き、文人派と武將派の争の一端とも見らるべく、それは結局文人派の勝利に終つたのであつたが、南宋朝廷の統一力は北宋のそれには遂に及ばぬ概があつた。天下の財利の如きも、中央財務



機關たる戸部の與知するのは兩浙・福建の二路のみで、他は四總領所が夫々權限を振ひ、財政の中央統一は容易に望み得ざる状態であつた。南宋と金國との間には紹興十一年(一一四一)以後概ね平和が維持され、寧宗の開禧の頃(一二〇六)韓侂胄主唱の下に金を伐つて失敗したことはあるが、主として江南の天地に安んじ、力を地方開發に用ひたのであつた。理宗の世(一二二五—六四)に至つて新銳蒙古軍の南侵を蒙り、一二七九年宋帝昺が南陔崖山の海に消えて國祚を失ふに至る迄、百五十三年の間、故都汴京と江北の地を追懐しつゝ、江南半壁の偏安に終始したのであつた。

## 第二節 宋代官制の概観

### (一) 元豐以前の官制

時世の進運は政治組織の固定を許さぬ。新らしい時代は新らしい官制を要求する。唐末より五代に互る分裂紛亂の裡より誕生した宋の社會は頗る近代性格を備へた社會であり、その國家は鞏固なる中央集權の上に築かれた獨裁君主的國家であつた。併し支那の保守的一面は此處にも充分にあらはれて、既

に完成せる體制の舊殻は形骸を存して容易に壊滅しなかつた。唐に於いて整備された三省六曹二十四司將又省臺寺監の形制は依然として官制の體系としては存続した。而も舊官は多く管掌すべき職を失ひ、前代以來國家の實務に應じ、社會の要求に應へて發生せる新らしき官が實職を奪うて之を行つた。而して國初太祖太宗が前代の藩鎮跋扈の弊に鑑み、地方的割據勢力を打破すべく、尙書郎曹や寺監等、在京の文臣を地方に派遣し、監司・知府州・通判・知縣等に任じて行政に携らしめたので、在京の官應は著しく手薄となつた。かゝる状態は愈々舊官制をして有名無實のものとしたであらう。是に於いて舊官は單に官吏の階級を表示する階官となり、祿秩・叙位を寓するに過ぎぬものとなつて、官と職とは殆ど分離した。例へば吏部尙書同中書門下平章事と云ふ場合、吏部尙書は階官であり、同中書門下平章事は職であつて宰相の事を行ふ。かゝる如き例は選人(即ち京官以下)に至るも同様であつて、例へば錄事參軍・縣令の如きも亦階官を示すものとなり、この階官を帯びて差遣の職に就くのであつた。階級を表示するものとして官の外に勳があり、爵があつた。併し宋代の官途に在る者は、臺閣に上り、又天子の親近の官となることを顯榮として官の遲速を問題とせず、劇要の位置に差遣されることを以て貴途として階勳爵邑を重んじなかつた。それは、宋朝に於いて獨裁君主權が確立したからであり、形式的貴族主義が既に失はれて居たからであらう。

中書・門下・尙書三省の名は尙存した。併し唐制に於いて宰相たるべきその三長官は、その位置を同



中書門下平章事及び參知政事に譲つた。中書門下省はその宰府として置かれ、皇城外へ移された三省の職事は頗る重要性を失つた。即ち門下給事中の封駁の權は銀臺司（初め樞密院に隸す）に移り、中書舍人はその職に任せず、制詞起草の職は直舍人院（正言以上給事中知制誥を以て充つ）と翰林學士と相對して之を掌つた。即ち内制外制である。中書・門下兩省の諫諍の職は諫院に於いて行はれ、知諫正言が特旨を以て之に當ることもあつたが、他官を以て之を領する時は知諫院と稱した。天子の言動を記することを掌る門下の起居郎と中書の起居舍人はその職を治めず、起居院が置かれ館閣の臣が之を兼ね同修起居注と云つた。即ち中書門下兩省の是等の職事は全く他官の兼領するところとなり、中書省判省事（中書舍人を以て充つ）及び門下省判省事（給事中を以て充つ）の職守は甚だ輕きものとなつた。之に反して、樞要の位置に升つたのは樞密院と三司とであつて、前者は兵政を總攬し、後者は財政を掌握した。省・部・寺・監は他官を以て主判事としたが、その前代に專掌するところは始ど新しき官廳に讓られ、官に定員なく徒に階官として形骸を止めるに過ぎなかつた。而して官吏はこの階官を帯びて内外の任使を領した。即ち差遣である。次に舊來の省部寺監等の職掌と宋初の官制との關係を略述しよう。<sup>(1)</sup>

尙書都省に當るものに判尙書都省一員があつて、諸司三品以上の官又は學士を以て充てたが、その職事は甚だしく、百官の集議定讞、大祀の際の受誓戒、在京文武官の封贈其他を掌るに過ぎない。<sup>(2)</sup>尙書省の六部には各々主判が置かれ、概ね學士・待制・館閣の官を以て之を領せしめた。吏部の職務の内、尙

書左選の事は審官東院が掌り、尙書右選の事は審官西院が掌り、侍郎左選の事は流内銓に、侍郎右選の事は三班院に歸した。戸部の職任は三司使の掌る所となり、三司は戸部尙書に當るがその權限は遂に重く、三司の度支副使・戸部副使・鹽鐵副使の三者は戸部侍郎に當り、度支判官・戸部判官・鹽鐵判官の三者は郎官に當る。三司はこの外刑部の比部・工部・將作監・軍器監・大府寺・司農寺等の舊職務をも併せて居た。禮部では判禮部を置いたが、禮儀の事は悉く太常禮院に歸し、貢舉の事は知貢舉官（禮部貢院）に屬した。兵部の事は樞密院に屬し、その判部事は主として武人の科擧を掌るのみであつた。刑部は判部事の下に詳覆官數名があつて諸路の大辟の詳覆を掌つた。而して別に審刑院及び糾察在京刑獄司が置かれた。工部の事は三司に屬し、職事が無かつた。

翰林學士は唐制を踏襲した。而して知制誥を帯びるものが本院の職事を兼め、學士を以て別に省・府の職任を領する者は知制誥を帯びなかつた。知制誥は中書舍人の制詞起草の職に當つた。

次に九寺を見ると、太常寺には判寺官を置き、博士の職を兼掌せしめたが、典禮の事は太常禮院に屬した。太常禮院は太常寺に隸して居たが、實は獨立せる官廳であつた。<sup>(3)</sup>宗正寺は判寺事二人がその職を掌つた。太僕寺の職の内、國家の厩牧車輿の政は群牧司（長官を制置使と云ふ）・騏驎院・諸坊監に分隸し、天子・后妃・王公の車輅の事のみが太僕寺に残り、判寺事一人が之を主つた。大理寺には判寺事の下に詳斷官八名を置き、天下の奏獄を裁斷することのみを掌つた。鴻臚寺の事は客省四方館に歸し、



光祿・司農・太府三事の事は三司に隸し、是等にも各々判寺事を置いたが、殘存せる職事は殆ど云ふに足りなかつた。衛尉寺の職は左右金吾街杖司・儀鸞司・内庫・軍器庫等に分離して總轄する所なく、又環衛の任は三衛・皇城司に分隸し、本寺は掌るところを全く失つた。併し尙判寺事一員を置いた。

國子監は判監事二員が之を總べ、直講八名を置いて教授を行つた。從前の祭酒・司業及び博士に當る。將作監の職は三司修造案に歸し、都水監の事は三司河渠案に歸し、軍器監の事は三司冑案に歸し、少作監の事は文思院・後苑造作所に分隸した。而して各監の職守は或は甚だ縮少し或は全く無かつた。秘書・殿中・内侍の三省に就いては、内侍省が略々前代の如く存する外、他の二省は單に名を存するのみであつた。

六統軍・十六衛は大禮朝會に遇ふ毎にたゞ官を遣して事を攝せしめ、天聖中始めて宗室の子を環衛官に補した。東宮官は常置しなかつた。節度使は本鎮の租賦を食まず、都督の名を帯びても實際は都督の事を行はなかつた。開封府應天府其他の大鎮には長官として牧尹の官制はあつたが、親王でなくては任じなかつた。觀察・防禦・團練・刺史の稱は武臣叙遷の階級となり、正任と遙領の別はあるが本州の事務を視ない。諸司の使副は武臣の階官となり、東班・西班・橫班に大別された。橫班の内、職事を有する者は閤門・客省四方館のみであつた。

地方行政組織に就いて見ると天下を路に分ち、之に轉運使を主として安撫使・提點刑獄等の監司を長

官として置き、路の行政を分掌し、且つ府・州・軍・監及び縣等の下級行政機關を監督せしめ、統治の綱紀を確立したことは最も顯著な特色である。而して府・州等に通判を置き長官の貳たると共に之を監せしめたことも亦前代に比してその特色をなすものであつた。

### (I) 元豐の新官制とその得失

國初の官制は第一項に述べた様に、名と實とが相伴はず、殆ど無用無爲の官廳が尙存して居つて、之を全體から見れば、頗る紛雜を極めたものと言はなくてはならない。よつて正名を唱へて官制改革を主張する者は既に眞宗・仁宗の頃からあつたが、未だ革正の氣運に至らなかつた。神宗が即位して王安石を用ひ、庶政一新に力を致すや、官制も亦大改造を加へられんとした。即ち熙寧年間、樞密院より官吏任用の職を割いて審官西院を設け、三司の權を削つて宰相が財政權を攬らんとし、或は司農寺を擴充して新法の事務を管掌せしめた如きものであつたが、元豐三年（一〇八〇）に至つて新官制が發布された。而してそれは唐の六典の官制に準せんとするものであつて、三省を立て、中書省旨を取り、門下省覆奏し、尙書省之を施行すると云ふかの大原則に依らんとするもので、三省は班を分つて政事を奏することゝした。かくして諸官廳の統合分割を行ひ、三省・六部・二十四司・九寺・五監の唐制は整然として回